

っていないというよりは、法令上何等の関係が付けられていない形になっているが、この点についても、自治体警察が処置し得ないような地方的な擾乱が起つた場合には、先ず国家地方警察の応援を求め、国家地方警察の手にも負えない場合には、国家地方警察から警察予備隊の出動を求めるというようにするとかして、両者の機能を有機的に結び付ける方が講ぜられることも必要であろう。警察制度の改革は、昭和22年9月16日付マックアーサー元帥の総理大臣あて書簡によるものであるが、その内容は、相当詳細にわたっている。警察予備隊の設置についても、同様の手続によつて指示された。

要するに、占領管理下に設けられた諸制度には、その目的が十分に達成せられず、又、実情に即さないため空文に帰しているようなものは相当あるが、積極的に害悪となつていいるものは左程多くはないといえよう。経済関係では、独占禁止法と事業者団体法、労働関係では労働基準法、それに警察制度について、現在部分的に行過ぎになつてゐる改革を緩和すること位であろう。民主主義の確立ということは、もとより、新日本の国是であるべきであるが、平和条約の規定により、現行法令の末に至るまで動きが取れなくするということは、民主主義の根本精神に反するといわなければならない。

付録 16 1950年11月16日目黒官邸における特別集会の議事要録

11月16日外相官邸集会紀事

参集者 総理の外 古島、馬場、津島、佐藤、板倉、横田、荒川
菱刈、西村

6時半ないし9時半

議事左のとおり

1 西村から

第1回集会後の対日講和問題の推移を簡単に説明し、それに附加して、講和問題について外務当局として研究したもの（第1回集会で問題にされた点について）を紹介した。説明の要旨は、別添のとおり。

2 出席者から開陳された意見の主なものは、次のとおり。

佐一確かに労働基準法は行きすぎだ。例えば、本年の年末は日曜である。銀行は年末

(192)

だから休む訳にゆかぬ。この日曜1日店をあけるため東京の銀行11行で5千万円の手当をださねばならぬ。

米国の銀行には労組はない。日本にはある。便法を講じたらというても（総理が、何か便法を設けられぬかといわれたので）、基準法が許さぬ。労組が許さぬ。総一米国の7原則のうち領土条項。それがヤルタ協定をうごかすものといえるか。（西村の説明にそういうことをいつたのに対し念を押されたものである。南樺太、千島の地位を4大国で協定すること、1年で協定ができないときは、国連総会の決定によるうとの提案は、南樺太をソ連に返還し千島をソ連に引渡すと協定した英米ソ3国のヤルタ協定を再審議しようとするもので、ヤルタ協定をうごかすものと考えると繰り返しておいた。）

板一予想されるように単独講和になるとすれば、非武装と武装制限を中心とする第2の安全保障方式は成りたない。

横一現実の国際情勢は、第2の安全保障方式の成立を許さない。日本の希望として持ちだすのなら意味はあると思うが。

領土条項で、米国の原則のうち台湾、南樺太などに関する新提案は、カイロ宣言なりヤルタ協定そのものまで動かそうとする趣旨ではなく、ソ連なり中共なりが平和条約にはいつてこないのだから、問題の決定を将来に延期するという意味合いのものと考へたい。

津一第2の安全保障の方式は、そういう条約案を作つておいて、ソ連も中共も加入してくるまで、棚に上げておこうというのだ。（同氏は、第1回集会で、熱心に、かような方式の必要をとかれた。）

板一日本の現実に考へねばならないのは、共産勢力に対する日本の安全である。とすれば、第2の方式は日本と米国との関係とトンチンカンになるぢやないか。

横一客観情勢からみて、日本としては、米国の考え方一國連による安全保障が確實になるまで米国その他の軍隊（なるべく米国軍のみでなく広く他国の軍がはいったがよい）と日本の施設との協力一に賛成していいではないか。

國連が日本の安全を引きうける時期は、國連が決定することとし、それまでの間、米国の考へている方式をうけいれよというのである。

國連が日本の安全をひきうけるようになったとき、日本は軍隊をもつべきであ

(193)

るかどうか。その時期になつて決定すべきで、今から決定すべき問題でない。現在のところ、日本は軍隊はもたないという方針をとるべきである。

板一日本は、軍隊をもつべきである。軍隊をもたないで、自国の安全を他国にゆだねようというのは、虫がよすぎる。

横一日本が軍隊をもつことに疑惑をもつ諸国がある。軍隊をもてば、これを強くしたがる。日本に軍国主義が再現しよう。日本は、軍隊をもたずにゆくべきだ。

板一戦争をするような大きな軍隊をもてというのではない。国を守るのに、まずその国の国民が血を流さねばならぬ。血を流し、国連軍などが援助にくるまで、もちこたえるにたる最小限度の軍隊をもてというのだ。何もかも他国にたよつて、独立国というのは変ぢやないか。濠、比などの主張が通つて、日本に軍隊をもたさないということになれば、もちろん、軍隊はもたぬことにする。

佐一板さんに同感だ。日本が無軍備でゆけば、結局は、米国の負担となる。米国はこの負担を常に永く負うてゆくことはできまい。

横一先方がもてといえどもつ。こちらから、もちたいというに及ばぬ。

板一自国を守るため軍隊をもつことは、民主主義に反せぬ。

横一小軍隊をもつ。それを強化したくなる。民主主義に徹した国民でない限り、軍国主義になる。日本の民主化がもつとしつかりなるまで、日本から軍隊をもつよう働きかけることは、遠慮すべきである。

板一戦争はきらいだという気分は、国民に浸潤している。

津一対外的には、「軍隊はもたぬ」でゆく。日本は、軍隊をもちたいとはいわぬ。板さんと横さんとの間に、つきつめれば、大きな相違はないと思う。表現の差だ。

日本の安全保障については、国連の保障と東亜の地域的集団保障の二重でゆけばよいと考える。昔の中国が連盟と九国条約のふたつでいった。それに近い考えで、安全保障の第2の方式のようなもの一連も中共も加入しようとするれば加入できるもの一を、国連による保障に加えて、作りたいと思うのである。

軍隊はいやいやでゆく。外からもといわれたらもつ。その軍隊は、日本の国軍であつても、国連軍の一部としてでもいい。

板一再軍備には憲法改正が必要だ。人民投票の結果は、反対が多いかもしれぬ。政変でもあつて、社会党内閣ともなれば、とくに然りである。最近の朝日の民論調査

は再軍備賛成51パーセントになつておる。憲法改正はできぬかと心配しておつたが、この調査の結果をみて、改正はできるかと思つた。

横一再軍備について、軍国主義の復活の可能性を憂ゆる。今日の再軍備賛成者は、そういう分子が多い。

馬一共產陣営に吞まれないためには、再軍備は必要だ。朝鮮動乱で、それは、はつきりなつた。

総一麻薬や奴隷売買のように共産党をアウトローする国際条約は考えられぬか。最近のオーストラリアの共産党非合法化法や米上院における非合法化案を資料にして、理想的な条約案を作つてもらいたい。(条約局長に要望されたので、「やつてみましょう」とお答えしておいた。)

津一信託統治は、米国の軍事上の必要からきたものだろう。だから第2の安全保障の方式から、小笠原や沖縄が非武装になるような考案は、とりのぞくがよろしい。非武装は、日本、朝鮮、鮮満国境に限つたがよろしい。(条約局長から了承しておいた。)

経済関係、とくに民主化の問題だが、オーストリア平和条約草案をみても、非ナチズム化だけが明文規定となつていて、それも、抽象的な規定である。かような抽象的な規定なら、かまわない。具体的に改革をとりあげて規定されたくない。米国もそんな考えはなからう。わたしらの心配がとりこし苦勞になるようお願いしたい。

国連加盟に拒否権のないよう手続改正はできないものか。(条約局長から、むずかしいことを説明。)

平和条約実施後6月の間戦勝国政府は通商航海条約を復活さすかどうかを通告する権利があることに、イタリア条約ではなつてゐる。日本の場合には、5年以上もたつて平和条約ができ各国とも日本との通商関係をどうするかを考える余裕が十分あつたんだから、この6月の期間はできるだけ短縮してもらふよう努力されたい。条約締結を促進するのが、ねらいである。

(総理から、戦後の通商条約をどうするかについて用意ありやとの質問あり。条約局長より、すでに研究を了し、わが方の提案したき条約草案は、一応まとまり、印刷物として存在する旨を答う。総理より次回会合の節、各位に配布すべき

旨申し付けらる。)

荒一平素親交あるノース・ウエストのキング氏の 内話によれば、日米関係の 平常化は、来年3月までに 完了すべしと 相当根拠ある 筋からの情報として 申しておるが、外務当局では、時期について何か情報をもたれないか。

(条約局長より、事務当局として、特別の情報をもたぬことを答え、平和条約成立後の外務省の機構について、特にDSの希望に応じ、接触しおる事実あり、そのうち、条約実施のため、特別に大きな機構は必要なるべしとの係官の意向ぐらいが特種の情報とでも申すべきか。このことは、次官からのお話で、総理も御存知かと存ずるが、一といつたところ)

総一外務省の機構の問題で、一番むずかしいのは、通商局問題である。米国式に外務省に通商局をおいて対外貿易関係を外交と一元的に運営するか、英国式に貿易院(ボード・オブ・トレード)のようなものをおいて二元式にやるのがいいか。自分として判断がつかかねている。どちらがよからうか。

津一外では、通商事務は領事がやる。領事を外務大臣が主管するか。ボード・オブ・トレードが主管するか。共管にするか。共管にすると実権は本属長官すなわち、身分決定権をもつ方の力が大きくなる。共管だと領事と外交官の交流が困難になる。どうすればいいか。むずかしい。

総理はじめ、皆、むずかしい問題だをくりかえして、食卓は散会となつた。

以 上

付録 17 日本の安全保障について(1950年11月)

——有田八郎氏の意見——

昭25.11.16.官邸で吉田総理より頂いた。 西村

1. 日本の安全保障について米国では日本を再武装せしめること及び米国軍を一時日本に駐屯せしめておくということを考えておるようであるが、現在の国際情勢から見て一応曰むをえないことと思われる。

然し日本が再武装することについては、例えば

- (i) 新憲法を改正しなければならないこと

(196)

- (ii) 太平洋諸国の相当根強い反対を押し切らなければならないこと

- (i) まだ充分民主化していない国民を刺戟して再び軍国主義的な方向をとらしめる危険あること等

いろいろな難問がある。

2. 日本が再武装するとして米国は如何なる程度の軍隊を日本に期待するのであろうかということを考えて見ると抽象的にいえば侵略国が日本領土を侵犯しようとするとき駐屯米国軍と共にこれに対して一応の抵抗をなし、国連軍等の来援まで持ちこたえうる程度の軍隊という位のものではなかろうか。そうだとすれば数ヶ師団の地上部隊以上に出でないものであろう。

数ヶ師団の近代軍隊を新設、維持するに幾何の費用を要するかは現在の自分として審に知るよしもないから、これが日本の財政経済に如何なる影響を与えるかを断言することは出来ないが、それが相当巨額に上り朝鮮、台湾、樺太、千島を失った日本、殊に敗戦後の立直りも出来ていない今日の日本にとつて容易なことでないことだけは想像に難くない。

以上のような数ヶ師団の新設維持が若し日本の経済財政を破綻に至らしめるものであるとしたら日本として無条件に受諾することは出来ないであらうし、米国としてもその経費全部を日本に負担せしめるようなことはしないであらう。

3. こういう風にいつて見ると日本再軍備の問題はさして困難なものでないように見えるが、よくよく考えて見ると冒頭にも述べたようにいろいろの難問がある。

其一は、この数ヶ師団の軍隊要員を比較的容易に且つ安価に確保する方法は徴兵にあると思うが国民の中には徴兵に反対する空気が相当に濃厚、強烈であらうことは想像に難くないから、日本再軍備の場合には志願兵の形式によらなければならない、そうなれば人件費は相当巨額に上るであらう。

其二は、日本再軍備には太平洋諸国が強く反対することである。無理やりに押し切ろうとすれば、押し切れないこともあるまいが日本将来の経済発展に幾多の障害を残し、日本排斥の口実を与えることになるであらう。

其三は憲法改正の問題である。国防のための軍備なら憲法第9条にてい触することなくして持ちうるとの議論があるかも知れないが、新憲法制定当時のいきさつから見ると国家のセキュリチーを維持するためでも戦争は出来ないというのであるから、日

(197)

本が再軍備をしようとすれば憲法を改正せねばならぬことは明らかなようだ。

然るに憲法を改正するについては種々考慮すべき問題がある。先づ国家の基本法の改正はいやが上にも慎重でなければならず、苟も朝令暮改の譏のあるようなことは厳に慎まなければならない。物事は初めが大切である。なる程憲法は国家、国民の利益のために作られたものであるから必要に応じこれを改変することは何等差支えない、今や国際情勢に予測しえなかつた大変化が生じたのだからこれに即応して憲法第9条に変改を加えることは当然であるともいえようが、新憲法のあの条項は一大理想を掲げて範を世界に示そうとしたもので非常な信念と覚悟が無ければ出来なかつたことである。それだけに出来るだけこの理想を守るのでなければ民族のプライドも何もあつたものでない。

其四は、憲法を改正して再軍備に乗り出せばまだ完全に民主化されていない国民を軍国主義に逆戻りさせる危険が甚だ大きくなる。

4. 私は国際情勢に予測しえなかつた変化が起つたことはこれを認めるが、これは寧ろ一時的現象と見るべきものとする。殊に米国の日本に期待するところが日本人から成る数ヶ師団の軍隊を新設維持する程度のものであるとするならば一時的、臨時的手段、方法でこれに対処すべきで、国家基本法の、しかも高遠な理想を掲げた条項に触れるようなことはすべきでない、又隣国の猜疑を招き軍国主義の抬頭を刺戟する結果となるようなことは此際極力避くべきであると思う。

私は例えば左の如き方法によつたら憲法を改正したり徒らに隣国の猜疑を深め、軍国主義の抬頭を刺戟したりすることなく、しかも米国のねらつておると同一の目的を達することが出来はしないかと考えるのである。

(イ) 日本は再軍備をしない、従つて憲法も改正しない、即ち外部からの侵略に対抗する日本軍隊を新設しない。その代り日本政府は日本に駐屯する国連軍若しくは米国軍の一部を成す数個師団の日本人部隊の要員を志願兵の形式によつて供給することを斡旋する。

(ロ) これ等の軍隊は国連軍若しくは米国軍なるが故にその創設維持の費用は原則として国連若しくは米国政府の負担とするも、日本はその経済、財政を破綻せしめない範囲内において年々若干の費用を国連又は米国政府に支払う。(その額は例えば国家総支出に対する一定比率による。)

5. 以上のような考え方については、独立国家としては多かれ少なかれ国防のための軍隊を持つべきものだとか、国防を他国に任せて頼みないのは国連や米国に対する協力の不十分を示すものだという批評があるかも知れないが、日本のセキュリティは日本ばかりでなく米国のセキュリティであり太平洋のセキュリティでもあるのだから(本年1月プレス・クラブに於けるアチェソン長官の演説)、日本の負担しきれないもの又は日本が引受けてやるのが得策でないような事柄を国連若しくは米国に負担してもらつたり、代行してもらつたりすることは決して不当なことではない。(おわり)

付録 18 1950 年 12 月 26 日目黒集会紀事議事要領

——添 付 書 類 三 つ——

昭和25年12月26日

目黒官邸 正午ないし2時

参 集 者 堀田(司会)、下村、辰見、堀、榎本、
井口、菱刈、西村

議事要領

まず、最近の対日講和問題の動きについて西村から報告(別添1号)をし、又、この集合の課題である作業の進み方をあらまし報告(別添2号)して、今日は結論をつけたいと要望した。

持参した「北太平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」(別添3号)について意見を交換した。その荒筋は次のとおり。

1 提 案 の 検 討

堀田一かような案を考えておくことは必要である。事実上できるかどうかとは別に、日本が安全保障についていただいているひとつの大きな考案を示すものとして、出す用意をしておこうというのであろう。国連憲章でも軍備の規制ということが一大原則としてあげてある。日本は、前大戦後のドイツのような行き方ばかりが、唯一の進路ではないということを考えるべきである。この提案はよく研究していただきたい。

堀田一提案にある「防備の現状維持」というものは、実際上の効果はあるものか。

堀一効果がある。

堀田一主力艦と航空母艦を常置させないのは英米にとって片手落にはなるまいか。

堀一ソ連は潜水艦を常置できなくなる。相互におびやかさぬことになる。提案は、片手落とはならぬ。

堀田一日本が恐れるのはソ連だ。条約上英米が大きな不利をうけるのは、日本に不利になりはしまいか。

堀田一一条約は主力艦、航空母艦、潜水艦を「常置」しないとしている。沖縄などは主力艦や航空母艦が碇泊できる港湾をもっていない。提案は、英米にとくに不利となる性質のものでない。

主力艦と航空母艦と潜水艦の3種が攻撃的武器（海軍）ということに大体一致している。

堀田一防備の現状維持と台湾、樺太、千島との関係はどうなるか。

（それは、これらの地域の最終的地位が平和条約で決定されるのだから、その決定によつて領有国となるものが現状維持の責任を負うことになるのである（西村）。

堀田一非武装地帯の広さについて200ないし600キロメートルの範囲は、最小限2、3日の陸軍の行程を考えてその間安全を保ちうるような気持で出したものであるから、これに拘泥されないように望む。提案のなかに数字は、ださぬがよろしい。

堀田一提案のうち第1案が無難だと思う。

堀田一非武装地帯は、朝鮮の国境だけで、いいだろうか。不足だとの感がする。もう少し加えるところを考ゆべきである。

堀田一提案の根本方針のうちに「自国の防衛に必要とする」という文句を考えなおす必要があろう。

堀田一「この地域における自国の領土の安全に必要とする」でよくはあるまいか。

堀田一空軍について「爆撃機」を常置させないというのは不完全だ。むずかしいところだが、「攻撃用機種を常置させない」とするのがよい。

堀田一(イ)朝鮮国境の外に「その他4国が協定する地域」

(ロ)「200ないし600キロメートル」というような数字はいれぬ。

(ハ)「爆撃機を常置させぬ」を「攻撃用機種を常置させぬ」と改める。

以上の3点が、わたくしの修正を要望する点である。

(200)

堀田一、堀、辰 全体として第1案をよいとする。

2 余 論

堀田一ソ連が軍事行動をおこし北海道にはいろとすればはいれるかもしれぬ。本当の軍事行動はおこさないで、ゲリラ的な侵入をやると仮定する。そんな情勢に対処するためには、どの位の兵力が必要であろうか。

堀田一ソ連は、そんな場合必ず国内随所でゲリラ的な行動をおこすだろう。だから、北海道なら北海道だけという訳にゆかぬ。全般的になり相当数の兵力がいるであろう。

堀田一さような時機になるとソ連から「赤い日本人」がかえってくる。引揚者だ。どうする。

堀田一警察予備隊が、どの位いれば、上述のような情勢をきりぬけて行けるだらうか。

軽戦車ぐらいいはもたねばならないであろうか。

堀田一自由に機動的に予備隊の部隊が行動できれば、数はそう多数を要せぬではなかろうか。ただし、擾乱は国内随所におこるから、予備隊は随所でくぎづけになる。現在の状況では、75,000ではもちろん安全といえない。

軽戦車ぐらいいは、もちろんもたねばならないと思う。

堀田一現存の3倍ぐらいいの予備隊がいりはせぬか。

仮りに、空挺部隊が外からはいつてくるようなことがあれば、どうなるう。

堀田一空挺部隊をソ連がいれたら、対処する方法はあるまい。

堀田一現行犯でなければ逮捕できないという現行の警察、刑訴の制度がじやまになる。かような制度のもとでは騒擾はどんどん伝播していつて、少数の不逞者のために、国内治安を攪乱し廻されることになる。残念な事態だ。

堀田一経験者は、従前。「特高」のごときものの必要を説いている。

堀田一騒いでいる人数より多い警官がなければ取り鎮めえないような現状はこまりものである。

(了)

別添1 講和問題の推移—安全保障を中心として— (1950.12.26)

経過の一般

の対日講和についての提案は、11月23日ソ連邦が米の提案とソ連の覚書

(201)

とを公表したので、国務省も24日ふたつの文書を発表した。それで、米国のいう対日講和7原則もこれに対するソ連の態度もはつきりした。

更に、12月4日中共政府外相周恩来は、対日講和について長文の声明書を発表した。この声明は、「米の提案とソ連の覚書を検討した上中共政府は次の声明をなすことを自分に許した」と冒頭して、中共の立場を明確にしたものである。

(この三つの文書は、配布した印刷物におさめてある。その安全保障に関する部分は、米覚書の4項とソ連覚書の4項、5項と中共声明の5項、6項とである。中ソの立場が完全に同一であることを示しておく。)

2 9月中旬から開始された非公式会談の結果はどうであろうか。国連総会は、既に休会にはいつておる。米国としては、総会開催中に非公式会談の一応の結論を得たいと希望していたようだ。実際はどうか。12月14日のワシントンUP(ヘンスレー)の伝えるところは、真相を伝えておるまいか。同電はいう。

「米当局は2月以上も前にオーストラリア、ビルマ、カナダ、インド、パキスタン、オランダ、英、ソ、フィリピン、ニュージーランド、国府、仏の12国に原案を提示したにもかかわらず、各国から決定的な回答のないことに失望したとはつきり認めておる。

反応を示したのは、ソ連、フィリピン、オーストラリアの3国だけで、それとても実のある回答というより問題の解明を要求したものだった。しかも11月20日のソ連の質問書は琉球・小笠原の信託統治を要求する米国の意図に反対し、台湾、南樺太、千島などの旧日本領土の処理を将来の問題としようという国務省の主張を頭から否定し、且つ、米提案は再軍備を日本の自由にまかすものだとして解釈している。

ダレス顧問とアリソン課長は、ソ連に対する回答を準備しているが、消息筋によるとソ連の主張を全面的に拒否し必要とあらば、ソ連を除いて講和を進める意向を明らかにしたものとなろうといわれる。

米当局は朝鮮動乱の形勢逆転で講和延期を考慮せざるを得なくなつたとの報道を強く否定して「米最高首脳筋は朝鮮動乱で対日講和はさらに一層緊急問題となつたと考えている」といつておる。これらの米当局筋の考え方は次のとおりである。

1. 極東情勢の悪化により日本国民の好意と支持を確保することが、さらに一層

(202)

必要となつた。

1. そのためには、日本を被占領国の悲境におくよりも、占領を解かれた主権国家とするがよい。

1. しかし、米国は日本を無防備にしておかない。日本と別個の協定を結んで、米軍を日本防衛軍として残す。

1. 米国は究極的には日本の再軍備を考慮する。」

追加するが、駐米インド大使は12月21日インド政府の回答を米政府に伝えた。インドは条約起草に中共を参加させねばならぬといい、又、安全保障にかんする米国の提案に反対して、かような取極は講和会議と別個に日米間の交渉によつてきめられるべき問題だといつておるといわれる。(21日ワシントンUP)

3 同じく12月14日のUP電(ヘンスレー)は、上述のような方向で合衆国は進んでいるから、「もし対日講和に関する連合国の措置があまり長引くならば、米国がまず戦争状態終了宣言を発し、ついで他の連合国もこの例にならうよう働きかけることになるのは、ほぼ確実と思われる」と外交筋が語つたと報じた。が同日のワシントンAP電は、「ワシントンの権威筋は米政府はいま近い将来において対日戦争状態の終結宣言を行おうという計画を考慮していないと言明した。」と打ち消しておる。

4 12月17日ニューヨークAFP電は、「対日講和に当っている米当局の意向では講和条約の締結はおそらく51年5月までということだった。が、最近の朝鮮における情勢のため相当おくれる見込だ。ニューヨークの外交筋では、対日平和の締結は望ましいが、日下のところ朝鮮の作戦とそれにつづく軍政両面におけるソ連及び中共の出方に対処するのが先決問題だとみている。それにもかかわらず、ダレス顧問は依然活潑に交渉を続けており近くマ元帥と討議するため再度日本を訪れるだろう。」といっている。ダレス顧問の再度訪日については最近のニュースウィーク誌(2月といっている)やその他の報道(12月18日と22日ワシントン坂井特派員電)も伝えている。

5 ワシントンにおけるトルーマン・アトリー会談では対日講和はとりあげられなかつたという点では、どの報道も一致している。

1. 安全保障についての各国の立場は、前述のように、ソ連と中共の考え方がはつきり

(203)

したことを除けば、前回の会合後、とりたてて紹介するような報道は、見当たらない。
これまでの報道は、

イ オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンが日本の再侵略国となること
に対する保障を必要としている。

ロ インドが外国軍の駐屯は日本の主権を侵害する虞があるとしている。

50年12月21日ワシントンUP電によると、インドは同日ダレス顧問に対し
インド政府の回答（米提案にたいする）を伝えたが、そのうちで「安全保障に
かんする米案に反対である。」「提案にあるような取極は講和会議と全く別に日
米間の交渉できめられるべき問題だ。」といったと報じられた。

ハ オーストラリアが安全保障として太平洋同盟案を出しておる。

に要約できよう。

2. 12月18日と21日のワシントン坂井特派員の電報が再度にわたり、また、12
月25日のニューズウィーク誌が次のような趣旨を伝えているのは耳新しくわれわれ
の注意をひく情報である。

イ 「米政府は対日講和の実現に努力しているが、国際共産勢力の露骨な政策が極
めて危険な様相を呈してきた世界の現情勢にかんがみ条約成立までの措置として
従来連合軍の管理下におかれていた日本の地位を根本的に改め日本の自衛権を確
認し、同時に、その安全をまもるにもつとも合理的かつ適当な協定または契約を
結ぶことになる模様である。」（18日）

ロ 米国政府の枢要な地位にある当局者は21日次のとおり語った。

「1. 米政府は、日本が1日も早く完全な主権をもつ国になり、各国と平等の地位
に立つて平和愛好の諸国と世界の平和を確保するため協力することができる
よう努力しているが、現下の世界情勢にかんがみ日本がその自衛能力を十分に
発揮しうよう、なるべく速かに日本の主権を回復することを慎重に考慮
している。

2. 米政府が常に希望している講和条約をできるだけ早く実現しようとする努
力は従来どおり今後も継続される。

3. 最も大切なことは、日本人自らがこの共産主義の危険に対して世界の民主

（204）

主義と自由を擁護する国々と協力する精神をもつかどうかということであ
る。」（21日）

同電は、新年早々ダレス顧問が来日してマ元帥と日本政府首脳と会談すること
となつていと報じておる。

ハ 「ダレス顧問は近くマ元帥と日本の指導者と会談するため訪日する。

世界の危機は、ワシントンの対日講和のための計画を急激に変化さした。新目
標は、日本人にほとんど完全な自主権を与えると同時に日本に防禦的陸軍を建設
することにある。講和条約は、時間がかかるので、何か他の方式を案出しようと
するものである。」（25日）

別添2 安全保障に関する研究の経過

1. この研究は、講和問題に関連して一番問題となる安全保障について、よく新聞に出
てくる「外国軍隊の駐屯」を中心とする安全保障の方式は、とりあえず差しおいて、
「非武装地帯の設定と軍備の制限」を中心とする何か理想的な安全保障の方式を考案
することを目的としたものである。

2. 10月24日に第1回の会合を開いて、(イ)合衆国が9月中旬からやつている非公式
会談の進行ぶり、(ロ)合衆国の対日講和7原則について説明申し上げた後、駐兵取極案
の外にどういふ風な「非武装と軍備制限」を中心とする方式が考えられるかについて
御研究を願った。

その折の結論とも申すべき事柄は、

(イ) 米軍の駐屯によつて安全を保障する方式は、日本に軍備がないということが理由
になつてゐる。だから、例えば、日本の再軍備が発足した場合にあつさり米軍が撤
退しないように取極でしばつておく必要があろう。

(ロ) 非武装を中心とする方式は、軍事的にも成立しにくい。政治的にも実現性がな
い。安全保障としても有効性は疑わしい。しかし、世界から戦争をなくそうという
理想を生かすために、又、講和問題の接衝上この方式を提出することは有意義であ
る。

ということになり、その意味で具体案を考察しようということになった。

3. 10月31日第2回の会合をした。

（205）

非武装と軍備の制限を中心とする提案を考察した。

(イ) 条約の適用地域の範囲

(ロ) 非武装地帯の場所と範囲

(ハ) 陸軍と海軍と空軍との制限の方式

というような点について意見が交換され、大体の結論が得られた。

この会合には、議論の材料として、事務当局が作成した北太平洋6国条約案の形をとった同ような趣旨を盛った文書についても批評が行われた。日本がこの種の提案をするとして、かような首尾完備した条約案の形とせず、もつと漠とした原則を述べた文書によるのが適当であるというのが全員一致の見解であつた。

で、大体の結論として、この日の研究の結果を基礎として原則的な提案を盛った文書を作成して見て、それを再検討し、この会合の最後の意見として総理に差しあげられるものを作ろうではないかということになつた。

4. 今差し上げた「北太平洋地域における平和及び安全の強化のための提案」が、わたくしの手許で作った試案である。これについて意見を交え、何とか結論を得たいものである。

別添3 北太平洋地域の平和及び安全の強化のための提案（1950. 12. 20）

相互に且つすべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望ほど、今日、世界に普遍なものはない。この願望が実現するためには、国際の平和と安全とが、国際連合の憲章の目的と原則に従つて、国際連合によつて維持し増進されることが必要である。

世界の平和と安全の増進は、北太平洋地域の平和と安全の維持にかかることが大である。対日平和条約に関連して、連合国において、同地域の安全保障が問題とされておることは、けだし、当然である。この地域の中心に位置する日本が、この問題について、とくに深甚な関心をもつものであることは、連合国において、容易にりようとせられるであろうと信ずる。

この問題に関する日本国政府の所信を、ここに、あえて開陳する。ついては、連合国においては日本国の願望がひたすら世界の平和と安全の増進にあることを思い、虚心坦懐に考慮を加えられるよう懇請する。

（206）

根 本 方 針

北太平洋地域における平和と安全を増進するためには、この地域における侵略に対する武力制裁を組織化すること（これは、国際連合憲章によつて既に組織されており、且つ、1950年11月3日国際連合総会が採択した「平和のための統一行動」によつて補完された。）もさることながら、むしろこの地域において主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）が保有する軍備を防衛的のものに限定することによつて相互の安全感を強めることによつて、地域全般の平和と安全とを増進することの意義あるを感ずる。

換言すれば、北太平洋地域における平和と安全は、日本及び日本から離れて独立を回復する朝鮮が、世界の平和と安全のために戦争を放棄し軍備を保有しないと同時にこれら非武装の地帯の周辺一定の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の防衛に必要とする程度に限定し攻撃的性質を有する軍備を保有することを排し控えることによつて、相互の安全感を高め且つ信頼を固めようとするものである。

具 体 的 措 置

1 非武装国

イ 北太平洋地域の平和と安全の増進のため、日本は、その憲法の規定し且つ既に実行しておる非武装を維持する。

ロ 日本から分離して独立を回復する朝鮮も、同様の目的のために、日本と同じく非武装とする。

2 軍 備 の 制 限

主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）は、左記の軍備の制限措置を採ることによつて、北太平洋地域の平和と安全を確固たる基礎の上におくように協力する。

（第1案）

実際上の無理が少く、連合国の感触を害する懸念も少からうと思われるもの。

イ 非武装地帯
朝鮮の国境に沿ひ中国及びソ連邦

（第2案）

軍事的見地からまとめたもの。

イ 非武装地帯
日本から分離される地域と朝鮮の

（207）

の領内に4国が協定する範囲の非武装地帯を設定する。

非武装地帯においては、陸、海、空3軍のすべての軍隊並びにすべての防備施設及び軍用施設の使用を禁止する。

ロ 防備の現状維持

東経110度以東、北緯20度以北、東経170度以西の北太平洋地域における大陸、島しょ及び海面において、4国が保有する陸、海、空3軍の防備施設及び軍用施設並びにこれらの施設の武装は、現状維持とする。

ハ 陸軍の制限

4国は、各自が右の地域内に常駐させる陸軍兵力を右の地域内にある自国領域の防備のため必要な兵力にとどめる。

ニ 海軍の制限

4国は、右の地域内の海面に主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

ホ 空軍の制限

4国は、右の地域内に爆撃機を常置させない。

国境に沿い中国及びソ連邦の領内に4国が協定する200ないし600キロメートルの地帯は、非武装地帯とする。

非武装地帯においては、陸、海、空3軍のすべての軍隊並びにすべての防備施設及び軍用施設の使用を禁止する。

ロ 防備の現状維持

規定しない。

ハ 陸軍の制限

これは、規定しない（陸軍については非武装地帯があるのみである。）

ニ 海軍の制限

4国は、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、北緯20度以北の南支那海及び北緯20度以北、東経170度以西の北太平洋において、主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

ホ 空軍の制限

4国は、東経110度以東、北緯20度以北、東経170度以西の北太平洋地域において機種のかんを問わず軍用機を駐在させない。軍用施設は破壊又は撤退しなければならない。

警察用、関税用、気象観測用、測量用、漁業観測用の航空機並びに民間航空用の航空機及び航空施設は、禁止の外にある。

(208)

3 監督

非武装又は軍備の制限が国際的に約束される場合、これらの約束の履行を確保する問題がある。条約の実施の監視は、あげて国際連合に委託することによつて解決されるよう提案したい。こうすれば、最も公正な実行可能な監督を実現することとなる。とくに1950年11月3日連合総会によつて採択された「平和のための統一行動」決議によつて、総会はいかなる役割を引き受けるに必要な権限と機関とを有するにいたつたとみてよいであろう。

4 国際連合憲章との関係

国際連合憲章第103条は、連合加盟国にとり憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先することを明定している。上述したところの軍事上の制限もこの憲章第103条に服従するのであつて、連合加盟国が、憲章の条項に基いて軍事的措置を採る場合には、上述の制限によつて阻害されることはないのである。この趣旨は、関係連合国の間に明らかに了解されておく必要がある。

以上

付録 19 北太平洋地域における平和および安全の強化のための提案

(1950.12.27)

— 12月28日答申として総理へ提出 —

相互に且つすべての国民及び政府とともに平和のうちに生きようとする願望ほど、今日、世界に普遍なものはない。この願望が実現するためには、国際の平和と安全とが、国際連合の憲章の原則に従つて、国際連合によつて維持し増進されることが必要である。

世界の平和と安全の増進は、北太平洋地域の平和と安全の維持にかかることが大である。対日平和条約に関連して、連合国において、同地域の安全保障が問題とされておることは、けだし、当然である。この地域の中心に位置する日本が、この問題について、とくに深甚な関心をもつものであることは、連合国において、容易にりようせられるであろうと信ずる。

(209)

この問題に関する日本国政府の所信を、ここに、あえて開陳する。ついては、連合国においては日本国の願望がひたすら世界の平和と安全の増進にあることを思い、虚心坦懐に考慮を加えられるよう懇請する。

根 本 方 針

北太平洋地域における平和と安全を増進するためには、この地域における侵略に対する武力制裁を組織化することもさることながら、むしろこの地域において主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）が保有する軍備を防衛的のものに限定することによって相互の安全感を強めることによって、地域全般の平和と安全とを増進することの意義あるを感じる。

換言すれば、北太平洋地域における平和と安全は、日本及び日本から離れて独立を回復する朝鮮が、世界の平和と安全のために戦争を放棄し軍備を保有しないと同時にこれら両国の周辺一定の地域において主たる連合国が保有する軍備をこの地域における自国の領土の安全に必要とする程度に限定し攻撃的性質を有する軍備を保有することを差し控えることによって、相互の安全感を高め且つ信頼を固めようとするものである。

具 体 的 措 置

1 非 武 装 国

イ 北太平洋地域の平和と安全の増進のため、日本は、その憲法の規定し且つ既に実行しておる非武装を維持する。

ロ 日本から分離して独立を回復する朝鮮も、同様の目的のために、日本と同じく非武装とする。

2 軍 備 の 制 限

主たる連合国（合衆国、英国、ソ連邦、中国）は、左記の軍備の制限措置を採ることによって、北太平洋地域の平和と安全を確固たる基礎の上におくように協力する。

イ 非 武 装 地 帯

朝鮮の国境及び4国が協定するその他の地域に非武装地帯を設定する。

非武装地帯においては、陸、海、空3軍のすべての軍隊並びにすべての防備施設及び軍用施設の存在を禁止する。

ロ 防衛の現状維持

東経110度以東、北緯20度以北、東経170度以西の北太平洋地域における

大陸、島しよ及び海面において、4国が保有する陸、海、空3軍の防備施設及び軍用施設並びにこれらの施設の武装は、現状維持とする。

ハ 陸 軍 の 制 限

4国は、各自が右の地域内に常駐させる陸軍兵力を右の地域内にある自国領土の防備のため必要な兵力にとどめる。

ニ 海 軍 の 制 限

4国は、右の地域内の海面に主力艦、航空母艦及び潜水艦を常置させない。

ホ 空 軍 の 制 限

4国は、右の地域内に攻撃用機種を常置させない。

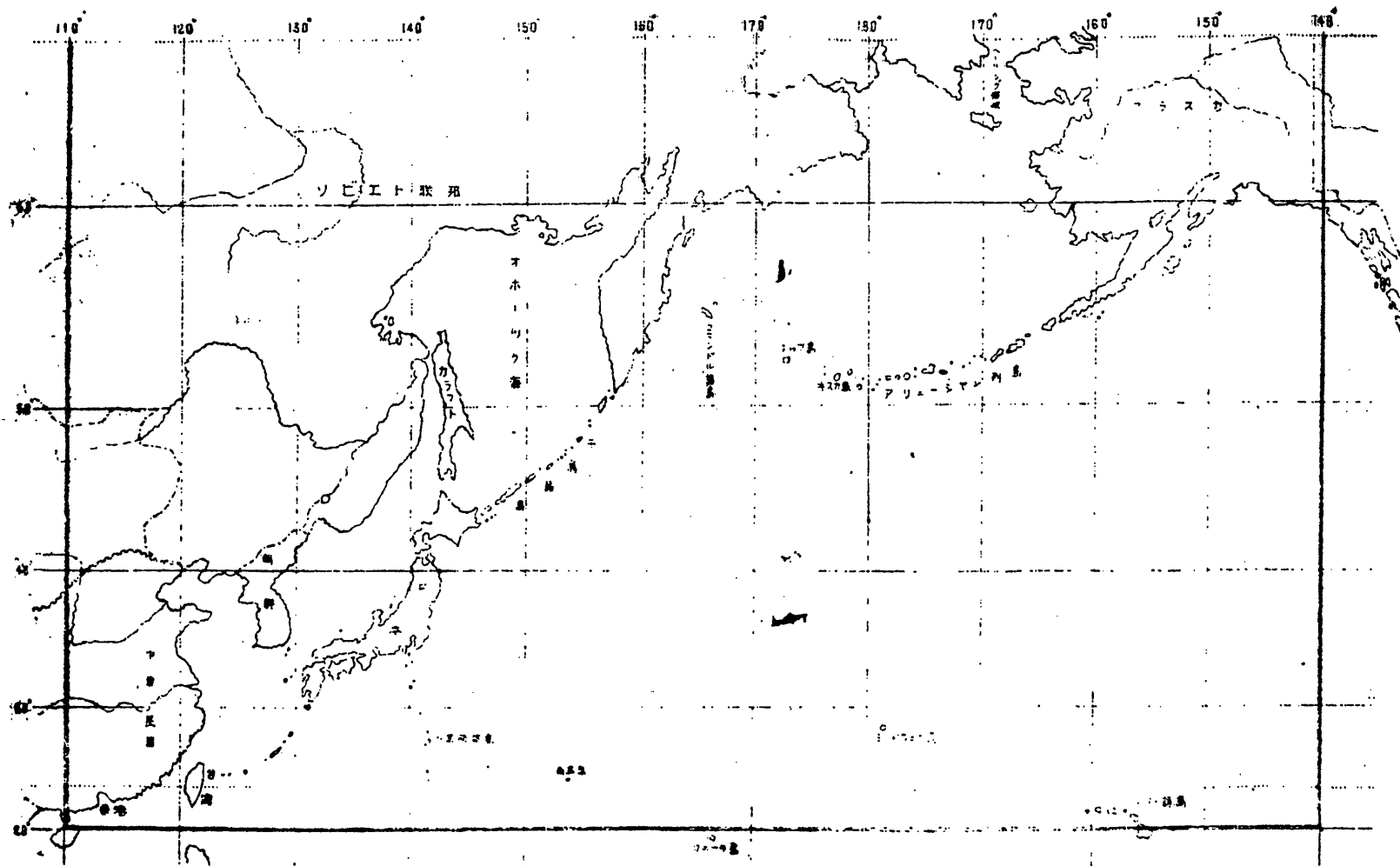
3 監 督

非武装又は軍備の制限が国際的に約束される場合、これらの約束の履行を確保する問題がある。条約の実施の監視は、あげて国際連合に委託することによって解決されるよう提案したい。こうすれば、最も公正な実行可能な監督を実現することとなる。とくに1950年11月3日連合総会によって採択された「平和のための統一行動」決議によつて、総会はいかなる役割を引き受けるに必要な権限と機関とを有するにいたつたとみてよいであろう。

4 国際連合憲章との関係

国際連合憲章第103条は、連合加盟国にとり憲章に基く義務が他の国際協定に基く義務に優先することを明定している。上述したところの軍事上の制限もこの憲章第103条に服従するのであつて、連合加盟国が、憲章の条項に基いて軍事的措置を採る場合には、上述の制限によつて阻害されることはないのである。この趣旨は、関係連合国の間に明らかに了解されておく必要があろう。

以 上



付録 20

1 講和問題に関する国務省係官の談話に関する件 (1950. 10. 14)

本報告書は国務省北東アジア局関係官その他との会談を取纏めたものである。報告書作成当時ダレス氏はアリソン氏を伴い紐育において関係国代表と意見交換中であり、対日講和の直接的責任者としては国務本省には次官補ラスク氏、フェアリ氏（アリソン氏のアシスタントとして対日講和問題に専任している）等が残留していた。本報告書は9月下旬から10月中旬までの間にフェアリ氏と3回会談した際得た情報を中心としてラスク、ジョンソン、オバトン、ウォーナー氏等との会談の要旨を附加したものである。

注 国務省の対日講和関係者左の通り

RUSK, Dean	Assistant Secretary of State, Director of the Bureau of Far Eastern Affairs
ALLISON, John Moore	Director of the Office of North East Asian Affairs
JOHNSON, Ural Alexis	Deputy Chief, the Office of North East Asian Affairs
FEAREY, Robert Appleton	開戦直前のグルー大使秘書、終戦後総司令部外交局勤務、現在講和問題事務に専念している。
WARNER, Gerald	Chief of Japanese Desk, Office of North East Asian Affairs
OVERTON, Douglas William	Assistant Chief of Japanese Desk, Office of North East Asian Affairs

本件講和問題については当方より質問を提起することは微妙であると考えられたので、当初は極めて慎重な態度を持っていたが到着直後オバトン氏より自発的に講和に関する一般的空気、引揚問題、刑事裁判権移管等についての内話あり、ウォーナー氏に対して講和問題に関する打診を行つたところ同氏はフェアリ氏を紹介し会談の機会を与えて呉れた。フ氏は会談内容の機密保持については当方の注意を喚起したがその態度は極めて友好的であつた。

各係官との会談で得た印象は、(i)米国としては今度こそ何とか対日講和を押し切りたいという熱意の見えること、(ii)条約の内容について日本側の希望を十分に尊重したいとの意向が各係官によつて強調されたこと、(iii)将来における日本の再軍備については米国

としては内心これを強く希望しつつも表面においては日本自身の意向が重要な決定要素をなすとの建前を持していること、従つて右に関する日本国内の輿論の動向に強い関心を有していることであつた。

1. 対日講和推進に関する米国の方針

(1) フ氏は本件に関する米政府部内の見解は統一されていると語り、議会との連絡を担当する國務次官補代理ブラウン氏は対日講和問題については民主・共和両党の足並は揃つていると述べた。

(2) フ氏は米国としては現にダレス氏が紐育で行つている極東委員会構成13ヵ国との話を12月上旬までに終了したい意向であり、目下ダレス氏は安全保障に関する国連総会の権限強化等についての交渉に没頭しているが右が終了次第対日講和問題に専念する筈である。なお極東委員会構成国の外、朝鮮、インドネシア等にも協議する必要があると思うと語つた。

(3) フ氏はソ連との協調は期待できない。然し右が不可能なる場合においても対日講和は推進する旨を述べ「最近紐育においてダレス氏よりマリク氏に対して対日講和の話をしたいと申入れたところマは草案が出来ているかと質問し、ダより草案はないと答えたところマはマクマサー元帥は永久に日本にいる積りではないのかと述べた。」右が両氏会談の全部である。何れにしてもこれによつてモスコーは本件につきインフォームされた訳であると語つた。

なおフ氏はソ連を除外した条約が出来る場合F E C及び対日理事会は当然解消することになるが、条約そのものにはソ連加入の途を開いて置くことになる述べた。

(4) フ氏は英国とは他の関係国と同様目下会談を進めているが従来よりの交渉の経緯に鑑み shipping 等の問題を除き原則的な問題については意見の相違はないと思う、他方、濠州、比島から日本の再軍備について可成強い反対が出ていると語つた。

(5) 中国の Representation に関するフ氏の見解左の通り。

米国としては外交関係を有するのは国民政府のみである。国民政府は又F E Cのメンバーでもある。但し台湾の国民政府が対日講和条約に調印するということは、Farce であるともいえる。又中共を承認している国もある。米国と国民政府の関係

も将来変化するかも知れない。何れにしても本件は複雑な問題であるがこの為に条約問題の進展を行詰らせる様なことはしない。解決の方式は幾つかあるであろうが中国を除き関係国の会議を開いて Representation の問題を決する方法もあろう。

(6) ジョソソン氏及びフ氏は、関係国との一応の話し合いが終れば本件について日本政府責任者及びその他の指導者の意見を聴取する而して米国としては日本側の希望を十分に尊重する用意があると語つた。当方より関係国との話し合い終了後の条約案は一応固つたものと考えられるが、日本側の希望はどの程度に考慮されるかと質問したところ、フ氏は、米国としてはあくまで弾力性のある案をもつて臨み日本側の希望には十分に耳を傾ける用意があると強調し、ラースティングピースをつくるのが米国の目的であると語つた。

(7) 条約成立時期についての見透に関しては、フ氏は、1年又はそれ以上かかるのではないか、批准終了に相当の日数を要するであろうからと述べた。

2. 講和条約の内容に関する米国の構想

(1) フ氏は安全保障のための米軍の駐屯については講和条約そのものは一般的な規定を設けるだけであるから米英、米比関係の如き関係を設定する別の条約を必要とするであろう、例えば駐屯軍兵士の行動に対する裁判管轄権の如き問題も生じて来る、右に関連して日本国内で Military Base という表現が行われているが米国としては治外法権的な基地を設定する考えはないと述べ、日本の輿論に強い関心を示した。

次いでフ氏は太平洋条約というが如き集団的安全保障の構想については、例えば比島、濠州がかかる計画を提唱したこともあるが参加国の範囲、非参加国との関係という複雑な問題あり、他方大陸にあつてソ連圏と近接している国の防衛は現実的に困難であるという事情もある。米国としては本件は現段階においてはアジア諸国が自らの発意により進めて行くべき性質の問題であると考え、何れにせよアジアの事態は欧州とは客観的に異つていると述べた。

更らにフ氏は日本の国連への加入に関してはソ連の拒否権の問題があり直ちに加入することは難しいかも知れない、但し国連の附属機関へは加入出来るし又国連へ加入していなくてもその保障を受け得るかという点については朝鮮がその一例であると述べた。

- (2) 日本の再軍備及び軍需生産に関して、フ氏は米国としては何等制限を附する積りのない旨を述べたが、右に対する関係国の一部よりの反対要求を如何に調整するかの問題については現段階では何ともいえないと語った。

フ氏は米国としては日本が自らの力で自己を防禦する努力をなすことは希望するという趣旨を強調すると共に在外米軍が特定地域に釘付けされることには困難な事情があり、日本防禦のため何時までも米軍の駐屯を期待されては困る、但し再軍備そのものはあくまで日本自身の決定すべき問題であり、財政的事情にも鑑み徐々にこれを進めて行く方法もあるであろう、なお米国が日本の再軍備を援助しないという新聞記事は単なるスペキュレーションであると語った。

フ氏は又、何れにせよ日本はソ連の攻撃に対して単独では戦い得ないと述べ、再軍備した場合においても日本自身ソ連からの攻撃に対して戦意ありやに危惧を抱いているかに見受けられた。

なおフ氏は本件についても日本の輿論の動向について極めて強い関心を示し、再軍備のためにはどうしてもレファレンダムが必要か、どの位の時間を要するだろうか等の質問をなした。

(3) 領土関係についてのフ氏の説明左の通り

- (i) 千島についてはハボマイ、シコタン等の問題もあるが現実にソ連が占領している以上未解決のままとする外はない (Mr. Cargo, Office of Dependent Area Affairs, Bureau of U.N. Affairs も同趣旨を述べた)

- (ii) 沖縄については国連信託の線で進んでいる。右は必しも国務省の意見ではないが軍部の強い希望によるものである。他の形式による基地設定についてはセキュリティその他の関係で軍部説得に困難がある。

沖縄は歴史的、民族的にバックグラウンドを異にしていると解釈している。

右信託地域の範囲は未だ決定していないが、日本本土に近い島については歴史的、民族的に日本とのシミラリティを持つているといえる。

現在沖縄は軍政の失敗もあり経済状態が悪いが、将来は行政機関を刷新するとともに日本との密接な経済関係を設定する方針である。

(Mr. Robins, Acting Chief, Office of Dependent Area Affairs, Bureau of U.N. Affairs は沖縄が信託となる場合現状より見て経済援助を必要とするが

(216)

議会の承認を得ることは困難であると述べ、又沖縄信託問題につきアチェソン長官の諮問を受けたと語った。))

この地域の将来の地位については、米国としては情勢が変化すれば何時までもこれを必要とする訳ではない。然し、その場合処分は国連の決定すべき問題である。

- (i) 小笠原諸島は未決定である。(何れにせよこれは日本にとつて特に重要な問題ではあるまいという口吻であつた。)

(4) 経済関係諸問題に関するフ氏の説明左の通り

- (i) 漁業については北洋漁業をも含めて、公海における漁業は自由であるとの建前をとるが、他方条約締結国との間に協定を設けて調整を計ることとなるであろう。

- (ii) 賠償については49年の打切り声明で明かな様に従来関係国の説得に努めて来た。比島、ビルマが未だに要求を持しているが、米国としてはこれが説得に努力する積りである。

- (iii) 連合国人の対日クレームの清算は、各国別にその国にある日本の財産から清算するという線で既に行われて来た。対日クレームがその国にある日本財産以上となる場合もあるが、米国としては成る可くこの線で止めたい意向である。清算された日本人の在外私有財産について補償を必要とするならば日本政府が行う外はない。

- (iv) 日本人が連合国に対して提起されるクレームについては、伊太利条約の規定の通り条約成立と共にその権利が消滅することとなろう。

但し戦前の債権債務関係が維持されることはいうまでもない。

- (v) 日本政府所有の金については、他国より略奪したもの及び債務の引当となっているものを除き保有を許されるであろう。(この点フ氏は充分に研究していなかったとの感じを受けた)

- (vi) 占領費、対日援助費等については、別にファイナンシアルな問題を規定する条約を必要とするであろう。例えば条約成立後の米軍駐屯に関する経費等もこの種条約によつて規定されることとなろう。

- (vii) 講和条約締結後各国との間に通商航海条約が出来るまでは相互に最恵国待遇を

(217)

与えることとなるであろう。

(5) 政治条項に関するフ氏の説明左の通り

(i) 米国としては占領下に行つた民主的諸改革が維持されることに関心を有しているが、条約中に一般的表現によるかかる一項を挿入すれば日本国民は resent するであろうか。プリアンブルには当然民主主義維持に関する表現が折込まれることとなるであろうがプリアンブルでは厳格な意味で義務とならないところに難点がある。何れにせよ詳細に亘つて拘束を課する考えはない。

(ii) 追放については条約締結後においては日本政府が関係法令を如何に改廃するかの問題であり、戦犯については条約締結後も刑の執行を確保する方法を取る。

(6) 条約の義務履行の監視機構について、フ氏は条約そのものが日本にどの程度の制限を課するかに係っているが通常的外交的チャンネルによつてもこれを行ひ得るであろうと述べ、この点あまり重視していないという印象を受けた。

2 時局に関する件 (25. 12. 28 倭島記)

1. 先般帰朝直後報告申し上げました際は意をつくさぬ点少くなかつたように思われますのでさらに私の見聞しました処とその印象並びに所見を申し上げたいと存じます。

2. 第1に一般情勢について私の接触した範囲の人は次の通りであります。

国務省関係は 前報告の通りであります。就中相当打割つた話をしたのは、アリソン、ジョンソン、ウォーナー、オーヴァートンの4人でありました。

コロンビア大学の極東並びに日本関係の教授にも数回会いました。ボートン、エドワーズ、ヘンダーソン、ダス等であります。就中ボートンはライシャワーと共に条約関係で国務省の相談を受けている人であり、ダスはもともと印度独立の志士でわが国でも明治末期から大正にかけての政界の要人に知已多く大変な日本びいきにて特に印度に関する関係においては教えられる処が少くございました。かれの紹介で印度人でネルーにも親しいモダック博士にも会いました。

経済金融関係ではウォール・ストリートの金融家で且つジャパン・センターを主催しているウッドベリー及びマクマナミーその他、その紹介でバンカース・クラブ及びセヴンス・レヂメント・アーマリにて数氏に会いました。

新聞及び評論家としてはジョージ・イー・ソコルスキー及びユー・エス・ニュー

ズ・アンド・ワールド・レポートのディヴィッド・ローレンスに会いました。

宗教界の関係は主としてYMCAの人でベンス、ジャーゲンソンその他2、3に会いました。

軍関係では数カ月前までGHQのG3作戦部長であつて目下ワシントンのウォア・カレッジにいるスタントン大佐に会いました。

なお、10分ないし30分程度の挨拶ではありましたがオースティン代表、極東委員会議長ハミルトン、信託統治委員会米国代表セイヤーに会い又斎藤、中山両氏と共にローズヴェルト夫人の午餐、印度駐米大使マダム・パンデットのお茶にも招かれてゆき懇談しました。

3. 以上私の会談しました範囲の人々で特に米国人が刻下の事態をどう見ているかという点を御報告したいと存じます。

私は色々な具体的な話の前提として、あらゆる機会に、ソ連の世界革命を狙う長期政策に比較して米国の政策が従来長期、一貫性のないことを指摘してわざと議論をふつかけてみたのでありますが、その一つの反響としては、最近米国の指導者の頭の中に、過去並びに現在の事態の收拾ということ以上に「将来」の関係をより多く考慮に入れる傾向が出来てきていることを感得しました。つまりソ連の世界革命に対する対策としての世界政策の必要性が認識せられ痛感せられてきていると思うのであります。

その「将来」の来るべき事態のために1日もすみやかに現実のあらゆる諸要素を蒐集結合し政治力、経済力、軍事力の強化を実現しなければならぬという焦燥感がすべての会話を通じてハッキリ読みとれるようになりました。

ところで、問題はその「将来」しかもそれは極めて差迫つた将来に来るべき事態とは何か、第3次世界大戦かという点であります。

これについての考え方も去る11月中旬以来の北鮮の事態悪化のころより急ピッチで緊迫の度を加え12月15日の非常事態宣言にまで衝きすすんだ傾向で、多少パニックがかつておつたものの新聞論調、教会での説教、その他人々との雑談を通じて現われる調子から推しても、国民一般の気持は極めて重く、いやだがしかし来つつあるものに直面せねばなるまいという感じでした。

国務省の連中と話していても「来るべき戦争」あるいは「戦争一歩手前の事態」ということは当然話の前提となつており誰も皆それについては判つていることとして、

その上で対策の話をしていた状況でした。

ソコルスキーやローレンスはさらにその点アウトスポークンであり教授連やウォール街の金融家達も大体同じで、『すでに共産勢力と非共産勢力との戦争は始まっておりそれには色々の地域的の差や段階はあるが、この現在のあるがままがすでに第3次世界大戦の初期の段階である、問題は原子力を使用するメイジャー・ステイジをいかに避けあるいはいかに有利に展開するかにかかっている、現在のすべての努力はその目的に集中せられなければならない、しかし非共産勢力の陣営はその観点からして未だ余りに無準備の状態にあり且つ無組織である。果してこれで準備が間に合うであろうか。』と言い又ある者は『西欧諸国の軍事力の整備にはこれから少くとも2カ年を要する。果してソ連がそれを拱手して傍観しているであろうか。』と言い、又東亜の関係については『ソ連のターゲットは日本であることは間違いないが米国としても日本を失って東洋の政策はないし、のみならず直接米国の安全と生存の関係からしても日本をソ連の勢力下に渡すことは出来ない』とも言っていました。

ことの当否はとに角、かかる空気であつたことを御報告したいと存じます。

4. 去る26日ヘンスレー特派員は華府発通信において米政府当局筋の談話として「対日講和促進の問題は国務省と国防省の意見対立によつて再び行詰り状態に陥っている」と言明したと報じましたが、かかる意見の対立のことは去る12月15日私がアリソンその他と会談しました時は何等聞きませんでした。寧ろ当時の話振りでは、「促進」には米国側には何等異論のない様子が寧ろ1日も早く日本側の意向を再び確めて早くやりたいと言う調子で、12月31日夜半到着の予定さえ洩した状況でありました。

従つてもしかかる意見の対立が出て来ているというならばその後の発展かと存じますし、又果してしからば、ダラス、アリソンの訪日も亦多少遅れるかと存じます。

なお、この意見の対立に関する私の想像を一言申添えますれば、結局それは米英陣営の整備強化に関連して日本に一役買わせようとする目的とかその緊急性については両省の間に意見の相異があるはずはないと存じますが、その方法論において対立しているのではないかと存じます。

私の聞いた処から察しても、「米英陣営の中で東洋において日本に一役演じさせようという案（再軍備とか基地等のこと）の具現策としては、終戦以来の新憲法その他

例の初期の基本政策の枠内でやらせようという考え方と、その枠内ではつとより早く行かないから、その枠外の方法によるより仕方あるまいという考え方と二つあり、例えば新憲法には非常大権とか緊急勅令の如き非常便法がないから、今後直ちに共産党の大弾圧とか警察制度の根本的改革、強化を断行しようとしても現存の法令の枠内ではどの程度うまく又つとより早く出来るか判らぬ。寧ろディレクティブが何かとにかく枠外の措置でやるより仕方のないような事態に立至ることはないかどうか、又現在の建前では警察予備隊で精々であるが、これではまさかの際にどれだけ役に立つかわしい、しかしそれ以上のものは憲法改正をしなければ実現不可能であろうが、その憲法改正が又大変なことであるに違いない。一体これはどうしたらいいのであろうか」というような考え方や疑問が既にあつたのでありますから、このような気持がその後相当強く表面に出て来ているのではないかと思います。

察するに、国防省側では、朝鮮における軍事措置と睨み合せ我国に対する影響の緊迫性をより痛感しているのでありませうし、結局我国の態勢強化確立の目的は、既存法令の枠外の方法でやつつけるより仕方なしと見、占領の継続の必要を考えているのではないかと思います。それに対し国務省側では、それでは真に日本が動かないから、矢張り日本人の愛国心に訴え、その気持を引き立てる方法、つまり主権の完全なる回復、自主独立ということを先づ第1にやらねばいけないとオーソドックスの方法論をしているのではないかと察せられます。私は私の接した国務省の人達にこの愛国心の問題、精神上の振作の必要をくりかえし強調して置きました。

もち論、問題は、今後の事態の緊迫と焦燥感の如何にかかる訳ではありませうが、両省の妥協は手つとより早く我国の面子をたてる趣旨において戦争状態終了宣言か、あるいは、日米間の単独講和条約を選び、又占領形式の枠外措置をやり得る方法を残す目的で、且つそれを合意の基礎に置くために一つの内約を工夫し、その内約を含む日米軍事同盟で事態の要請を充たそうというような処に落ちてくる可能性はないでせうか。

5. 以上申述べましたようなことを背景としてダラス、アリソンの訪日のことを考えますと、ことの重大性を益々痛感する次第であります。

前報告にも申上げました通り、現在の米当局の気持は、講和条約の問題は既存の事実形式を整える程度を余り多く出てないので、この点は日本側の気持のいいように決めていいが、それよりも更に差迫つた問題は、日本を実質上東亜の反共安定勢力と

して急速に育成することで、そのためにはどうしたらよいか差当り何から手をつけるべきかということであると存じます。

果してダラス、アリソンがこの腹をどんな風に打あけて話を持ちこんでくるか判りませんが、とに角せば詰つた処で友を求める気持で来るのでありますから、我方としてもこの際相当の心構をして煮切らぬ中立的の態度とか、窮境に乗じて掛引するように誤解され易い態度を極力避け、この際真に米国の友として真心をもつて応接すべきではないかと存じます。

差出がましくなりますので、気がひけるので御座いますが、ダラス、アリソン応対要領について2、3気付の点を申添えて見たいと存じます。

6. 先ず第1に、我当局からダラスにリアシュアせらるべきは、我国がどこまでも米国と一緒に東亜あるいは世界の平和安定のため努力する覚悟であること、尠くとも現為政者はその腹で日本全体を引っぱつてゆく決心であるということだと存じます。この点さえはつきりして置けば、その目的を達するために必要と考えられることは、何によらず腹一杯言うべきで、又言つて何等誤解を受けることは毛頭ないと存じます。寧ろ腹一杯の要求を出さぬならば、先方で水臭いと思うし、この千歳一遇の機会をあたらずに失ってしまうことになると思うのであります。
7. 第2に含んで置くべきは、ポツダム宣言以来、初期の基本方針その他それに基づく一連の指令並びに措置は戦争終了後の平時の状態を予想してのものであつて、現在の如き二つに対立し、事実上戦争状態にある世界情勢並びに東亜の実情と根本的に相容れないものであるということで、かかる現実的の認識は現米当局にも行き渡っている点であります。従つて我方においてもこの現実的の観点に立つて日米関係の緊密強化に必要な方策をたて要求をすべきだと存じます。

例えば占領管理政策の従来の成績等については、批判を避けつつも、このままでは今後日本国民を引っぱつて行けぬということで、今後の問題として、条約の締結あるいはその他の方法によつて我国の主権の回復せられるのを待つまでもなく、即時占領管理を解いて、安全保障だけのための駐兵の建前とすべきことを要求すべきではないかと存じます。日米協力の腹さえお互いにハッキリ了解して居れば、総てのやり方は日本に委すべきだと言ひ張つても、その主張はこの際通ると思いますし、しかも、それを即時やらねば駄目だと言つても、決して先方にとつてはサプライズではないと

思うのであります。寧ろダラス等もこの際かかる主張が日本当局から強く要求されることを期待しているのではないかと思われる節もあるように見受けられます。

8. 我当局から日米協力に関する固い決意を表明せられることの必要なるは、前述の通りであります、しかし我国の現状が必ずしも簡単にその決意にそつて動くかどうかは別問題で、寧ろ我国の現状の説明に当つては、懸念せらるる点の多々あるを強く印象づけるようにしなければならぬと存じます。

我国の現状は、あるがままには、華府当局に伝わつて居らぬと存じます。従つて我国、あるいは我國民を米国の欲する方向に動員し、あるいはオリエントすることは案外容易なように思われている実状であります。私の接した範囲の人々においても日本に期待する気持の強い余り、結局希望的観測が先に立ち、この点相当楽観的であるので、私はこれに水をかけ、両国双方にてまだ余程努力しなければならぬ点の多々あるを指摘したような次第でした。

精神的に甚だ低調になつてゐる我が國民全般の気持をどうひきしめ盛り上らせてゆくか。愛国心、祖国愛、民族意識などを如何にして再び振作してゆくか。恐怖心を利用し防共ということで煽るか、それとも何か国家的の希望とか努力目標を掲げて、積極的に組織を作り運動などを起すか。とにかく何んとかしないと、この眠つてゐる一しかも共產勢力に次第に侵されている一この我国の現状は、このままではさて俄かにどうしようと言つてもどうにもならぬ点をハッキリ説明して、これをしやんとさせるために、米国側の格段の協力を要請すべきではないかと存じます。

9. 刻下の國務省と国防省との関係が如何に調整せられるか不明であります、此際講和条約の関係についても、ハッキリ我方の希望を申述べて置くことが絶対に必要と認められますので、我国の刻下の政情等を説明し、我國民を所期の方向に引つ張るためには、此際是非とも条約の格好を何んとかつける必要あり、而も如何に急を要するとするも、その形式としては、尠くとも日米両国間の講和条約の形とする必要があり、出来れば戦争状態終了宣言等の形式は避けたき旨を明確に表明して置く必要があると思う次第であります。

10. 御承知の通り、米国は信用統制をやり、重要物資の配給統制をやり、更に、先般の非常時宣言に基いて、重要生産物について価格と賃金の統制に乗り出し、今や一方にインフレを抑えつつ、軍勢力強化の為、必要な方面に総て物が流れるような体制を

確立せんとしています。取りも直さず、これは立派な戦時経済体制でありましょう。我国も好むと好まざるとに拘らず、米国の勢力下にある限り、間もなく再び同様の体制に入らざるを得ざることは申すまでもないことでありましょう。

従つて、かかる観点からしても、我国としては、この日米協力の問題の相談せられる時に際し色々要求すべき事柄がある筈だと存じます。基本産業の建直し、原材料の非常蓄積、通信交通施設、航空、船舶等の増強などはもとより、食糧の確保についても非常時を見越しての協力をハッキリ要請すべきではないでしょうか。

勿論かかる経済上の協力の要請をする前提としては、それを立派に運用し得るだけの政治体制（組織、運動、取締等）を確立する覚悟と用意を持たねばなりません。その点は我方のこととて、こちらの心構次第で出来ることかと存じます。

11. 日米関係の緊密化を急速に進めるに当り予想せられる一つの障害というか困難は、ソ連、中国との関係は論外とするも、その他の極東委員会の構成国との関係で、特に濠州、フィリピン等の危惧、嫉妬をどう取扱うかという点であると存じます。

この一つの方法としては、名前は太平洋同盟でも何んでもよいのですが、兎に角、米英を含む太平洋諸国の安全保障体制を用意して、その中における我国の地位と役割をハッキリさせることが一番いいのではないかと存じます。

かかる体制が出来れば、フィリピンや濠州も安心するでありましょうし、他方我国民としても、かかる体制に協力し貢献するのだということになれば、更に軍事協定等を結んでも、大義名分がたつことになり、又かかる体制とか、協定を遵守する為に必要とあれば、現行法令上多少無理があつても、憲法第9条第2項の関係である程度の非常措置はやり得るのではないかとと思われます。

従つて、此際米国当局に対し、我方の希望としても、かかる体制を米国がスポンサーするよう、積極的に要請しては如何かと思うのであります。

12. なお、去る10月以来、米国が日本との講和条約案として、各国の意向を打診していた7項目中、領土の項についての琉球及び小笠原に関する点は、日米協力関係の確立と共に、かかる特別の措置は不必要となるべく、寧ろ、かかる措置は日米関係の将来に汚点を残す所以であることを指摘して、是非ともこの点をドロップするよう強硬に主張すべきものであると存じます。

以上措辞等甚だ当を得ない処も多々あると存じますが、機を失することを恐れ、不備

未熟のまま御目にかける次第であります。何卒意の存する所を御くみ取り下さいまして、失礼の点御海容いただきたく存じます。

付録 21 対日平和条約に関する合衆国の7原則提案、ソ連の回答および周恩来声明

——講和資料第1号 昭和25年12月 条約局条約課——

(甲) 対日平和条約に関する合衆国及びソヴィエト連邦の覚書の本文

以下は、対日平和条約のための極東委員会構成国に対するアメリカの提案と、補足的情報を求める1950年11月20日付のロシアの回答との本文で、11月24日国務省が発表したものである。(1950年11月24日付ニュー・ヨーク、タイムスによる)

1. 合衆国の提案

日本国との戦争状態を終結させるのに適するものとして合衆国が構想する条約型式について、以下に簡単な一般的声明を行う。この声明は、示唆及び試案にすぎず、将来の草案の詳細な内容又は字句について合衆国政府を拘束するものではないことを強調する。この概要の研究が行われた後に、これについて精密な仕上げを行い且つ一見しては不明な点を明確にする目的で一連の非公式討議が行われることを期待する。

合衆国は、戦争状態を終結させ、日本国の主権を回復し且つ日本国を自由人民の社会へ平等なものとして復帰させる日本国との条約を提案する。

特定の事項については、条約は、次に示す原則を反映する。

- (1) 当事国。日本国との交戦国の全部又は一部であつて、提案されて合意される基礎において平和を成立させる意思を有するもの。
- (2) 国際連合。日本国の加盟は、考慮される。
- (3) 領域。日本国は、(a)朝鮮の独立を承認し、(b)合衆国を施政権者とする琉球諸島及び小笠原諸島の国際連合信託統治に同意し、且つ、(c)台湾、澎湖諸島、南樺太及び千島列島の地位に関しては連合王国、ソヴィエト連邦、中国及び合衆国の将来の決定を受諾する。条約が効力を生じた後1年以内に決定がなかつた場合には、国際連合総会が決定する。中国における特殊な権利及び利益は、放棄する。

- (4) 安全保障。条約は、国際連合が実効的責任を負担するというような満足すべき別途の安全保障取極が成立するまで、日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在することを考慮する。
- (5) 政治的及び通商の取極。日本国は、麻薬及び漁業に関する多数国間条約に加入することに同意する。戦前の2国間条約は、相互の合意によつて復活することができる。新しい通商条約の締結まで、日本国は、通常の例外に従うことを条件として、最恵国待遇を与える。
- (6) 請求権。すべての当事国は、1945年9月2日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。但し、(a)一般に連合国がその地域内にある日本人財産を保有する場合、及び(b)日本国が連合国人財産を返還し、又は原状で回復できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を提供する場合を除く。
- (7) 紛争。請求権に関する紛争は、国際司法裁判所長が設ける特別中立裁判所で解決する。他の紛争は、外交的解決又は国際司法裁判所に付託する。

2. ソヴィエト連邦の覚書（非公式英訳文による。）

本年10月26日、ダレス氏は、マリクとの会談中に、日本国との戦争状態を終結させるのに適すると合衆国政府が認める条約型式の簡単な一般的声明を内容とする、日本国との平和条約の問題に関する覚書を提示した。これに関連して、ソヴィエト政府は、この覚書の若干の点に関する説明を得たい。

- (1) 1942年1月1日のワシントンにおける連合国の宣言の署名国であるアメリカ合衆国、グレート・ブリテン国、中国、ソヴィエト連邦及び若干の他の国が敵国と単独講和を結ばない義務を負ったことは、周知の事実である。

前記の義務が存在する以上は、日本国との平和条約は、日本国の降伏条項がその名において署名されたアメリカ合衆国、グレート・ブリテン国、中国及びソヴィエト連邦と日本国に対する戦争において積極的な役割を演じた他の国とが参加するものと考慮されているか、又は日本国との単独講和が前記の諸国中の少数のものだけとによつて結ばれる可能性が存在するかについて、説明が望まれる。

- (2) アメリカ合衆国、グレート・ブリテン国及び中国が署名した1943年12月1日のカイロ宣言並びにそれらの国が署名しソヴィエト連邦が参加した1945年7月2

6日のポツダム協定によつて、台湾及び澎湖諸島の中国への返還の問題は決定された。同様に、アメリカ合衆国、グレート・ブリテン国及びソヴィエト連邦が署名した1945年2月11日のヤルタ協定は、ソヴィエト連邦への樺太島の南部及び隣接諸島の返還並びに千島列島の引渡しの問題を決定した。

前記の協定が存在する以上は、台湾、澎湖諸島、南樺太及び千島列島の地位をアメリカ合衆国、グレート・ブリテン国、中国及びソヴィエト連邦の新しい決定に任せ、また前記の諸国が1年以内に合意に達しなかつたときは、国際連合総会の決定に任せるという覚書中の提案は、いかに説明されるべきか。

- (3) カイロ宣言もポツダム協定も、琉球諸島及び小笠原諸島を日本国の主権の下から除去すべきことを述べてはいない。更に、これらの協定に署名するに当り、前記の諸国は、「領土拡張のなんらの念をも有しない。」と声明した。

これに関連して、琉球諸島及び小笠原諸島を合衆国を施政権者とする国際連合信託統治の下に置くべきであるという覚書中の提案の基礎は何であるか、という問題が生ずる。

- (4) 平和条約の締結後に占領軍が日本国にとどまるかどうかについて日本国人民が深い関心を示しているのは周知のことである。いわんやポツダム宣言（第12項）に占領部隊が日本国から撤退することが定めてある以上、なおさらのことである。

これに関連して、ソヴィエト政府は、他の諸国とすでに締結された平和条約に定めたと同様に、日本国との平和条約にも日本国領域からの占領軍の撤退について確定的な期間を定めなければならないことが考慮されているかどうかを知りたい。

- (5) 極東委員会の構成国たる諸国間で協定した1947年6月19日の決定は、アメリカ合衆国の主唱に基いて採択したものであるが、日本国が陸軍、海軍又は空軍をもたないことを定めている。しかるに、日本国区域における安全保障に関する合衆国の地位を示す覚書には、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のための、日本国機関とアメリカの及びおそらくはその他の部隊との共同責任」が述べてある。

日本国区域における国際の平和と安全の維持のための前記の「共同責任」が覚書に述べてある以上は、ソヴィエト政府は、次の二つの問題に関する説明を得たい。

第1に、前記の「共同責任」に関連して、日本国軍隊すなわち日本国陸軍、日本国海軍及び日本国空軍並びにこれらに相応する日本国参謀部を創設することが提案され

ているかどうか。

第2に、前記の「共同責任」とは、日本国との平和条約の締結後もアメリカの陸軍、海軍及び空軍の基地を日本国領域に維持することを意味するかどうか。

(6) 日本国の平時経済を自由に発展させる機会を日本国人民に保障する必要については、覚書には何も述べていない。

ソヴィエト政府は、日本国の平時経済の発展に関するすべての制限を撤廃すること、日本国に対して原材料資源への接近を許容すること及び日本国が平等の権利をもつて世界貿易に参加することに関する規定を平和条約に含めることが意図されているかどうかについて、説明を得たい。

特に中国は、長年にわたって日本国の軍国主義者の侵略を受けたから、日本国との平和条約の問題に特殊な利害関係を有することが極めて明白である以上は、ソヴィエト政府は、この問題に関する中華人民共和国政府の見解を明らかにするために、何がなされているかを知りたい。

今後生ずることのある他の問題、特に合衆国の覚書に関する他の国の態度が明らかになった後に生ずる問題について後日説明を得る必要があることは、当然である。

(乙) 対日平和条約に関する周恩来声明の本文

以下は、対日平和条約に関する問題につき中華人民共和国政府の外務大臣周恩来が1950年12月4日に行った声明の本文である。(1950年12月4日新華社放送による。)

1950年10月26日に合衆国国務省顧問ダレス氏が安全保障理事会のソヴィエト代表者マリク氏に手交した覚書、及び11月30日にマリク氏がダレス氏へ手交した覚書を研究した後、中華人民共和国中央人民政府は、対日平和条約の問題に関する次の声明を行う権限を私に与えた。

1. 1931年9月18日以来、日本国の帝国主義は、中国に対して武力による侵略を行いわが国のばう大な地域を荒廃に帰せしめ、わが国人民の生命及び財産に多大の損失を与えた。8年にわたる英雄的な抗戦の後に、中国人民は、日本国帝国主義を打破し、抗日戦に勝利を取めた。それ故に、当然わが中華人民共和国は、対日平和条約の準備、起草及び締結に参加しなければならない。

私は、中華人民共和国中央人民政府が中国人民の唯一の合法的政府であること及び

この政府が対日平和条約の準備、起草及び締結に参加しなければならないことを、厳粛に宣言する。国民党の反動的残存の徒は、中国人民を代表する資格を決して有せず、また、この故に対日平和条約に関する討議又は会議に参加する資格を有しない。中央人民政府は、中華人民共和国が参加しない限り、内容及び成果のいかんを問わず対日平和条約のすべての準備及び起草を不法且つ無効と認める。

2. 1950年2月14日の中華人民共和国ソヴィエト社会主義共和国連邦間友好、同盟及び相互援助条約に従つて、中国及びソヴィエト連邦両国の政府は、第2次世界大戦中同盟国であつた他国と共同して対日平和条約の早期締結のため努力することに合意した。これは、中華人民共和国中央人民政府の基本政策が、日本国との戦争状態を終結し、日本国民をして早期に民主主義及び平和を達成せしめるため、共同の対日平和条約の早期締結に努力するにあることを、示すものである。これに反して、合衆国政府は、日本国の長期軍事占領を遂行するため対日平和条約に関する遷延策を採択した。合衆国政府は、1947年以来繰り返し対日平和条約締結手続をくつがえすことを企て、対日平和条約が最初に中国、ソヴィエト連邦、合衆国及び英国の4国外務大臣会議で共同に討議され準備されなければならないという原則を阻害し、且つ4大国一致の原則をも阻害してきた。今や合衆国政府は、共同の対日平和条約の基礎を破壊しようとしているのみではないのである。

3. カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び1947年6月19日極東委員会構成国が合意し承認した降伏後の対日基本政策—その署名に関しアメリカ政府が参加した国際的文書—は、共同の対日平和条約の主要な基礎である。しかしながら合衆国政府がソヴィエト社会主義共和国連邦政府へ送つた覚書の第1項は、「当事国。日本国との交戦国の全部又は一部であつて、提案されて合意される基礎において平和を成立させる意思を有するもの」とまで規定するに至つた。すなわち、合衆国政府は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び極東委員会による降伏後の対日基本政策に規定された共同の対日平和条約の基礎を、公然と放棄した。合衆国政府の覚書は、明らかに自己の提案及びいわゆる達成可能な協定を用いようと企図している。そうでなければ、合衆国政府は、自己の計画に従い他の同盟国を排除して、単独平和条約の準備を臆面もなく押し進めるであろう。

4. 台湾及び澎湖諸島に関し、これらは、カイロ宣言に従つて中国に返還されることに

決定した。樺太の南部及び千島列島に関し、これらは、ヤルタ協定に従つてソ連に返還され及び引渡されることが決定した。既に決定した領土に関するこれらの問題を再び討議するいかなる理由も、決して存在しない。これらの領土問題を再び決定することに対する合衆国政府の要求は、確立された国際協定の悪質な違反であり、中華人民共和国及びソ連の合法的権利及び利益に対する故意の侵害であり、且つ、その過程において侵略的目的を達成しようとする企図である。このことは、合衆国政府がすでに中国の台湾に対して武力侵略を行つている事実から明瞭に証明される。琉球列島及び小笠原諸島に関しては、カイロ宣言又はポツダム宣言で信託統治のなんらの決定もなく、いわんや「施政権者としての合衆国」を指定するということにおいておやである。

合衆国政府のこのような野望は、琉球列島及び小笠原諸島の長期間占領を遂行し、且つ、極東における侵略の軍事基地を確立するための、国際連合の名の不正な借用以外の何ものでもない。

5. 占領軍は、ポツダム宣言に従えば、日本国から撤退すべきである。しかし合衆国政府は、アメリカ占領軍が早期に日本国から撤退する意図をもっていることをかつて少しでも表明したことはなく、かえつて、朝鮮及び中国を侵攻するための軍事基地として日本国を利用してきた。

合衆国政府は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府あて覚書において日本国との平和条約中に日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国の軍隊との間の協力的責任継続の許与を含むことを要請した。これは、合衆国軍隊がアジア民族に対する侵略達成のため日本国に長期間駐屯することの受諾を日本国民にしていることである。

6. 極東委員会の降伏後の対日基本政策において、日本国は陸軍、海軍及び空軍、秘密警察又は憲兵隊を設置されることはないこと、すなわち、日本国は再軍備されてはならないことがはじめて規定された。それにもかかわらず合衆国政府は、西ドイツを今日公然と再武装したのと同様に、日本国を今や公然と再武装しつつある、周知のとおり、合衆国占領軍は、日本国警察の名に隠れて日本国陸軍を再建し、海上保安庁により日本国海軍を再建し、日本国の軍港を保存及び再建し、日本人航空士を訓練することにより日本国空軍を再建し、又日本国の航空基地を保存及び再建しつつある。アメ

リカ占領軍当局はぼう大な数の第1級戦争犯罪者を釈放し、追放を解除し、又ぼう大な数の国粋主義的要素を各自の活動分野へもどすことにより、日本の侵略的勢力を再建しつつある。

合衆国政府は、軍事的統制を通じて、日本国を合衆国の植民地とし、且つ、日本国をアジア民族に対する合衆国の侵略の具として駆り出そうと企てている。

7. 日本国民の生活向上のため、中華人民共和国中央政府は、日本国の平和産業が日本国民への奉仕の基礎に立つて発展することを強く要望する。同時に、極東委員会による降伏後の日本国に関し規定された基本政策に従つて、日本国の軍事力の経済的基盤は、破壊しなければならず且つ復活を許してはならない。しかし実際には、アメリカの独占資本のために、アメリカ占領軍当局は、日本国の軍需産業を復活し、朝鮮への及び中国の台湾への侵略を実行するためこれを発展させ且つ利用している。同時に、日本国の平和産業は、低下している。日本国の平和産業を抑圧し、軍需産業を奨励する合衆国政府のこの政策は、日本国民の平和生活を阻害し、日本国民経済の搾取を強める結果にのみ終つている。

8. 対日平和条約に関する合衆国政府の覚書に見られる計画は、日本国に対抗した同盟諸国の共通の戦争目的に故意に違反し、対日政策に関するすべての国際協定に違反し、更に、日本国に対する英雄的な戦争を戦つた中国人民の基本的利益を全く無視し且つ日本国民の将来への向上心をも無視するものである。合衆国政府は、日本国を強制的に占領し、日本国民を奴隷化し、且つ、日本国をアメリカの植民地及びアジア民族侵略の軍事基地にしようとする全く利己的な目的を有するだけである。従つて、対日平和条約問題に関する合衆国政府の覚書に述べられた提案は、中国人民及び日本国民の利益に合致しない。中国の人民は、第2次世界大戦期における他の同盟国とともに、共同の対日平和条約の早期締結を強く要望している。しかし、平和条約の基礎は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び降伏後の対日基本政策に全く合致しなければならない。このような国際協定に基いた対日平和条約のみが、日本国の民主化をもたらすことができ、日本国の侵略勢力を除去することができ且つ日本国の侵略勢力の再起を阻止することができる。外国勢力の管理から解放された民主的日本国のみが、アジアの平和と安全に寄与することができる。

"SEVEN POINTS" PROPOSAL ON JAPANESE PEACE TREATY
MADE BY U.S., RUSSIAN REPLY AND CHOU EN-LAI
STATEMENT.

I. TEXTS ON JAPANESE PEACE TREATY OF U.S. AND SOVIET
MEMORANDA

Following are the texts, made public by the State Department on 24 Nov. 1950, of an American proposal to the member countries of the Far Eastern Commission for a Japanese peace treaty, and Russian reply, dated Nov. 20, asking additional information. (Source: N.Y. Times, November 24, 1950)

1. U.S. Proposal

There is given below a brief general statement of the type of treaty envisioned by the United States Government as proper to end the state of war with Japan. It is stressed that this statement is only suggestive and tentative, and does not commit the United States Government to the detailed content or wording of any future draft. It is expected that after there has been an opportunity to study this outline, there will be series of informal discussions designed to elaborate on it and make clear any points which may be obscure at first glance.

The United States proposes a treaty with Japan which would end the state of war, restore Japanese sovereignty and bring back Japan as an equal in the society of free peoples. As regards specific matters, the treaty would reflect the principles indicated below:

(1)

Parties. Any or all nations at war with Japan which are willing to make peace on the basis proposed and as may be agreed.

(2)

United Nations. Membership by Japan would be contemplated.

(3)

Territory. Japan would (a) recognize the independence of Korea; (b) agree to United Nations trusteeship, with the United States as administering authority, of the Ryukyu and Bonin Islands, and (c) accept the future decision of the United Kingdom, the U.S.S.R., China and the United States with reference to the status of Formosa, the Pescadores, South Sakhalin and the Kuriles. In the event of no decision within a year after the treaty came

(232)

into effect, the United Nations General Assembly would decide. Special rights and interests in China would be renounced.

(4)

Security. The treaty would contemplate that, pending satisfactory alternative security arrangements such as United Nations assumption of effective responsibility, there would be continuing cooperative responsibility between Japanese facilities and United States and perhaps other forces for the maintenance of international peace and security in the Japan area.

(5)

Political and Commercial Arrangements. Japan would agree to adhere to multilateral treaties dealing with narcotics and fishing. Prewar bilateral treaties could be revived by mutual agreement. Pending the conclusion of new commercial treaties, Japan would extend most-favored-nation treatment, subject to normal exceptions.

(6)

Claims. All parties would waive claims arising out of war acts prior to Sept. 2, 1945, except that (a) the Allied powers would, in general, hold Japanese property within their territory and (b) Japan would restore Allied property or, if not restorable intact, provide yen to compensate for an agreed percentage of lost value.

(7)

Disputes. Claims disputes would be settled by a special neutral tribunal to be set up by the president of the International Court of Justice. Other disputes would be referred either to diplomatic settlement, or to the International Court of Justice.

2. SOVIET AIDE MEMOIRE

(unofficial Translation)

On Oct. 26 of this year, during his conversation with J.A. Malik, Mr. Dulles presented a memorandum on the question of the peace treaty with Japan, containing a brief general statement of the type of treaty that, in the opinion of the United States Government, would be suitable for ending the state of war with Japan. In this connection the Soviet Government would like to obtain an explanation on several points of this memorandum.

(233)

(1)

It is a known fact that the United States of America, Great Britain, China, the U.S.S.R. and a number of other states, signatories of the declaration by the United Nations in Washington on Jan. 1, 1942, obligated themselves not to conclude a separate peace with the enemy states.

In as much as the above obligation exists, an explanation is desired as to whether a peace treaty with Japan is contemplated in which are meant to participate the United States of America, Great Britain, China and the U.S.S.R., in whose name the surrender terms for Japan were signed, as well as any other country that took an active part in the war against Japan, or whether the possibility exists of concluding a separate peace with Japan with only a few of the above-mentioned powers participating.

(2)

By the Cairo declaration of Dec. 1, 1943, signed by the United States of America, Great Britain and China, and the Potsdam agreement of July 26, 1945, signed by these same countries, joined by the Soviet Union, the question of returning Formosa and the Pescadores to China was decided. In a similar manner the Yalta agreement of Feb. 11, 1945, signed by the United States of America, Great Britain and the U.S.S.R., decided the question of returning the southern part of Sakhalin Island and the adjacent islands to the Soviet Union and handing over to her the Kurile Islands.

In as much as the above agreements exist, how should the proposal contained in the memorandum be interpreted which would make the status of Formosa, the Pescadores, Southern Sakhalin and the Kurile Islands subject to a new decision by the United States of America, Great Britain, China and the U.S.S.R., and in case the states mentioned fail to reach an agreement in the course of a year, to a decision on the General Assembly of the United Nations.

(3)

Neither the Cairo declaration nor the Potsdam agreement mention that the Ryukyu and Bonin Islands should be taken out from under Japanese sovereignty; moreover, in signing those agreements the states announced that they "had no thoughts of territorial expansion."

In this connection the question arises as to what is the basis for the proposal contained in the memorandum to the effect that the Ryukyu and Bonin Islands should be placed under the trusteeship of the United Nations, with the United States as the administrative power.

(234)

(4)

It is well known that the Japanese people display deep interest in whether the occupation forces would remain in Japan after the conclusion of the peace treaty, all the more so because in the Potsdam declaration (Paragraph 12) it was provided that the occupation troops would be withdrawn from Japan.

In connection with this, the Soviet Government desires to know whether it is contemplated that in the peace treaty with Japan a definite period of time must be provided for the withdrawal of the occupation forces from Japan's territory, as provided in peace treaties already concluded with other states.

(5)

The decision of June 19, 1947, agreed upon between the states that are members of the Far Eastern Commission, adopted on the initiative of the United States of America, provides that Japan will not possess an army, a navy or an air force. However, in the memorandum that sets forth the position of the United States with respect to security in the region of Japan, there is mentioned "the joint responsibility of Japanese organs and of American, and possibly other troops, for the maintenance of international peace and security in the region of Japan."

In as much as in the memorandum is mentioned the above-indicated "joint responsibility" for the maintenance of international peace and security in the region of Japan, the Soviet Government desires to receive explanations on the following two questions:

First, whether it is proposed, in connection with the above-mentioned "joint responsibility," to create Japanese armed forces, that is, a Japanese army, a Japanese navy and a Japanese air force as well as the corresponding Japanese staffs.

Second, whether the above-mentioned "joint responsibility" means that even after the conclusion of a peace treaty with Japan, American military, naval and air force bases will be maintained on the territory of Japan.

(6)

Nothing is said in the memorandum concerning the necessity of insuring for the Japanese people an opportunity to develop freely its peace-time economy.

The Soviet Government desires to receive an explanation whether it is intended to include in the peace treaty provisions for the annulment of all limitations on the development of Japanese peace-time economy, and for

(235)

granting Japan access to sources of raw materials and also for Japan's participation in world trade with equal rights.

In as much as it is perfectly evident that in the matter of the peace treaty with Japan, China has a special interest because China in particular was subjected for many years to aggression on the part of Japanese militarists, the Soviet Government desires to know what is being done to determine the point of view of the Government of the Chinese People's Republic on this matter.

It stands to reason that later it may be necessary to obtain explanations on other questions that may possibly arise, particularly after the position of other states with regard to the memorandum of the United States becomes known.

II. TEXT OF CHOU EN-LAI STATEMENT ON JAPAN PEACE PACT

Following is the text of statement on the question of the peace treaty with Japan made by Chou En-lai, Minister of Foreign Affairs of the People's Republic of China, on 4 Dec. 1950. (Source: HSINHUA broadcast on Dec. 4, 1950).

After studying the memorandum, which Mister Dulles, advisor to the United States State Department, handed to Mister Malik, the Soviet representative to the Security Council, on October 26th, Nineteen-Fifty, and the memorandum handed by Mister Malik, on Nov. 30th, to Mister Dulles on the instruction of the Soviet Government, the Central People's Government of the People's Republic of China has authorised me to make the following statement concerning the question of the peace treaty with Japan.

ONE. Beginning from Sept. 18th, Nineteen-Thirty-one, Japanese imperialism waged armed aggression against China and devastated a large area of our country, inflicting great loss of life and property on the people of our country. After eight heroic years of resistance war, the Chinese people defeated Japanese imperialism and won victory in the anti-Japanese war. Naturally, therefore, our People's Republic of China must take part in preparing, drawing up and concluding the peace with Japan.

I solemnly declare that the Central people's Government of the People's Republic of China is the sole legal government of the Chinese people, and that it must take part in preparing, drawing up and concluding the peace treaty with Japan. The reactionary remnant clique of the Kuomintang has absolutely no qualification to represent the Chinese people, and because of this, it has no qualification to take part in any discussion or conference regarding the peace treaty with Japan. The Central People's Government

consider all preparation and drafting of a peace treaty with Japan, no matter what their contents and results, as illegal and invalid unless the People's Republic of China has taken part in them.

TWO. According to the February 14th, Nineteen-Fifty Treaty of Friendship, Alliance and Mutual Assistance between the People's Republic of China and the Union of Soviet Socialist Republics, the governments of the two countries, China and the Soviet Union, agreed to strive for the earliest conclusion of the peace treaty with Japan jointly with other powers which were Allies during the Second World War. This shows that the basic policy of the Central People's Government of the People's Republic of China is to strive for the earliest conclusion of a joint peace treaty with Japan, so as to end the state of war with Japan and enable the Japanese people to achieve democracy and peace at an early date. In contrast, the United States Government adopted a policy of procrastination with regard to peace treaty with Japan in order to carry out its long term military occupation of Japan. The United States Government has, since Nineteen-Fortyseven, repeatedly attempted to upset the procedure for conclusion of the peace treaty with Japan, has undermined the principle under which the peace treaty with Japan should first be jointly discussed and prepared by the Foreign Ministers Conference of the Four Countries, China, the Soviet Union, the United States and Great Britain and has also undermined the principle of unanimity of the great powers. Now the United States Government is not only attempting to wreck the basis of a joint peace treaty with Japan.

THREE. The Cairo Declaration, the Yalta Agreement, the Potsdam Proclamation and the basic policies toward Japan after her surrender which were agreed upon and passed by the Far Eastern Commission countries on June 19th, Nineteen-Fortyseven—international documents in the signing of which the American Government took part—are the principal basis for joint peace treaty with Japan. But the first article of the memorandum which the United States Government sent to the Government of the Union of Soviet Socialist Republics has gone so far as to stipulate: "Parties. Any or all nations at war with Japan that are willing to make peace on the basis proposed and as may be agreed upon". That is to say, the American Government has openly renounced the basis for the joint peace treaty with Japan laid down in the Cairo Declaration, the Yalta Agreement, the Potsdam Proclamation and the basic policies of the Far Eastern Commission towards Japan after her surrender. The memorandum of the United States Government evidently attempts to use its own proposals and the so-called attainable agreement. Otherwise, the United States Government will brazenly go ahead

with preparation for a unilateral peace treaty according to its own plans and excluding the other Allies.

FOUR. With regard to Taiwan and Penghu Islands, it has been decided that they be restored to China in accordance with the Cairo Declaration. With regard to the southern part of Sakhalin and Kurile Islands, it has been decided that they be restored and handed over to the USSR in accordance with the Yalta Agreement. There is absolutely no reason for renewed discussion of these questions of territories which have already been decided. The demand of the United States Government for a renewed decision of these territorial question is a flagrant violation of established international agreements, a deliberate violation of the legal rights and interests of the People's Republic of China and the USSR and an attempt to attain its aggressive aims in the process. This is clearly proved by the fact that the United States Government has already engaged in armed aggression against China's Taiwan. As to the Ryukyu Archipelago and the Bonin Islands there is no decision of trusteeship in the Cairo Declaration or the Potsdam Proclamation, much less to talk of such thing as appointment of "the United States as the administering authority".

Such ambitions of the United States Government constitute nothing but false borrowing of the name of the United Nations to carry out the long term occupation of Ryukyu Archipelago and the Bonin Islands and to establish military bases for aggression in the Far East.

FIVE. Occupation troops should be withdrawn from Japan, according to the Potsdam declaration. But the United States Government has not shown the slightest expression from beginning to end that the American occupation forces have any intention of withdrawing from Japan at an early date, but, instead, have been using Japan as the war base to invade Korea and China.

The United States Government, in its memorandum to the Government of the Union of Soviet Socialist Republics demand the inclusion in the Japanese peace treaty of permission to continue cooperative responsibility between Japanese facilities and United States forces for the maintenance of international peace and security in the Japan area. This is identical with coercing the Japanese people into accepting that United States troops would be stationed for a long period in Japan to carry on aggression against the peoples of Asia.

SIX. In the Far Eastern Commission's basic policy regarding Japan after her surrender, it was originally set out that Japan would not dispose of an army, navy and air force, secret police or gendarmerie, that is to say, Japan must not be rearmed. Nevertheless, just as the United States Gov-

ernment has today openly rearmed Western Germany, it is now openly rearming Japan. As is generally known, the United States occupation troops are rebuilding the Japanese army under the pseudonym of the Japanese police; rebuilding the Japanese navy by means of the maritime security bureau; preserving and reconstructing Japanese naval ports; rebuilding the Japanese air force by the training of Japanese aviators, and preserving and reconstructing Japanese air bases. American occupation authorities are rebuilding the aggressive forces of Japan by releasing a large number of top war criminals, lifting the purge, and restoring a large number of fascist elements to their activities.

The United States government, through its military control, attempts to make Japan a United States colony, and drive Japan forward as the United States tool in aggression against the Asian peoples.

SEVEN. In order to improve the livelihood of the Japanese people, the Central People's Government of the People's Republic of China strongly desires that Japan's peaceful industry develop on the basis of serving the Japanese people. At the same time, in accordance with the basic policies stipulated in regard to Japan after her surrender by the Far Eastern Commission, the economic basis of Japan's military strength must be destroyed and not allowed to revive. But actually, working in the interests of American monopoly capital, the American occupation authorities are reviving Japan's war industry and developing and utilising it in order to carry out aggression against Korea and China's Taiwan. At the same time, Japan's peaceful industry is deteriorating. This policy of the United States Government of stifling Japan's peaceful industry and encouraging her war industry, only results in undermining the peaceful life of the Japanese people and in intensifying the exploitation of the economy of the Japanese nation.

EIGHT. The plan envisaged in the memorandum of the United States Government regarding the peace treaty with Japan flagrantly violates the common war aims of the Allied nations opposed Japan, violates all international agreements on policy towards Japan, and, furthermore, utterly disregards the fundamental interests of the Chinese people who fought a heroic war against Japan and also disregards the aspiration of the Japanese peoples for the future. The United States Government has only the utterly selfish aim of forcibly occupying Japan, enslaving the Japanese people and transforming Japan into an American colony and military base for aggression against the peoples of Asia. Therefore the proposals set forth in the memorandum of the United States Government on the question of peace treaty with Japan do not conform to the interests of the Chinese and Japanese peoples.

The Chinese people strongly desire the early conclusion of a joint peace treaty with Japan together with the other Allied Nations of the Second World War period. But the basis of the peace treaty must entirely conform to the Cairo Declaration, the Yalta Agreement, the Potsdam Proclamation and the basic policies towards Japan after her surrender. Only a peace treaty with Japan based on such international agreements can bring about the democratisation of Japan, can eliminate the aggressive forces of Japan and prevent the resurgence of the aggressive forces of Japan. Only a democratic Japan, free from the control of foreign influence, can contribute to the peace and security of Asia.

付録 22 対日平和条約に関する米国の「7原則」提案、ソ連の回答および

周恩来声明

——昭和25年12月20日 条約局条約課——

対日平和条約に関する米国の「7原則」提案、ソ連の回答及び周恩来声明

米 国 の 7 原 則	ソ 連 の 回 答	周 恩 来 声 明
1. 当 事 国 日本との交戦国の全部又は一部であつて、提案されて合意される基礎において平和を成立させる意思を有する国。	1. (1) 1942年1月1日のワシントンにおける連合国宣言の署名国である米、英、中、ソ及び若干の他の国は敵国と単独講和を結ばない義務を負っているが、平和条約においては(a)日本の降伏条項がその名において署名された米、英、中、ソと日本に対する戦争において積極的役割を演じた他の国とが参加するものと考慮されているか、又は(b)日本との単独講和が前記諸国中の少数のものだけとによつて結ばれる可能性があるのか。	1. (1) 抗日戦に中国の演じた役割の重要さから見て、中共こそ中国人民の唯一の合法的政府であり、対日平和条約の準備、起草及び締結に参加する。 国民政府は代表の資格なく、従つて対日平和条約に関する討議又は会議に参加できぬ。 すなわち、中共が参加しない限り、内容及び成果のいかんを問わず、対日平和条約のすべての準備及び起草を不法且つ無効と認める。

(240)

(2) 中国は長年にわたつて日本の軍国主義の侵略を受けたので、平和条約の問題に特殊な利害関係を有する。従つて、条約締結にあたつて、中共の見解を明らかにするため何がなされているかを知りたい。	(2) 1950年2月14日の中・ソ友好同盟及び相互援助条約に従つて、両国政府は、第2次世界大戦中同盟国であつた他国と共同して対日平和条約の早期締結に当る。
2. 国 際 連 合 日本の加盟は、考慮される。	2.
3. 領 域 日本は、	3.
(1) 朝鮮の独立を承認する。	(1)
(2) 米国の施政権者とする琉球諸島及び小笠原諸島の国際連合信託統治に同意する。	(2) カイロ宣言もポツダム協定も琉球諸島及び小笠原諸島を日本の主権の下から除去すべき旨を述べてなく、更に「領土拡張の何らの念をも有しない」と声明している。従つて、上掲米案の基礎は何にあるのか。
(3) 台湾、澎湖諸島、南樺太及び千島列島の地位に関しては英国、ソ連、中国及び米国の将来の決定を受諾する。 条約が効力を生じた後、1年以内に決定がなかつた場合には、国際連合総会が決定する。	(3) (a)米、英、中が署名したカイロ宣言並びにそれらの国が署名し、ソ連が参加したポツダム協定により台湾及び澎湖諸島の中国への返還は決定し、(b)米、英、ソが署名したヤルタ協定は、樺太の南部及び隣接諸島の返還並びに千島列島の引渡し

(241)

を決定した。

従つて、上掲の米提案はいかに説明されるべきか。

- (4) 中国における特殊な権利及び利益を放棄する。

4. 安 全 保 障

条約は、国際連合が実効的責任を負担するといふような満足すべき別途の安全保障取極が成立するまで、日本の区域における国際の平和と安全の維持のため、日本の施設と米国の及びその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在することを考慮する。

4. (1) 平和条約の締結後も占領軍が日本に止まるか否かについて日本人は深い関心を寄せ、ポツダム宣言第12項にも占領部隊の日本からの撤退のことが定められているので、ソ連が他の諸国と締結した平和条約に定めたと同様日本との条約にも日本領域からの占領軍の撤退につき確定的な期間を定めねばならぬことが考慮されているか。

- (2) 米国の主唱に基いて採択した、極東委員会構成国間で協定した1947年6月19日の決定は、日本が陸、海、空軍をもたぬことを定めている。しからば上掲の米国の提案は、
(a) 日本国軍隊すなわち日本陸軍、海軍及び空軍並びにこれら

するこれらの問題を再び討議するいかなる理由も存在しない。

4. (1) 占領軍は、ポツダム宣言に従えば、日本から撤退すべきである。しかし米国は、占領軍が早期に日本から撤退する意図をもっていることを少しも表明したことがなく、かえつて朝鮮及び中国を侵攻するための軍事基地として日本を利用してきた。

上掲の米国の提案は、日本国民に米国軍隊がアジア民族に対する侵略達成のため日本に長期間駐屯することの受諾を強いるものである。

- (2) 極東委員会構成国による降伏後の対日本基本政策において、日本が再軍備されてはならぬことが規定された。それにもかかわらず米国は公然と日本を再武装しつつある。すなわち米国は、軍事的統制を通じて、日本を米国の植民地とし、且つアジ

に相応する参謀部を創設することが意味されているのか。

- (b) 日本との条約の締結後も米国陸、海、空軍の基地を日本の領域内に維持することを意味するのか。

5. 政治的及び通商の取極

日本国は、

- (1) 麻薬及び漁業に関する多数国間条約に加入することに同意する。
(2) 戦前の2国間条約は、相互の合意によつて復活することができ
(3) 新しい通商条約の締結まで、通常の例外に従うことを条件として、最恵国待遇を与える。

5. 日本の平時経済を自由に発展させる機会を日本国民に保障する必要について米国の提案には何も述べていない。

- (1) 日本の平時経済の発展に関するすべての制限を撤廃する。
(2) 日本に対して原材料資源への接近を許容する。
(3) 日本が平等の権利をもつて世界貿易に参加する。

以上に関する規定を条約に含める意図があるかどうかについて、説明を得たい。

ア民族に対する侵略の具として駆り出そうとしている。

5. (1) 日本国民の生活向上のため中共は日本の平和産業が日本国民への奉仕の基礎に立つて発展することを要望する。

- (2) 極東委員会構成国による降伏後の日本に対する基本政策に従つて、日本の軍事力の経済的基盤は破壊し、且つ復活を許してはならない。

6. 請 求 権

- (1) 一般に連合国がその地域内にある日本人財産を保有する場合、及び
(2) 日本が連合国人財産を返還し、又は原状で回復できないとき喪失価格の協定された割合を補償するために円を

6.

6.

提供する場合を除いて、すべての当事国は1945年9月2日前の戦争行為から生ずる請求権を放棄する。

7. 紛 争

(1) 請求権に関する紛争 7.

は、国際司法裁判所長が設ける特別中立裁判所で解決する。

(2) 他の紛争は外交的解決又は国際司法裁判所に付託する。

7.

◎ 米提案に対する総評

本提案の意図は、日本を強制的に占領し、日本国民を奴隷化し、且つ日本を米国の植民地及びアジア民族侵略の軍事基地にしようとする全く利己的な目的に出るものである。したがって、本提案は、中ソ両国民の利益に一致しない。

平和条約の基礎は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び降伏後の対日基本政策に全く合致するものでなければならぬ。

付録 23 ソ連に回答するための対日平和条約に関する合衆国の覚書

——講和資料第1号続(1) 昭和26年1月 条約局条約課——

(1950年10月26日にダレス氏がマリク氏に対日平和条約に関する合衆国の7原則を手交したのに対してマリク氏は、同年11月20日に7原則の解明を求める質問

(244)

の覚書をダレス氏に手交した。以下は、この質問に対する回答として同年12月28日にニュー・ヨークでマリク氏に手交された合衆国の覚書の本文で、12月29日に国務省から発表されたものである。なお英文は、1950年12月29日付ニュー・ヨーク・タイムスによる。)

1950年11月20日に、マリク氏は10月26日にダレス氏が同氏に与えた対日平和条約に関する原則についての合衆国政府の試案陳述中の若干の点の解明を希望したソヴィエト政府の覚書を、ダレス氏に提示した。11月20日のソヴィエト政府の覚書を慎重に検討した後、合衆国政府は、ソヴィエト政府の提起した問題の大部分が10月26日にマリク氏に与えた原則の陳述により事実上回答されているとの結論に到達した。しかし、誤解のおそれをなくするために、ソヴィエト政府が提起した点について、更に次のとおり論ずる。

1 合衆国政府は、日本国とのすべての交戦国が講和の締結に参加することを希望する。しかし、合衆国は、他の諸国による対日講和の締結に対して1国が、恒久的な拒否権をもつことを容認しない。ソヴィエト連邦が引用した1942年1月1日の戦時中の宣言は、日本国、他の枢軸国又はこれらの協同国とのすべての交戦国が勝利を勝ち取るまで戦い続けることを確保するために意図されたものである。このことは果された。合衆国は、1国の強制する条項に基く以外には講和はあり得ないというソヴェト連邦がしばしば主張した命題を受けいれない。敗戦後、日本国は、合意された降伏条項を今や5年以上にわたって忠実に履行し、講和の資格をもっている。合衆国は、1942年1月1日の宣言に署名し又は加入した47国の各を十分に満足させる条項が見出されない限りいかなる対日講和も絶対にあり得ないというのが、ソヴィエト連邦の見解であるかどうかを知りたい。

2 1943年のカイロ宣言は、満洲、台湾及び澎湖諸島を中華民国に回復する意図を声明した。この宣言は、アメリカ合衆国政府の意見では、ヤルタ宣言やポツダム宣言のような戦時中の他の宣言と同様に、すべての関連要素を考慮すべき最終的解決のいかににかかっていたのである。合衆国は、ソヴィエト政府が実はまさしく主張する、カイロに代表を送らなかつた他の連合国の見解を全く無視しなければならないという見解を受け入れることができない。また、合衆国は、カイロで発せられた宣言のような宣言が、必然、他のいかなる国際協定にも優先する義務をもつ国際連合憲章に照ら

(245)

して考慮されなければならないと信ずる。

- 3 合衆国政府は、合衆国を施政権者として琉球諸島及び小笠原諸島を国際連合信託統治制度の下におくという示唆に関連して、ソヴィエト連邦が「領土拡張」に言及したことを了解しない。国際連合憲章第77条は、第2次世界大戦の結果として敵国から分離される地域にも信託統治制度を適用することを明白に予定しており、信託統治制度は、確かに、領土拡張と同一視されるべきものではない。

合衆国政府は、また、琉球諸島及び小笠原諸島についてはカイロ宣言にもポツダム協定にも述べてないから、平和取極においてこれらの諸島について考慮することは、自動的に除外されるというソヴィエト連邦の示唆を理解しない。ソヴィエト連邦政府は、日本国の主権が、列記された四つの主要な島及びわれらの決定する諸小島に制限されるとポツダム宣言に規定された事実を無視したように思われる。よつて、平和取極がこれらの他の諸島の将来の地位を決定するということは、ポツダム協定に厳格に従うものである。

- 4 平和取極の締結と同時に日本国の軍事的占領は終了するというのが、合衆国政府の見解である。ポツダム宣言に予定した「平和、安全及び正義の新秩序」が確立されずまた、無責任な軍国主義が世界から駆逐されていない事実は、同時に、日本国が合衆国及び他の国とともに、国際連合憲章及び特にその第51条に予定された個別的及び集団的自衛のための取極に参加することを妥当ならしめる。これらの取極は、合衆国及び他の国の軍隊を日本国に駐在させる規定を含みうる。

合衆国は、スターリン首相が述べた（1939年3月10日）「集団安全保障政策、侵略者に対する集団的抵抗政策」を日本国に対して認めない平和取極を、日本国のために提案するものではない。

- 5 極東委員会の政策決定は、特別の規定の内容が平和取極の中に具現された場合を除き、占領期間においてのみ法的に有効なものと通常認められていたが、ソヴィエト政府は、この極東委員会の政策決定に言及して、平和条約締結後の日本の安全保障に関する2問題を提起した。

この2問題は、10月26日にマリック氏に手交した原則の陳述の第4項及び以上に声明した説明によつて回答されている。

- 6 合衆国は、対日平和条約が日本国の平時経済を制限すべきものでもなく、日本国の

(246)

原材料資源への接近又は世界貿易への参加を否認すべきものでもないと認める。正式の講和の締結を待つことなく、合衆国は、日本国にその経済生活に必要な食糧及び原材料を獲得することを得しめるために非常に大きな財政的許与を与え、また、繁栄する平時経済の発展及び日本国民の生活水準の着実な上昇のために日本国を援助するために、日本国が世界の多くの地に貿易振興事務所を設置することを奨励してきた。

- 7 本会談は、合衆国が外交手続を通じて行っているものであり、ソヴィエト連邦が十分に承知しているように、合衆国政府は、いわゆる「中華人民共和国政府」と外交関係をもっていない。

日本国に関する合衆国の平和提案に対してソヴィエト連邦政府が与えた周到な注意は、対日平和条約の討議に参加しようとするだけでなく、平和を実現するために日本国と他の交戦国と協力して行動しようとするソヴィエト連邦の希望及び意思を意味するものであることを、合衆国は熱烈に希望する。

1950年12月27日

国 務 省

TEXT OF THE UNITED STATES NOTE TO RUSSIA

On November 20 of this year Mr. Malik presented to Mr. Dulles an aide-memoire expressing the desire of the Soviet Government for clarification of a number of points in a tentative United States statement of principles respecting a Japanese peace treaty given to Mr. Malik by Mr. Dulles on October 26. After careful study of the Soviet aide-memoire of November 20, the United States Government has concluded that most of the questions raised by the Soviet Government have in fact been answered by the statement of principles given to Mr. Malik on October 26. However, in order to dispel any possible misunderstanding, the points raised by the Soviet Government are further discussed as follows:

(1)

The United States Government hopes that all nations at war with Japan will participate in the conclusion of peace. The United States does not, however, concede that any one nation has a perpetual power to veto the conclusion by others of peace with Japan. The wartime declaration of January 1, 1942, referred to by the Soviet Union, was designed to assure that all nations

(247)

at war with Japan, or with the other Axis Powers or their associates, would continue to fight until victory had been won. That they did. The United States does not accept the thesis often put forward by the Soviet Union, that there cannot be peace except on terms that one Power dictates. Japan, after its defeat, has now for over five years loyally complied with the agreed terms of surrender and is entitled to peace. The United States should be glad to know whether it is the view of the Soviet Union that there can never be any peace with Japan unless terms can be found which are fully satisfactory to each one of the forty-seven nations which signed or adhered to the Declaration of January 1, 1942.

(2)

The Cairo Declaration of 1943 stated the purpose to restore "Manchuria, Formosa and the Pescadores to the Republic of China." That Declaration, like other wartime declarations such as those of Yalta and Potsdam, was in the opinion of the United States Government subject to any final settlement where all relevant factors should be considered. The United States cannot accept the view, apparently *put forward* by the Soviet Government, that the views of other Allies not represented at Cairo must be wholly ignored. Also the United States believes that declarations such as that issued at Cairo must necessarily be considered in the light of the United Nations Charter, the obligations of which prevail over any other international agreement.

(3)

The United States Government does not understand the reference by the Soviet Union to "territorial expansion" in connection with suggestion that the Ryukyu and Bonin Islands might be placed under the United Nations trusteeship system, with the United States as administering authority. Article 77 of the United Nations Charter expressly contemplated the extension of the trusteeship system to "territories which may be detached from enemy states as a result of the Second World War" and certainly the trusteeship system is not to be equated with "territorial expansion."

The Government of the United States also does not understand the suggestion of the Soviet Union that because the Ryukyu and Bonin Islands are not mentioned in either the Cairo Declaration or the Potsdam Agreement, their consideration in the peace settlement is automatically excluded. The Government of the Soviet Union seems to have ignored the fact that the Potsdam Declaration provided that Japanese sovereignty should be limited to the four main islands, which were named, and "such minor islands as we determine."

(248)

It is therefore, strictly in accordance with the Potsdam Agreement that the peace settlement should determine the future status of these other islands.

(4)

It is the view of the United States Government that, upon conclusion of a peace settlement, the military occupation of Japan would cease. The fact that a "new order of peace, security and justice," as envisaged in the Potsdam Declaration, has not been established, and that irresponsible militarism has not been driven from the world, would at the same time make it reasonable for Japan to participate with the United States and other nations in arrangements for individual and collective self-defense, such as are envisaged by the United Nations Charter and particularly Article 51 thereof. These arrangements could include provision for the stationing in Japan of troops of the United States and other nations.

The United States does not propose for Japan a peace settlement which will deny to Japan what Prime Minister Stalin has described (March 10, 1939) as "the policy of collective security, the policy of collective resistance to the aggressors."

(5)

Referring to a policy decision of the Far Eastern Commission, which decisions have been commonly considered to be legally operative only for the period of the occupation except as the substance of particular provisions may be embodied in the peace settlement, the Soviet Government raises two questions relating to the security of Japan after the conclusion of a peace treaty.

Both questions are answered by Paragraph 4 of the statement of principles handed to Mr. Malik on October 26 and by the comment thereon expressed above.

(6)

The United States considers that the Japanese peace treaty should not limit the Japanese peacetime economy nor deny Japan access to sources of raw material or participation in world trade. The United States, without awaiting the formal conclusion of peace, has made very large financial grants to Japan to enable it to acquire food and raw materials needed for its economic livelihood and has encouraged the establishment by Japan of trade promotion offices in many parts of the world in an effort to help Japan to develop a prosperous peacetime economy and steadily advance the living standards of the Japanese people.

(249)

(7)

The present conversations are being conducted by the United States through diplomatic channels and, as the Soviet Union well knows, the Government of the United States has no diplomatic relations with the so-called "Government of the Chinese People's Republic."

It is the earnest hope of the United States that the close attention which the Government of the Soviet Union has given to the peace proposals of the United States in relation to Japan signifies the desire and intention of the Soviet Union not only to enter into discussions of a peace treaty for Japan but to act in cooperation with other nations at war with Japan to make peace a reality.

DEPARTMENT OF STATE.
Washington, December 27 1950.

付録 24 フォーリン・アフェアーズ誌 1951 年 1 月号に発表された吉田総理の寄稿

- 1 送 状
- 2 論 文
- 3 邦 訳 文

- 1 送 状

To the Editor:

I have dwelt only on the need of an early peace, avoiding purposely all controversial questions relating to the peace such as territorial disposition, reparations, and military bases.

The first part of my article is written on the premise that the coming peace will be, after all, a separate peace without Russia, who will either quit or be dropped out of, the negotiations. However, if necessary or advisable, in the light of the developments of the coming days, please delete the portion marked with red pencil, and add after, page 3, two or three lines you think appropriate—e.g:

Japan eagerly looks forward to the speedy conclusion of a peace treaty satisfactory to all parties concerned.

(250)

2 総理の論文

JAPAN AWAITS A PEACE TREATY

By Shigeru Yoshida (原稿に付された赤線はここでは黒線に表示してある)

I

After more than five years since the termination of hostilities Japan is still technically at war with forty-nine countries, of Asia, Europe and the Western Hemisphere. That she stands ready and qualified for a settlement is admitted on all hands. It has just been confirmed by President Truman after his historic mid-Pacific conference with General Douglas MacArthur.

Thanks to the guidance of the Supreme Commander for the Allied Powers and his wisdom and broad-hearted statesmanship, and thanks to the bounteous aid from the American government and people, Japan has come a long way on the road of recovery and reconstruction. Economically we have reached a point, where further progress towards achieving self-support depends on our participation in world commerce as a free and independent nation. Politically, it seems high time that we were permitted to run the government on our own initiative and responsibility. A protracted occupation, no matter how efficient, wise and benevolent, tends to destroy the people's self-respect and their spirit of self-reliance; it militates against the growth of true democracy in the country.

Japan awaits a peace treaty, which is long overdue.

On our Constitution Day, May 3, 1949, General MacArthur issued a message to the Japanese people, in which he took pains to explain the undue delay of peace settlement. He stated:

"The Allied purposes enunciated at Potsdam in many essential respects have been fulfilled, and you have worked diligently and faithfully to discharge your surrender commitments.....That the Allied forces still occupy your native soil is thus by no means due to fault of yours since the inception of the Occupation, but rather to events and circumstances elsewhere beyond your capacity to influence or control."

It is scarcely necessary for me to describe what those events and circumstances are. They may be summarized in a single phrase: the cold war.

It may be recalled the problem of Japanese peace as an inter-Allied issue was first brought to the fore by General MacArthur, who in 1947, shortly after the Allied Powers had signed their peace treaty with Italy, made public a statement, under the date of March 17, advocating an early conclusion of a Japanese peace treaty and termination of the Allied occupation of Japan.

(251)

The American government proposed on July 11 the convening of a preliminary conference on Japanese peace, stipulating that the said conference be composed of the 11 nations then represented on the Far Eastern Commission and that its actions be decided by a two-thirds majority vote. Most of the governments, to which the American proposal was submitted, agreed in principle. It was formally endorsed by the British Commonwealth Foreign Ministers' Conference, which met that summer in Canberra. However, the Soviet Union insisted that the Japanese peace treaty must be drafted by a Four Power conference of America, Britain, China and the Soviet Union, each having the right of veto. All efforts through diplomatic channels during the ensuing years to compose the difference of view on procedure bore no fruit.

Voices calling for an early Japanese peace treaty continued to be heard, echoing from continent to continent, but nothing was accomplished by way of drafting one. The difficulty lay deep in the chasm that separates the two worlds. The impass on procedure is merely an indication of the fundamental and absolutely irreconcilable differences between democracy and totalitarian communism in the concepts of society and state and in the ideals of human progress and civilization. It is no wonder that the two sides cannot agree on a Japanese peace treaty which is to determine the destiny of a nation of 80 millions, and which as such will exert a large influence on the course of world history.

We welcome the news that the American government has decided to take a vigorous step in expediting a peace settlement for Japan, and that Mr. John Foster Dulles, Special Adviser to the State Department, and United States delegate to the United Nations, is engaged in preliminary conversations on a Japanese peace treaty with the members of the Far Eastern Commission, including a Soviet delegate.

In the face of the treaty of military alliance the Soviet Union concluded with the Peking Communist regime in February this year, which designates their hypothetical enemy specifically as "Japan or any other State which would unite with it," and now with the cold war turned hot in Korea, it is difficult to see how the two worlds could get together. Any attempt at appeasement or compromise on the part of the free nations is unthinkable. Nor can a change of heart on the part of the Soviet Union be expected. The coming peace treaty is likely to be a separate peace, omitting the Communist Powers. It would mean a majority peace for Japan with perhaps 44 out of the 49 nations mentioned above.

This is opposed by some Japanese—very vehemently and very naturally by

all Communists, and quite honestly but unrealistically by some politicians and professors who argue that a separate peace is not a complete peace for which, they insist, we should wait. But I speak for myself, for my government and for a preponderant majority of the Japanese people in stating that Japan prefers a peace treaty with as many nations as possible to no peace at all.

We can ill afford to sit on the fence, vaguely waiting for something that would not happen in a predictable future. Moreover, in the cold war we are definitely and irrevocably on the side of the free world. If that does not suit the other side, we can't help it.

II

One of the most important problems involved in the coming peace treaty is the question of security—the security of the Allies and the security of Japan.

I may say that the problem of Allied security has been practically solved through the thorough demilitarization of Japan, mental as well as physical. In the first place, the Japanese navy was annihilated and most of Japan's war plants were destroyed during the war, while what had remained of her military establishments has been completely dismantled or removed since the war's end. Japan has a new Constitution, renouncing war and forswearing all forms of armament. Nevertheless, apprehensions that Japan might again become a menace to world peace seem to linger among some peoples who have suffered so desasterously from Japanese aggression and who have a vivid memory of the resurgence of Germany as a satanic military power under Hitler.

Let me point out that there exists no analogy between Germany after World War I and Japan after World War II. Whereas the Armistice of 1918 found Germany unscathed, Japan in August, 1945 was a bombed and battered country of smouldering ruins. Germany possessed vast iron, coal and other natural resources, but Japan has scarcely any and she will have to import all raw materials needed for the manufacture of munitions. Since battleships and ordnances cannot be built in secret, nor modern armies trained and maintained under cover, the Powers can easily detect any war preparations by Japan and stop them at will be simply cutting off the supply of essential commodities such as iron and steel, coal and petroleum. It is inconceivable how we could ever become, even if we wanted to, a military power capable of attacking our neighbours, to say nothing of carrying war far down beyond the equator. There is no menace of Japan.

But there is a menace to Japan that has worried us Japanese right along in the face of the ugly manifestations of the cold war in Europe and Asia, especially the recent rapid advance of Communist forces in the Far East. The Korean war is proof of how real and close that danger is.

American statesmen and military leaders have declared again and again the determination of the United States to hold on to its defense perimeter in the Pacific, a chain of islands running from the Aleuthians to the Philippines, of which Japanese islands form the central and vital link. Secretary Acheson stated on January 12 this year before the National Press Club: "The defeat and disarmament of Japan has placed upon the United States the necessity of assuming the military defense of Japan so long as that is required, both in the interest of the security of the entire Pacific area and in the interest of Japan's security. I can assure you that there is no intention of any sort of abandoning or weakening the defense of Japan." Of course, we are safe so long as the Occupation forces remain in the country. But what would happen to unarmed Japan, should the U.S. troops be withdrawn? Would it be possible or desirable for Japan to look to America for protection indefinitely? These are the problems that troubled us. The answer has been given again by the Korean war.

The news of the invasion of South Korea by the Communist forces of the north on June 25 came like a bolt from the blue. But we were happily and infinitely relieved by the alacrity and unanimity with which the free nations of the world rallied under American leadership to repel the aggressor. We have been deeply moved by the way United Nations land, sea and air forces hurried to the rescue of the harrassed republic and fought hard battles with grim courage and resolution during these weeks and months. The expeditionary campaign, now nearing a victorious close, has demonstrated beyond the shadow of a doubt the will and ability of the United Nations to defend liberty and the rule of law in any quarter of the globe. We know now that the defenseless Japan will not be left undefended in her hour of need. It is with an abiding faith in the solidarity of free nations that we shall look to the United Nations for protection of our liberty and independence.

I hope the coming peace treaty will provide for Allied support of Japan's entry into the United Nations. We are ready and anxious to join, do our full share and make sacrifices, if necessary, in any arrangement for international cooperation under United Nations auspices to ensure the security of the Pacific as well as of Japan.

III

Communist aggression, which has resorted to war in Korea, more often follows the familiar pattern of infiltration—of fomenting discontent, creating confusion and disorder, overthrowing the legitimate government by force and setting up a puppet regime. Herein lies our problem of internal security, for we have our own share of Communists and a crop of hot-heads who will rebel against any established order.

The Japan Communist Party, long suppressed and practically non-existent, was revived with the new era of political freedom inaugurated under Allied Occupation. The Communists staged a picturesque comeback, parading the Palace Plaza, flaunting red flags and singing the International. Their leaders, fresh from prison or exile, were played up like heroes by newspapers. There was something glamorous about the return of the Reds, which the public seemed well-disposed to celebrate as part of the general jubilation over the nation's deliverance from militarist dictatorship.

Then, while the old political parties, broken up and leaderless, did nothing, the Communists got busy. They had organization, trained workers, handy formulas, and evidently money. They set up cells in educational institutions and government offices, infiltrated the ranks of labor and scoured agrarian communities and fishing villages. Very soon they had an elaborate nationwide network of party organization with numerous publications including a daily called "Akahata" (Red Flag). The party boasts 77,000 registered members besides uncounted numbers of unregistered members and fellow travellers. In the Diet today there are 24 Communists in the House of Representatives and 7 in the House of Councillors.

But here again we are safe so long as the Occupation troops remain with us. Any time disorders get out of hands, the G.H.Q. will step in and clamp down on the trouble makers. The general strike set for February 1, 1947, which would have paralyzed the entire transportation service of the country was called off by order of the Supreme Commander for the Allied Powers. A riot which broke out among unruly Korean residents in Kobe in April, 1948 was quelled by General Robert Eichelberger, the then Commanding General of the U.S. 8th Army, who personally visited the scene of disturbance. Early this year the Japan Communist Party was rebuked for heresy in soft-peddling its propaganda machine vis-a-vis the Allied Occupation, and it instantly published an apology, admitting its error. Soon the party adopted the orthodox Communist tactics vilifying American and occupation policies. But as it grew overbold in its vituperations and destructive

manoeuvres to incite violence, the members of the Central Executive Committee and the Editorial staff of the Red Flag were ordered purged. The publication of the daily itself has since been suspended. Thanks to the firm attitude of the Allied Headquarters, communism in Japan has been effectively contained.

Moreover, the Japan Communist Party is steadily losing ground owing to the cruelty and crudity of Communist methods, which have been exposed here and abroad, and which have alienated its would-be followers. This growing public antipathy is reflected in the election returns. Whereas in the general election for the House of Representatives in January 1948 the Communist Party captured more than 2,984,000 votes, it polled 1,637,000 for district candidates and 1,333,000 for national candidates in the elections for the House of Councillors last June.

Of course, the Japan Communist Party is not dead. Some of its top leaders on the purge list have gone underground to direct party activities from their hiding place. As soon as the Korean war started the Communists were quick to denounce American "aggression," and they have made a feeble attempt to subbotage U.N. war effort by disrupting work in Japanese ports and shipyards. They have stirred up student strikes in protest against the proposed purge of the Reds from educational institutions. Their agitations, which have earned only the disgust and contempt of the public, appears to be intended to prove their loyalty to their foreign masters and avoid another "criticism" from the Comintern. The government is proceeding with its plans to dismiss reprehensible Communists from its service, while coal mines and industrial plants have already begun to fire Red agitators and ring-leaders in their employ. That these measures can now be taken with safety is an eloquent proof of the retreat of Communism. On the other hand, in order to be prepared against any threat to the country's internal security, the G.H.Q. authorized early in July the creation of a National Police Reserve of 75,000 men, who have already been recruited and are being equipped and trained.

As far as the Japanese skies are concerned, the Red Star is receding.

IV

As a result of the Pacific War Japan was stripped of 44 percent of her territory; she lost 36 percent of her national wealth, including all of her huge overseas assets, some 80 percent of her merchant marine, and large portions of her industrial equipment for civilian production. That she did not succumb to this appalling disaster of defeat but has achieved a surpris-

ing measure of recovery is entirely due to the benevolent occupation policy and the generous American aid.

In January, 1948 the General MacArthur's headquarters seeing little hope of an early peace treaty for Japan, embarked upon a policy to put the country on a de facto peace footing as far as practicable, by removing or relaxing progressively many restrictions and controls, political as well as economic, so as to hasten Japanese recovery and self support. It is this American policy, coupled with a comprehensive program for financial aid and technical assistance, which has enabled us to rehabilitate our industries and revive our foreign trade to the present levels.

Under the de facto peace the channels for private trade were widened, and Japanese businessmen were permitted to go abroad. The United States established a revolving fund to facilitate Japan's foreign trade in 1948, and a single exchange rate for the yen was set up in April 1949. In December of the same year the 9 Point Economic Stabilization Plan was inaugurated. Through the good offices of the G.H.Q., Japanese Government Overseas agencies have been established this year in five cities of the United States, and more are to be opened soon in Paris, Brussels, Stockholm, New Delhi, Bombay, Calcutta, San Paulo, Rio de Janeiro, and elsewhere. Whereas in 1947 only 50 foreigners entered Japan, the number of visitors to our shores in 1949 increased to 15,000, consisting of buyers and tourists, while more and more Japanese are travelling abroad on educational and cultural missions as well as for commercial purposes.

A few figures from the G.H.Q. Economic Statistics may suffice to indicate Japan's progress under the Allied Occupation in these past five years.

As compared with the period from 1932 to 1936, the years immediately preceding the outbreak of the China Affair, our industrial production registered only 33%; but it has moved up to 94% as of July this year. The production indice rose likewise from 10.2 in 1946 to 41.6 in 1949 for textiles; from 44 to 82.1 for agriculture, from 38 to somewhere 70 to 80 for fishery. As for the foreign trade, our import and export which in 1938 amounted respectively to \$750 million and \$ 758 million sunk to \$305 million and \$103 million in 1946; but climbed to \$902 million and \$510 million in 1949.

These statistics are gratifying. But they fall far below the level for meeting even the immediate needs of the country. Japan must feed a population of 80 millions, which grows at the rate of one and a half millions a year, and Japan's domestic food supply, falling short of the demand by 19 percent, necessitates a disproportionately large outlay for the import of food-stuffs.

The figures I have cited on our foreign trade is deceptive in that owing to a drop of some 50 percent in the purchasing power of the U.S. dollar our 1949 trade total though nominally nearing the 1938 mark, is actually less than one half the prewar volume. Moreover, there is a glaring discrepancy between import and export. Our annual import excesses over export aggregated \$1,366 million by the end of last year, all of which have been covered by the U.S. aid fund. In order that we may cease to be a burden on American Taxpayers, we must double our foreign trade. A long range program for achieving a stable and self supporting national economy we shall have to triple or even quadruple our export trade, which is, and will be for some time to come, our only means of earning foreign exchange to balance our international payments. That means we have to expand our export industries. That will mean, in turn, we must build factories; overhaul and replace our outmoded and worn-out tools of production; introduce foreign capital and the advanced technology of the west; develop our hydraulic power resources.

Such are our needs, which I hope will be taken into sympathetic consideration by those nations who are to write the coming Japanese peace treaty. I hope Japan will be permitted to proceed with her economic reconstruction from the point where she has now reached under Allied Occupation. I certainly hope the treaty will contain no stipulation that may undo what has been accomplished, or cancel out the past or future aid from the United States.

In some quarters a fear is entertained that a separate peace might permanently sever Japan's trade relations with Red China. Red or white, China remains our next door neighbor. Geography and economic laws will, I believe, prevail in the long run over any ideological differences and artificial trade barriers.

However, the importance of our China trade should not be exaggerated. During the period of 1932 to 1936 the percentage of this trade against our total foreign trade did not come up to more than 22% in exports and 13% in imports (Manchuria, 4% and 6%; Kwantung leased territory, 12% and 2%; China proper 6% and 5%). Today we have no longer any "special influence" in China. That country itself has lost much of its production and transportation capacities during these long years of warfare. It would be a mistake to expect too much from China.

On the other hand, the prospect is bright in the other areas of East Asia. Our trade with India, Ceylon, Indonesia and the Philippines, accounted for 20 percent of our foreign trade even in the prewar days. Since the war's

end the volumes of our trade with these countries as well as Pakistan, Burma and Thailand under bilateral agreements have expanded rapidly, adding up in 1949 to \$230 million in exports and \$150 million in imports, or 46 percent and 17 percent respectively of our total exports and imports.

These countries are about to embark each upon an extensive reconstruction program for the promotion of economic stability and the elevation of living standards. According to the report submitted to the meeting of the Economic Commission for Asia and the Far East—and areal organ under the Economic and Social Council of the United Nations—which was held in Lapstone, Australia, in December, 1948, the sums of money needed for the execution of the reconstruction programs formulated by these countries are said to total 13,600 million dollars. Moreover, the same Commission at its fifth meeting in Singapore in October last, adopted a resolution, noting that the trade between Japan and these countries of East Asia is complementary and beneficial to the entire area, and recommending investigations with a view to furthering these trade relations. From the above-mentioned facts, it will not be amiss to assume that Japan will be called upon to furnish a good measure of her industrial power for the rehabilitation of these countries. Especially, if American and Britain should extend, as reported, assistance to these countries to speed their political and economic stabilization, the possibility will be all the more enhanced that their potential purchasing power will be translated into an effective demand for the capital goods produced by Japan.

Then there is Korea. The United Nations relief and rehabilitation program will call for considerable quantities of building materials, rolling stock, machinery besides clothing and all manner of miscellaneous articles. And we are right on the spot to supply them.

But in order to become a real workshop of East Asia and contribute abundantly to its progress and prosperity Japan must have a peace treaty. It is essential that we are guaranteed an equitable and equal treatment in international commerce; the rights of travel and residence; and full freedom of trade and shipping in this and other quarters of the globe. Such conditions of commerce and navigation can be realized only after the conclusion of peace and Japan's restoration as a free and independent member to the society of nations. There are inevitable and severe limitations to any de facto peace arrangement.

V

Finally, there is a spiritual need for an early peace.

The munificence of the American government and people has conferred untold benefits upon Japan. We are deeply grateful to the Allied authorities for guiding and assisting us in the difficult task of national reconstruction. The presence of the Allied Forces itself has been the prime factor for ensuring the country's tranquility and internal security.

Nevertheless, it cannot be denied that a military occupation is prejudicial to the fostering of initiative and enterprise, the sense of responsibility, the spirit of self reliance and independence, pride and patriotism. These qualities of the spirit cannot be fully developed until our nation is restored to complete sovereignty and reinstated to the community of nations as a free and independent member. Let me, without dwelling on the demoralizing effects of a military occupation, quote from General MacArthur, who views it from another angle and according to whom its evil is not altogether one-sided. In his message to Congress of February 20, 1947, reiterating his firm purpose to restore peace and normalcy at the very earliest time practicable, and recommending the substitution of the existing military controls over Japan with civilian controls, the general wrote:

"History points out the unmistakable lesson that military occupations serve their purpose at best only for a limited time, after which a deterioration rapidly sets in—deterioration of the populace in an occupied country which becomes increasingly restive under the deprivation of personal freedom, inherent in such a situation—and deterioration of the occupying forces which in time assume a dominant power complex pointing to the illusion of a master race."

Japan awaits a peace treaty. We do not know what will be the conditions of peace. This is a treaty Japan will conclude as a defeated nation for the first time in her history, and it is likely to prove a bitter pill for us to swallow. But we are prepared to take our punishment. We are resolved to redeem our mistaken past by fulfilling whatever peace terms with all the sincerity and good faith which we have shown in the discharge of our obligations under the Instrument of Surrender during the past five years.

Meanwhile, I earnestly hope that the coming peace treaty will be such as will give hope for the future and inspire a fresh zeal for national reconstruction; and such as will bring forth a peaceful, hardworking and prosperous Japan—a nation, chastened and free, fit to serve as a bastion of democracy in the Far East.

(October 21, 1950)

(260)

3 邦 訳 文

日本は講和条約を待望する

終戦以来5年有余を経たが、日本はヨーロッパおよび西半球の49ヵ国と、技術的にはいまだに戦争状態にある。日本に講和の準備ができており、またその資格があるという事は、あらゆる方面から承認されている。このことは、マ元帥との歴史的な太平洋会談の後、トルーマン大統領によつて確認された。

連合軍最高司令官の指導と政治的手腕により、またアメリカ政府ならびに国民の寛大な援助によつて日本は復興と再建の長い道程を歩み自由独立国家として世界の通商に参加するか否かにかかるという地点にまで到達した。政治的には、われわれが政治を自らの創意と責任の上に立つて運営してゆくことが許される潮時に来ているように考えられる。長びく占領は、いかに有効、賢明かつ慈悲深いものであつても、国民の自尊心と自恃心を破壊してしまうものである。それは、国家における真の民主主義の成長を阻むものである。日本は、すでに期限の過ぎた講和条約を待望している。1949年5月3日の憲法記念日に、マ元帥は日本国民へメッセージを送つた。その中で元帥は、講和締結の長引いたことを心痛をもつて述べている。すなわち曰く

「ポツダム宣言によつて明らかにされた 連合国の諸目的はすでに多くの重要な面において達成されており、また諸君は降伏の際の誓約を果すため、これまで勤勉かつ忠実に働いて来た。連合国軍隊が依然として諸君の母国を占領しているのは、占領開始以来諸君に落度があつたからでは決してなく、むしろ諸君の力ではどうにもならぬ国外の事情によるものである」と。

これらの事情が如何なるものであつたか一言にしていいうなら一冷たい戦争ということであろう。

対日講和が連合国間の問題としてはじめて前面におし出されたのは、マ元帥によつてであることが思い起される。すなわち、1947年、連合国がイタリアとの講和条約に調印したわずかにあと、マ元帥は4月17日公式声明を発表して、対日講和条約の早期締結および連合国による占領の終結を主張したのである。

アメリカ政府は、7月11日、対日講和に関する予備会談の召集を提議した。その条件として定められたことは、予備会談は当時の極東委員会に代表を送る11ヵ国によつて構成され、3分の2の多数決によるということであつた。このアメリカ側の提議を受

(261)

理した大多数の国は原則的に賛成した。その年の夏、キャンベラで開かれた英連邦外相会議は、形式的にそれを受け容れた。しかしながら、ソ連は対日講和条約が各々拒否権をもつ米、英、中国およびソ連の4国会議によつて起草されねばならぬと固執した。

対日早期講和条約を呼びかける声は、国から国へとこだまして、たえず聞え続けたけれども、条約起草のためには、何事も成しとげられなかつた。この困難は、2つの世界を分つ亀裂の底に深く横たわっていた。手続上の行詰りは、民主主義と全体主義的共産主義との間に、根本的かつ絶対的に、調和しがたい相違があるということを示したにすぎなかつた。8千万の国民の運命を決定する、それ故にまた世界歴史上に大きな影響をおよぼす対日講和条約に関して、2つの陣営が一致し得ないということは、異とするに足りない。

アメリカ政府が、対日講和締結の促進に強力な手を打つことを決定し、国務省の特別顧問であり、かつまた国連のアメリカ代表であるジョン・フォスター・ダレス氏が、ソ連を含めた極東委員会のメンバーと対日講和条約に関する予備会談を行つているというニュースを、われわれは歓迎するものである。

1950年2月、ソ連と北京政権とが軍事同盟条約を締結し、彼等の仮想敵国をとくに、「日本あるいはこれと結ぶ他の国」としている事態に直面し、さらにいまや、冷たい戦争が朝鮮で火を噴いた今日におよんでは、2つの世界が協調し得ることは困難である。上述した49ヶ国の中の多くの大多数の国々との対日講和を意味することとなる。

これは一部の日本人から反対されており、彼等は、時機を待つべきだと強調する。すなわちすべての共産主義者は極めて激しくかつ当然にこれに反対する。単独講和は不完全な講和であるとする政治家や教授達は極めて正直ではあるが、非現実的にこれに反対する。しかしながら、私自身のみならず私の政府ならびに日本国民の圧倒的多数についていうならば、日本は、講和を全然しないよりは、出来るだけ多くの国と講和をする方を望んでいるのである。

われわれはどつちつかずの状態、近い将来起るはずもない何事かをあてもなく待つているわけにはいかない。その上、われわれは決定的かつ取り消し得ないほどに自由世界の側に立つている。それが他の側のお気に召さなくとも、致し方はないのである。

来るべき講和条約に含まれる最も重要な問題の1つは、安全保障の問題—連合国およ

び日本の安全保障の問題である。

私は単にこういつておこう—連合国の安全保障の問題は、日本を精神的かつ物質的に完全に武装解除したことによつて技術的には解決されてしまつていていると。先ず第1に、日本海軍は全滅し、日本の軍需工場の大部分は戦時中に破壊された。一方、残存する軍事施設は、戦後完全に撤去されてしまつた。日本は、戦争を放棄し、あらゆる形式の軍備を廃棄する新しい憲法をもっている。しかしながら、日本が再び世界平和の脅威となるかも知れないという見解は、日本によつて非常な惨禍を蒙つた国民、あるいはまた、ヒトラー政権下における悪魔的軍国ドイツの復活について生々しい記憶をもつ国民の間には、容易になくなつてはいないものである。私は、第1次大戦後のドイツと、第2次大戦後の日本との間には、何らの類似点もないことを指摘しよう。

1918年の休戦の時、ドイツは無傷であつた。しかるに、1945年8月における日本は、爆撃と攻撃を蒙つて、余燼くすぶる廃墟となつていた。ドイツは龐大な鉄、石炭その他の天然資源をもつていたが、日本にはほとんど何物もなく、軍需品を造るのに必要な一切の原材料は、輸入に仰がねばならぬだろう。戦艦や大砲を秘密裡に造ることが不可能であり、近代的軍隊を秘密裡に訓練し維持することが不可能である以上、諸外国は容易に日本の戦争準備を看破り、鉄鋼、石炭、石油などの重要資材の供給を断つことだけで、それを阻止することが出来る。われわれが、もしそれを欲したとしても、近隣諸国に攻撃を加え得るような軍事力を備えること、いわんや、はるか赤道を越えて戦争をしかけるということは、思いもよらぬことである。日本からする脅威は全く存しない。

ヨーロッパ、アジアにおける冷たい戦争の恐ろしい様相、とくに最近における共産勢力の急進出に直面して、われわれ日本人は、かえつて日本に対する外からの脅威を心配している。そして、朝鮮事変は、その危険がいかに生々しく切迫しているかの証拠である。

アメリカの政治家ならびに軍事指導者は、アメリカが太平洋における防衛線を確保することを決定したと、繰返し繰返し表明した。防衛線とはすなわち、アリウシャンからフィリピンに至る一連の諸島の一環であり日本はその中心の致命的な鎖をなすものである。1950年1月12日、アチソン国務長官は、ナショナル・プレス・クラブで次のように述べた。

—「日本の敗北と武装解除に伴い、アメリカは全太平洋地域の安全保障ならびに日本の安全保障という2つの目的のために、必要な期間だけ日本を軍事的に防衛する必要に迫られた。私は、日本の防衛を放棄し弱化するいかなる意図をもつてはいないことを確言する」と。いうまでもなく、占領軍がこの国にとどまっている限り、われわれは安全である。しかしもしアメリカ軍が撤退したとすれば、軍備なき日本はどうなるだろうか。日本が、アメリカに無制限の保護を期待するのは、可能であり、また願わしいことであろうか。これはわれわれを苦しめた難問である。が、その答は、朝鮮事変によつて与えられた。

6月25日、南鮮が北鮮共産軍によつて侵略されたとのニュースは、まさに青天のへキレキであつた。だが、世界の自由諸国家がアメリカの指導の下に、いち早く結束して侵略者の撃退にあたつたことは、われわれをこの上なく安堵させた。われわれは、国連軍の活動に対して、深い感動を受けた。朝鮮出征は、疑惑の影をのり超えて、地球上のいかなる地域においても自由と法の支配を護ろうとする国連の願望と意図を表明したものである。われわれは、いまや、防備なき日本が、万一の時には無防備のままにとり残されることはないということを知つた。われわれが国連に自由と独立の保護を期待するのは、自由諸国家の一致結束に対して、変らざる信頼を寄せるからである。

ここにわれわれの国内治安維持の問題がある。なぜなら、日本には共産主義者がおり、秩序に対しても反乱を起そうとする一群の狂熱分子があるからである。

長い間弾圧され、実際には存在しなかつた日本共産党は、連合軍の占領下はじめて発足した政治的自由の時代とともに復活した。共産主義者は、皇居前広場を行進し、赤旗をひるがえし、インターナショナルを歌つて、花々しく返り咲いた。

解散させられ、指導者を失つた旧政党が、何もしないでいる間に、共産主義者は忙しく活動し始めた。彼等は、教育機関、政府部内に細胞を組織し、労働者階級に侵透し、農漁村に食い込んでいった。ほどなく彼等は全国的な党組織の網を張りめぐらし、「アカハタ」と称する日刊紙を含めたおびただしい出版物を発行した。彼等は7万7千人の登録党員のほかに、無数の非登録党員および同調者をもつた。国会には、24人の衆議院議員、7名の参議院議員を進出させた。

しかしながら占領軍が駐在するかぎり、われわれは安全である。騒擾がわれわれの手に負えなくなる時はいつでも、GHQが攪乱者の鎮圧に乗り出すであろう。1947年

2月1日のゼネストは、全国の交通機関を麻痺させようとしたものであつたが、連合軍総司令部の命令によつて中止させられた。1948年4月神戸における無法な朝鮮人の間に発生した暴動は、当時親しく騒擾の現地に赴いた第8軍司令官、ロバート・アイケルバーガーによつて鎮圧された。本年の初頭、日本共産党はコミンフォルムから占領軍に対する態度が生ぬるいといつて叱責され、党は直ちにその誤謬を認めた。党は、アメリカおよび占領政策を誹謗する共産党の正統的戦術を採用したのである。しかし、暴動を煽動しようとする、誹謗、破壊運動が目にあまようになると中央執行委員会のメンバーおよび、「アカハタ」の編集スタッフは追放を命ぜられた。同紙の発行はそれ以来中止された。総司令部の確固たる態度により、日本における共産主義は、効果的に生かさず殺さずの状態にさせられたのである。

たかまら一般の反感は選挙に反映している。1948年1月の衆議院総選挙では、298万4千票以上を獲得したのが、本年6月の参議院選挙では、地方区163万7千票、全国区133万3千票になつている。

いうまでもなく、日本共産党は死滅したわけではない。追放のリストに載つている党首脳部のある者は、地下に潜り、彼等の隠れ家から直接党活動を行つている。

朝鮮戦争が勃発するや否や、いち早く共産主義者はアメリカの「侵略」を非難し日本の港湾における作業を破壊することによつて国連の戦争遂行をサボタージュしようというはかない試みをやつた。学生を煽動して、教育機関からのレッド・パージ反対ストをやらせた。彼等の煽動は、いたずらに大衆の嫌悪と軽蔑を買うのみであつたが、ひとえに外国の主人への忠誠を立証し、コミンフォルムからの新たな「批判」を免れようとするために企てられたかの如くである。政府は、部内から不逞な共産党員を排除する計画を実行中であるが、炭鉱および工場では、すでに赤色煽動者ならびに指導者の解雇を始めている。こうした方策が、現在安全に遂行され得るという事実こそ、共産主義の退潮を雄弁に証明するものである。一方、国内の治安に対する脅威にそなえて、GHQは7月初旬、7万5千人の国警予備隊の創設を認可し、すでに募集を終つて配置、訓練中である。

日本の空に関するかぎり、赤い星は光を失いつつある。

太平洋戦争の結果、日本はその国土の44パーセントを失つた。また、一切の莫大な在外資産、商船隊の80パーセント、および民需物資生産施設の大部分を失つたことを

含めて、その国富の36パーセントを失ったのである。このおそろしい敗戦の損害にうち負かされることなく、日本が驚異的復興をなしとげたことは、ひとえに恩恵あふるる占領政策と、寛大なるアメリカの援助とによるものである。

1948年1月、総司令部は、対日早期講和実現の希望少なしと見て、できるかぎり実際に即して日本を事実上の講和におくという政策に着手した。すなわち日本の復興と自立を促進させるために政治的、経済的な諸制限統制を徐々に撤廃し緩和していつたのである。

事実上の講和のもとに、民間貿易の通路は拓かれ、日本の実業家は海外へ出ることが許された。1948年、日本の外国貿易を助長するため、回転基金が設置され、1949年4月には、単一為替レートが設定された。また同年12月、経済安定9原則が実施された。1950年には、GHQの斡旋によつて、アメリカの5都市に在外事務所を設立した。パリ、ブラッセル、ストックホルム、ニューデリー、ボンベイ、カルカッタ、サンパウロ、リオデジャネイロその他の在外事務所も間もなく開設される予定である。

1947年には、わずかに50人の外国人が訪れただけであつたが、1949年には、バイヤー、旅行者を含めて、1万5千人に達している。一方、商業上の目的で、あるいは教育ならびに文化使節として、日本人の海外渡航者も、ますます増加している。

以下GHQ経済報告の数字の一端は、過去5ヵ年の占領下における日本の発展を示すものである。

1932年から日華事変勃発直前の1936年にいたる期間に比較すると、1946年における我国工業生産額はわずかに33パーセントであつたが、本年7月現在では、94パーセントに達した。

生産指数は、繊維部門では1946年における10.2から、1949年では41.6に、農業部門では44から82.1に、水産部門では38からはば80近くにまで上昇した。外国貿易に関しては、1938年、輸入高7億5千万ドル、輸出高7億5千8百万ドルであつたのが、1946年にはそれぞれ3億5百万ドル、1億3百万ドルに低下した。それが、1949年には、それぞれ9億2百万ドルおよび5億1千万ドルに上昇した。

これらの統計は喜ばしいものである。しかしながら、これは国民の直接必要額を満たす水準よりもはるかに下まわるものである。日本は、8千万人の人口を養わねばなら

ず、しかも、それは年々、150万人づつ増加している。日本の国内食糧供給量は、必要量の19パーセントだけ不足し、不足額を輸入するためには不当に大きな経費を払わなければならない。

私が外国貿易について引用した数字は、ドルの購買力が約50パーセント下落したため、欺瞞的なものであつて、1949年の貿易総額が名目上は1938年の数字に近づいてはいるが、実際には、戦前の貿易量の半分以上になつていない。しかも、輸入額と輸出額は明らかにかけはなれている。我国の入超額は、昨年末現在で総額13億6千6百万ドルに達し、それはすべてアメリカの援助資金によつてカバーされている。アメリカ納税者の負担を無くするためにはわれわれは貿易額を倍加せねばならぬ。国民経済の安定並びに自立の長期計画ではわれわれは輸出貿易を3倍いな4倍に増加せねばならぬ。いつかはそういう時期が来るであろうが、これのみが、われわれの對外支払を均衡させるために外国為替を獲得する唯一の方法なのである。そのためには、われわれは工場を建設し、時代遅れの磨滅した生産機械を入れ替え、外資と、西欧の進歩した技術を導入し、水力発電資源を発展させなければならない。

以上がわれわれのなさねばならぬことである。私は、来るべき対日講和条約に署名する国々が以上の事柄を同情をもつて考慮してほしいと思う。私は、現在連合国の占領下に到達した経済復興の水準から、さらに前進することを許されるよう希望する。とくに私は、講和条約が、これまでの成果を打消し、アメリカからの過去将来にわたる援助を打切るような条項を含まないことを希望する。

ある方面では、単独講和が日本と中共との貿易を永久に切離してしまうのではないかという危惧がある。赤だろうと白だろうと、中国は我国の隣国である。地理的並びに経済的な法則は、遠い将来にはイデオロギー的な喰違いや技術的な通商の障害をのり越えてつき進むであろうことを私は信ずる。

しかしながら、対中国貿易の重要性を、あまりに過大評価しすぎてはならない。1932年から1936年にいたる期間に、中国貿易の全外国貿易の中において占める割合は、輸出額において22パーセントを超えることはなかつたし、輸入額においては13パーセントを超えることがなかつた。今日では、われわれはもはや、中国には「特殊權益」を持たない。中国自身はこの長い間の戦争で、生産および交通施設の大部分を失つた。

一方、東アジアの他の地域では見通しは明るい。インド、セイロン、インドネシアおよびフィリピンとの貿易は、戦前でさえ外国貿易額中20パーセントを占めていた。戦後これらの国々ならびにパキスタン、ビルマ、タイとの協定貿易は急速に増大し、輸出額において1949年には2億3千万ドル、輸入額において1億5千万ドル、換言すれば、我国輸出、輸入総額のそれぞれ46パーセント、17パーセントを占めている。

これらの諸国は、いずれも、まさに経済安定の強化および生活水準の向上をめざす広汎な再建計画に乗り出そうとしている。1948年12月、瀋州ラップストンで開かれたアジアおよび極東経済委員会—国連の経済社会理事会傘下の地域機関—の会議に提出された報告によれば、これらの国々の再建計画遂行に要する金額は、総額136億ドルであるという。さらに、昨年10月、シンガポールで開かれた同委員会の第5回会議では、日本とこれら東アジア諸国との貿易は全地域に対して補完的かつ有利なものであり、貿易関係促進のための投資を勧告する、という決議を採択した。

以上述べた事実から、日本は、これらの諸国の復興のためにその工業力のかなりの部分の活用を求められると考えても不都合ではなからう。伝えられるように、もしアメリカとイギリスとが、これら諸国の政治的、経済的安定の速度を早めるために援助を拡張するとすれば、彼等の潜在的購買力が日本で生産される資本財に対する有効需要に転ずる可能性はますます大きくなるだろう。

次に、朝鮮がある。国連の復興救済計画は、大量の建設資材、車輛機械、被服及びあらゆる種類の雑貨を必要とするに至るだろう。

しかし、日本が東アジアにおける真の工場となり、その発展と繁栄に豊かな寄与をなし得るためには、講和条約を結ばなければならない。国際貿易における、正当かつ平等な待遇、旅行と居住の権利ならびに地球上のあらゆる地域における積荷の自由が保証されること—以上は、欠くべからざる条件である。これらの通商、航海の条件は、講和が締結され、日本が国際社会の自由独立の一員として復帰してはじめて実現される。いかなる事実上の講和にも、避くべからざる、きびしい制限が存するからである。

最後に、講和条約に対する精神的な要求がある。寛大なるアメリカ政府ならびに国民は、日本に対して言葉につくせぬ恩恵を与えてくれた。国家再建の難事業を後援された連合国諸政府に対して、われわれは深く感謝するものである。連合国軍隊の駐在は、国家の安寧と、国内の治安維持確保のための主たる要因となつている。

しかしながら、軍事占領が、国民の創意、責任観念、自持独立の精神および愛国心の育成を阻害していることは否定できない。

これらの精神的特質は、我国が完全な主権を回復し、自由独立な一員として国際社会に復帰しない間は、円満に発展してゆくことが出来ない。軍事的占領が国民の元気を沮喪させる結果となることを私は詳しくは述べないが、この問題を別の観点から見、長期占領が双方に影響をおよぼす弊害をよく認識したマ元帥の言葉を引用しよう。

「歴史は、軍事占領というもののが最大限に見ても一定期間以上には効果を挙げ得ぬことをはつきりと教えている。この一定期間が過ぎると被占領国の国民の悪化が急速に進行し、かれらはかかる事態につきものの個人的自由を奪われて、いよいよ御しがたくなる一方、占領軍の方も悪質化し、やがて支配国意識にとりつかれて統治民族の幻想に陥るにいたるものである」(1947年2月20日マ元帥より陸軍省あてメッセージ)と。

日本は講和条約を待望する。われわれは講和の条件が如何なるものであるかを知らない。それは日本が歴史始まって以来初めて敗戦国として締結する条約でありおそらく非常に苦しい条約であろう。

しかし、われわれは、刑罰を受けるべく心構えをしている。われわれは、過去5年間にわたつて、降伏文書の下における義務の履行に示してきた忠実と誠実のすべてをつくり、たとえそれがどのようなものであろうとも、その条件を果してゆくことによつて、過誤の償いをする決心を固めている。

一方、私は、来るべき講和条約が、将来に希望を与え、国家再建の潑刺たる熱意を昂揚するようなものであることを衷心から希望する。そして私は講和条約の結果として、日本が国連に加入するようにしてもらうことを繰返し希望する。太平洋ならびに日本の安全保障確立のために、もし必要とあらば、われわれは国連主宰のもとに馳せ参じたいと切望するものである。

了

付録 25 1951 年 1 月 19 日の目黒官邸における特別集会記事

——別添書類三つ——

目黒官邸

1 月 19 日午前 10 時ないし 12 時

参集者 川辺、下村、辰見、堀、榎本、富岡

堀田、井口、西村

紀 事

まず、西村から講和問題の動きについて別添の趣旨で報告した後、「国内治安確保のために最小限どれ位の警備力があるか」について、意見の交換をした。要旨は、下記のとおりである。結論は、末尾にあり、大体现有力の 2 倍とみられる。

堀田—国内治安を確保するため完全な体制にあらねばならぬという点で、国内は一致している。そのためどの程度の警察力が必要であろうか。公然武力攻撃を加えられる場合は問題外とし、それ以外のあらゆる場合に治安確保に自信をもてるには、どういう警察力をもつべきか。具体的な案を得たい。陸上と海上とに問題を分けて考えたがよからう。

富岡—議論の種として、私見を呈出する。終戦処理費（1,000 億円程度）の範囲内で、対策を考える。考え方に三つある。

第 1 の考え方 戦略的見地からだす方法。

第 2 の考え方 国の内部の暴力革命を考え、これに対してどの程度の力が必要があるかをみる方法。内部の革命力を判定するときには、海上からの小規模の浸透を加算することもちろんである。

第 3 の考え方 平和条約の先例（ヴェルサイユ条約やイタリア条約の軍備制限条項）から案出する方法。

未熟だけれども、今、第 1 と第 2 の方法から案出した数字を申しあげる。

海上は、第 1 の方法にも第 2 の方法にも共通する。海上の数字をのべる。

a. 海上における商船（25 船団、250 隻、100 万トンとみる）護衛のため護衛艦 100 隻

(270)

b. 本土沿岸航路の防衛のための駆潜艇 60 隻

c. 港湾、海峡、水路の掃海、警戒、管制のための小艇 28 隻

d. 本土に浸透してくる者を探知し捕獲するため航空機が望ましい。

e. 支援根幹兵力（荒天時の哨戒用及び侵入艦船の阻止） 巡洋艦 4 隻と駆逐艦 13 隻 17 隻

f. 局地の防衛のための防備隊と基地

等が必要だ。艦艇は、合計 18 万ないし 21 万トンとなる。大約して、300 隻 20 万トンと考えればよい。

総人員は、34,000、それに陸上部隊及び官衙、学校、修理庁要員として 30,000 を必要とする。

飛行機は、米国の日本に保有する空軍力との関係があつて出しにくい。大体 300 機（練習機をふくむ。輸送、偵察、訓練の 3 機種を考える。）と見積る。敵をつぶす為のものを考えると 1,500 機が必要であろう。（戦闘機）。

陸上の方は、第 2 の考え方でだしてみる。日共、朝連の人達の 15% が武装しうであろう。これらが軽武装の暴徒となる。これに対抗するには、120,000 の人員が必要となろう。それに、外部からの小部隊の浸透を考え、150,000 が必要とみたい。すなわち 12 師団の兵力である。したがって、附随する後方勤務要員を加えると 200,000 となる。

第 3 の条約の先例から考え出す方法であるが、イタリアの例をみると、イタリアは陸上兵力 250,000

海上兵力 人員 25,000 人、艦船は、約 300,000 トン

空軍 350 機（人員 25,000）

が許されておる。この方法で数字は、他動的なものである。

堀田—最小限度の必要は、どの位のものか。治安維持のため警察予備隊と海上保安隊のふたつだけでゆくとして絶対必要のものにとどめ、外国から陸軍又は海軍らしくみられるものを落すとする。今富氏のいわれたもののうちには、そういうようにみられるものがある。例えば、商船護衛のためのもの。連合国では、オーストラリアのように、日本の陸軍は使いたい、海軍はいかんという傾向もある。日本の再軍備ということになつても、海軍は問題となりやすい。

(271)

富一a 商船護衛100,000トン。これは、アメリカにやつてもろうこととする。

b 本土沿岸航路の防衛 これは、事実上脅威とならない。

e 集団的浸透を防ぐもの これは、問題となろう。

堀一このようなものは、艦種の名をだすと問題になる。

富一eは30,000トンになる。

aとbとで130,000トンになる。これをひくと、必要なのは、80,000トンになり、現在の海上保安隊の2倍になる。

情勢判断によるが、かような部隊を新規につくりあげる時間的余裕はあるであろうか。わたくしの判断では、その余裕がない。2年位でやらねばならぬ。アメリカの援助を得、旧軍人を採用してやらざるを得ないであろう。

堀田一戦争になれば、すつかりアメリカにやつてもら。国内治安確保のためだけに必要なものを考えて、海上保安隊は、これだけなければならぬというのは、どんな数字か。

富一ねぎりつくしたものは、80,000トン（現在の約2倍）1,500トン級の駆逐艦を最大とする。

堀田一掃海は、性質上、別にしてよくはないか。

富一掃海に必要なのは、15,000トンである。これも落とすと65,000トンになる。

堀一65,000トンとして、その財政上の必要額は、どの位になるか。

富一機材は、アメリカの援助にまつ。日本は、人件費をまかなえばよろしい。

辰一予備隊と海上保安隊の現在の予算（予備隊120億、海上保安隊48億どれも26年度）は、大体人件費だけである。将来は、訓練費が必要であり、これが莫大なものになろう。

富一アメリカから財的援助を仰がねばならぬ。

堀一日本は、物の援助のみならず、金銭の援助もうけねばなるまい。

富一海上保安隊と飛行機については、日米間の協力の話合によつてきめるべきである。

上述のような計画を、実際具体化する事業は容易なことでない。隊員の精神問題が大切である。わたくしには、これは仲々できぬ事業であるように感じられる。

堀田一戦争になつてゆくというのでない。国内治安のため必要なぎりぎりのものは、ど

(272)

れくらいのものかを具体的に知りたいと思うのである。いざ、戦争となつた暁はどうするかを、今、考えているのではない。戦争にはならず、現在のような神経戦がつづくプロバビリティーも大きい。今の富氏のいわれた海上保有力はどの位で、できませうか。

富一1年位の時間はかかるが、できないことではない。

堀田一いくらアメリカにやつてもろうとしても、日本がどうしても必要とする飛行機の程度はどうか。

富一哨戒を日本でやるとして、200機であろう。哨戒のためには、ヘリコプターでもよい。

川一国家治安のための最小限度の警備力というが、治安が乱れる時が問題だ。おそらく、治安の乱れるときは、すなわち、戦争のおこる時ではあるまいか。治安のみを考えるのでは足りぬ。反面、対外防衛を考えねばならぬ。で、対外面において米軍なり国連軍が日本にいて呉れるということを、同時に考えての話でなければならぬ。

アメリカが、国連が手放したとき、どうするか、これも是非考えておいてもらいたい。

堀田一アメリカなり国連なりが日本を防衛してくれるという前提に立つておる。しかし、今日、日本人が反米になる可能性はある。この可能性を未然に防ぐため、どうしても講和条約をやらねばならぬとわれわれは考えておる。赤に対する思想的防衛が必要だ。国民の生活安定が必要である。軍備のため増税というようになると赤の思想を強くするばかりだ。反米の動機がそこに生れる。再軍備を慎重に考えたい所以である。

さて、陸上の警備力は、どうだろう。

下一前提として、

1. 日共、朝連のやる純然たる国内攪乱は、軽装備の警察力でいい。ただし、集団的に使用しうるものでなければならない。国内攪乱に外部からの力が加わる。かような治安の混乱に対処しうるものでなければならぬ。
2. 川氏発言のように、戦争との関連で考えねばならぬ。対外防衛のための軍備の種を蒔いておかねばならぬ。

(273)

輪郭として、

地上軍を主体とする。ただし、陸、海、空を統率する中枢が必要である。幹部と
基幹人員の整備と訓練を発足からやる必要がある。日本の足りぬところは、米軍
にたのむ。

兵力として、

国内治安のため部隊として動けるもの15万人、幹部及び基幹人員5万人、合計
20万人は、絶対に必要である。20万の数字は、(i)満州事変前警察7万人の上
に地方長官の出兵要請権があつたことと、(ii)寿府軍縮会議当時警察7万人の上に
兵力が30万あつたことを考えると、適當のことが了解されよう。

財政として、

終戦処理費1,000億円をごつそりもらい、その他を加え1,800ないし
2,000億円を使用する。ただし、この経費は、陸上のみならず、海、空もふ
くむものである。

川一防空力は、アメリカだけでは足りぬ。どうしても、日本も参加しなければならない。
い。だから、空軍をもつというのでなくて、海上保安隊なり警察隊なりの一部とし
ていいから、空軍の種として飛行隊を養成しておくべきである。航空は、国家防衛
の根幹である。

下—わたくしは、航空機は2,000機と考え、海上警備力は、10万トンと考えた。
富—2,000機という頭をだすのは、とおりにくい。わたくしは、少数の航空機をだ
しておいて、それを種に、増強してゆこうと考えた。

再武装の裏付として、民間防衛組織がある。今日、どの国も民間防衛の整備に狂
奔しておる。日本も、これをゆるがせにすべきではない。

× × × ×

要するに、今日の意見交換の結果は、次のとおりである。

日本が独力で国内治安を確保するには

陸 上 警 察 力

隊 員	15 万人
幹部及び基幹人員	5 万人

海 上 警 備 力

○ (但し、所要の21万トン中、万ー
の場合過半を米国にやつてもらう
ことを条件とする。)

艦 艇	8 万トン
最 大 艦 型	1,500 トン (駆逐艦)

航空機は、陸上及び海上の警備力の一部として少数を保有する。
同時に、民間防衛組織を整備することが急務である。

(了)

講和条約研究資料
ヴェルサイユ対独講和 (1919-7)

国境領土

(第2章)

- 新境界線ヲ詳細ニ規定セルモノ
- 1914-8開戦ノ時ノ国境ノママノモノ
- 後日ノ人民投票ニヨリ決定スルモノ
- 領土喪失3万平方哩
人口 〃 600 万人
- (第4章)
- 植民地、海外領土一切ノ放棄
- (第3章)
- アールサス・ローレンノ対仏還附

講和条約研究資料
第2次大戦対伊平和条約 (1947-2)

(第1編)

- 1938-1-1現在ノ国境ヲ基準トスルモノ
- 新境界線ヲ新ニ詳細ニ規定セルモノ
- 殖民地、属領ノ一切ノ放棄 (1年以内ニ英米ソ仏デキメル)
- 委任統治地域ノ権利ノ放棄

講和条約研究資料
対日講和既定及予想

カイロ宣言 1943-11-27

- 1914年第1次大戦開始以後ニ於テ日本ノ奪取占領シタル一切ノ島嶼ノ剥奪、
- 台湾、満州、澎湖島ノ中国返還、
- 朝鮮ノ独立
- ヤルタ協定 1945-2-11
- 1904年日本ノ背信攻撃ニヨリ侵害セラレタルロシアノ旧権利ノ回復、
- 樺太ノ南部ノ返還
- 千島列島ハソ聯ニ引渡サルベシ
- ポツダム宣言 1945-7-26
- 日本ノ主権ハ本州、九州、四国、北海道及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限ス

政治

(第3章)

- ライン河東方50キロ以内ノ地域ニ要塞ヲ許サズ同地域内ニ武装軍隊ノ存置演習禁止 (違反スレバ敵対行為トミナス)
- ザール炭坑ノ権利対仏譲渡

米國ノ初期対日方針 1945-9-22

○諸自由ノ許容

- 日本ノ完全非武装化、非軍事化
- 日本ノ主権ハ4大島及他ノ協定ニヨリ決定セラルベキ周辺諸小島ニ制限

初期基本の指令 1945-11-1

- 主要4島、対馬諸島ヲ含ム約1,000ノ隣接小諸島

1946-1-29 覚書

- 30°以北ノ南西諸島}ノ日本復帰
孺婦岩以北ノ南方諸島}
- 1950- 指令
国警予備隊7.5万ノ設置
海上保安兵力ノ許容

軍事

陸軍

(第4編)

- 対仏、ユーゴ国境ノ20キロ以内非武装化
- 島嶼ノ武装撤去
- 原子兵器、ロケット、射程30キロ以上ノ大砲、磁気機雷、同魚雷、人間魚雷ノ禁止
- 規定量以上ノ兵器製造禁止

(第5章)

- 徴兵制度ノ廃止、勤務年限ノ制限、予備将校ノ禁止
- 兵力10万 (内将校4000以内) 歩7千D、騎3千D、軍団2以内、参謀部ノ禁止
- 軍隊ハ国内ノ秩序維持、国境ノ管理ニ限定

- 兵器軍需能力ハ上記範囲内ニ能力制限
- 官立造兵廠ノ閉鎖
- 戦車、装甲車ノ禁止
- 砲ニ対スル弾薬量ノ制限
- 外国ノ為ニ兵器軍需製造ノ禁止

海 軍

- 戦艦 6、軽巡 6、駆 12、水雷艇 12 以内ニ制限
- 潜水艦禁止
- 掃海艇許容
- 人員ノ制限 志願兵制度ノミトス
- 服役士官 25 年、兵 12 年以上トス
- 沿海 50 キロ 以内及島嶼ノ防備ハ増強ヲ許サズ

空 軍

- 航空機ノ禁止
- 掃海用ニ 1919-10迄水上機 100、同人員 1000 ヲ許ス

- 重戦車、中型戦車 200 台以内ニ制限
- 陸軍兵力 18 万 5 (戦闘人員、労務員、指揮人員) 民兵 6 万 5 合計 25 万 以内ニ制限
- 国内的性格、国境防衛、防空任務ニ限ル 軍隊以外ノ軍事訓練ノ禁止
- 旧ファシスト民兵・旧ファシスト共和国ノ士官・下士官ノ陸海軍ノ士官就戦禁止
- (第 5 編)
- 連合国軍隊ノ一切ノ撤退

- 戦艦 2、巡洋艦 4、駆 4、水雷艇 16、コルヴェット 20、掃海艇 35、哨戒艇 8、油槽船 2、給水船 12、大型曳船 21、小型曳船 29、練習船 1、運送船 4、修理船 1、測量船 2 (戦艦以外ノ制限屯数 6 万 75 T)
- 空母、潜水艦ノ保有禁止
- 戦艦ノ代換禁止
- 人員 将校・兵 2 万 5 以内

- 海軍機ヲ含ミ戦闘機、偵察機 250 機輸送、訓練、連絡用 150 機 (予備機ヲ含ム)

- 4 年間独逸国内航空及着陸自由ノ対連合国許容

俘 虜

- 送 還
- 墳 墓 相互尊重
- 戦 争 犯 罪

(第 7 章)

- カイザーノ裁判 (不施行トナル)
- 戦争法規違反者ノ軍事裁判引渡シ

賠 償、復 旧

(第 8 章)

- 賠償金 200 億金マーク (2 ヶ年以内支払) 320 億金マーク年賦
- 船舶 1600T 以上ノ商船全部、1600T ~ 1000T ノ船舶ノ半
- 蒸汽トローラー漁船ノ半ノ引渡賠償
- 新船 20 万 T ノ建造引渡
- 石炭 1 億 7000 万 T ノ 10 ヶ年引渡

其 ノ 他

(第 11 章)

- 民間航空ノ許容

- 爆撃機ノ禁止
- 人員 (海軍ヲ含ム) 2 万 5 以内 (戦闘員、労務員、指揮員共)
- 国内的性質ノモノニテ国境防衛防空ヲ目的トスベキコト

送 還

(第 3 編)

- 戦犯トシテ告発サレタ者ノ引渡及裁判

- 対ソ賠償 1 億ドル 7 年以内
- 対ギリシャ、アルバニア、ユーゴスラヴィヤノ賠償金ノ支払
- 奪取財産ノ返還
- 諸請求権ノ放棄

1945-4-22 米国ノ対日方針
第 4 部ノ 4 ニ規定 (実行済)

1945-9-23 米国ノ対日方針
第 3 部ノ 1~2
1941-1-4 覚書
公職追放 (実行済)

海軍用語、陸軍及軍事航空訓練、軍事資料ノ表及定義、非軍事化ノ定義

別添 2 現有警備力に関する資料

海 上 保 安 庁				
1. 人 員 定 員	16,500 名			
実 員	8,151 名 (増加前)			
	1,570 名 (25. 7 採用)			
1. 装 備				
巡 視 船	211 隻	14,906 T (平均 70 T)		
掃 海 船	66 隻	9,160 T (平均 138 T)		
計	277 隻	24,066 T (平均 87 T)		
巡視船新造補充計画	120 隻	53,000 T (平均 440 T)		
内 訳				
	(1,500 T	5	450 T	40)
	(1,200 T	15	270 T	60)
1. 予 算	25 年度	3,427,540 千円 (34 億)		
	26 年度	4,894,850 千円 (48 億)		
警 察 予 備 隊				
1. 人 員	75,000 名			
1. 装 備	(別紙)			
1. 予 算	25 年度	20,000,000 千円 (200 億)		
	26 年度	12,000,000 千円 (120 億) (閣議決定)		

警察予備隊の装備について、

1. 現在の装備としては、米軍から借用しているカービン銃（小銃の小型のもの、弾薬は所持しない）が各部隊に支給されている程度で、将来の構想についても、予備隊本部では承知していない様である。
1. 装備とは異なるが、部隊によつては、軽機関銃、バズーカ砲等の使用方について、訓練がなされている模様である。

別添 3 講和問題の動向（1951 年になつてから）

—— 1951. 1. 18 ——

目 次

1. アメリカの対ソ回答
2. マ元帥の年頭声明
3. 英連邦首相会議
4. 国民政府の対米回答
5. ダレス特派大使の訪日発表
6. 条約の方式に関する報道
7. 安全保障に関する報道

年末から今年になつてからの講和問題の動きについて、主なものをあげて説明する。

1. アメリカの対ソ回答

第 1 は、50 年 11 月 21 日のソ連の質問に対して、アメリカ政府が 12 月 28 日に覚書で返事したことが大きい。この覚書は、公表された。（講和資料として印刷中）。

覚書は、ソ連の質問に、ひとつひとつ答えておる。ここでは、安全保障に係る部分だけ紹介する。

覚書は、こういつておる。

(4) 講和条約の締結と同時に日本の軍事占領は終結するというのがアメリカ政府の見解である。ポツダム宣言に述べられた「平和と安全保障及び正義の新秩序」がいまだ確立されず、無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていない事実は、日本がアメリカ及びその他の諸国と、国連憲章とくにその第 5・1 条の規定に基いて、個別的にまた集団的に自衛上の取極に参加することを裏付ける理由となろう。このような取極のなかには、アメリカやその他の諸国の軍隊の日本駐在がふくまれても差しつかえないだろう。

(5) ソ連政府が講和条約締結後の日本の安全保障について提起した二つの問題（すなわち、アメリカ覚書の「日本区域における国際の平和と安全の維持のための、日本国機関とアメリカの及びおそらくはその他の部隊との共同責任」とある、そ

の共同責任について、(i)日本国軍隊すなわち日本国陸軍、海軍及び空軍並びにこれらに相応する日本国参謀部を創設することが提案されているかどうか。(ii)この共同責任とは、講和条約の締結後も、アメリカの陸軍、海軍及び空軍の基地を日本領域に維持することを意味するか。)に対する答えは、さきのアメリカ提案及び以上述べたところで明らかである。(アメリカは、講和条約の締結後の日本が陸海空軍を保持することが許さるかとのソ連の質問に対する回答を回避しつつも、ソ連は、47年6月極東委員会13国が日本の再軍備を禁止したことを挙げているが、極東委員会は条約が調印されるまでの対日政策決定のためにのみ構成されたものであること、及び、その決定は正式に条約にとりいれられない限り、その後は効力を失うものであることを指摘している。)(29日UPによつて補足)

これで、安全保障についての、アメリカの考えが、だいぶはつきりしてきた。

全体として、アメリカの対ソ回答で、とくに注意される点は、必要とあらばソ連の参加なくとも他の諸国とともに対日講和の締結を推進する意向を明らかにしたこと、「無責任な軍国主義が世界から駆逐されていない点にかんがみて」日本はなんらかの条約によつてアメリカその他の国の軍隊が日本に引続き駐在し、その援助の下に自衛の備えをすることは当然であるとの見解を明らかにしたこと、領土の最終的帰属はカイロ、ヤルタ、ポツダム等の宣言ないし協定にもかかわらず最終的には国連の決定にゆだねられるべきであるとのアメリカの考えをはつきりさせたことであろう。(28日ニューヨーク・タイムス)

2. マ元帥の年頭声明

本年1月1日マ元帥は日本国民に対するメッセージのうちで、「国際的な無法律状態が引続き平和を脅威し、人々の生活を支配しようとするならば、国家の政策の手段としての戦争放棄を規定する日本憲法の理想がやむを得ざる自己保存の法則に道を譲らなければならないことは当然であり、自由を尊重する他の人々と相携えて国連の諸原則のわく内で力を撃退するに力をもつてすることが諸君の義務となるだろう。不幸にしてかかる事態が万一起つた場合、日本の安全保障は、太平洋地域の他のすべての自由諸国家の深い関心事となるだろう。わたしは1951年には新しい日本が、まだ残っている戦禍を十分ぬぐい去ることができる講和条約を通じて政治的自由の恩恵をうけることになる」と心から信じている。」とのべた。

(282)

朝鮮における国連軍の苦戦にみられる極東情勢の急迫化や、西欧における西独再武装の現実問題となつている折でもあるので、「日本が1951年中にアメリカの完全な協力者となつて民主主義勢力の極東防衛線の維持に一役買うことになる」のを示唆したものと観測され(1日UP東京)、講和問題に関連して、日本の再軍備がいろいろ論じられるようになった。

日本の再軍備については、アメリカのイヴニング・スターやニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙などがこれを支持し(1日ワシントン・UP、2日ニューヨーク・AP)、ニューヨーク・タイムズは日本は決して中立を保ちえないと論じ、日本国内には再軍備について鋭い意見の対立があり、再軍備に対する日本の熱意がたらないことを指摘した程である。(4日ニューヨーク・AFP)。

しかし、ソ連、中共は、いわずもがな、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン等従来から日本の再武装に反対してきている諸国は、直に反対の声をあげた。オーストラリアのスペンダー外相は2日従来の対日政策に変わらないことを確認し、日本の軍国主義の再現に対しては適当な保障を講じなければならないと言明した(2日シドニーAP)。比のロムロ外相はフィリピンの対日態度は賠償要求と軍事力の復活防止にあると言明した(3日マニラUP)。

ただ国民政府だけは、従来の態度をかえて、対米回答のなかで自衛のための日本の再武装をみとめ、米軍の日本駐在に関する日米協定に反対しないことを明らかにしたといわれておる(6日台北UP)。

3. 英連邦首相会議

1月4日からロンドンで開催された英連邦首相会議は9国の首相(南阿はドンゲス内相が代理出席)が加わり、12日に終了した。この会議では、対日講和も議題のひとつだった。

新聞報道によると5日対日講和が問題となつた。英国、インド、セイロン、ニュージーランド、オーストラリアの諸国から熱心に講和促進の支持があり、場合によつては仮条約を締結してはどうかとの議論もでた。討議された仮条約の構想には一定の保障のもとに日本に部分的な再軍備の道を開くという考案がふくまれ、日米同盟条約による米軍の日本駐在案もその一部をなしている。ただし日本海軍の再建は許さないという(5日ロンドンAFP)。

(283)

9日会議は、対日講和の早期締結の方針を決定して、コミュニケが発表された。それによると、

(1)中ソ両国をふくめ対日戦争に参加した全国家が会議に参加すべきである。(2)中共の参加については中共政府の承認を必ずしも必要としない。(3)中ソ両国の参加が得られない場合は両国の参加なしでも早急に対日講和条約草案を起草すべきである。なお中共政府の参加に関して一部の首相から対日講和に限って中共政府に事実上の承認を与えるとの提案がされた。というのである(9日ロンドンAFP)。

日本の再軍備については、英政府のスポークスマンの話によると「英連邦各国首相は、情勢の発展によつては極東の危機に関する討議を再開すると言明した。英連邦各国首相は、日本に対して寛大な講和条約を早急に締結することが極東情勢を安定化するものであるという点について意見一致した。大部分の連邦首相は、日本の再武装に関し米国と同調する用意があるが、その際次の保障を要求するものとみられる。

- (1) 日本の軍事力は、非共産世界と連結しなければならない。米国は、日本に軍隊を駐留させる権利を持ち、日本が再び侵略戦争を起さないことを保障する。
- (2) 講和条約参加国は、日本が1国に対し侵略を企図するような場合は、一致して日本に当る。
- (3) 日本の空海軍部隊の攻撃的性格を制限する。」

これは、10日ロンドンAPの報道である。これをよむと、英連邦の一部にいかにか強い対日警戒心があるかが判然とする。9日ロンドン、ロイター電も9日の会議の模様を、報じているが、同じ感想をもたされる。すなわち、

「オーストラリアとニュージーランドは、強力な日本の再軍備を防ぐため、とくに海軍、商船隊、重工業を制限するためしつかりした保障が与えられなければならないと強硬に主張した。これに対しパキстанは、日本の復興はアジアの経済的發展と極東の安定をみちびくという理由で、日本の完全な再建は絶対にさまたげるべきでないと強調した。インドもパキстанとともに、できるだけ早く日本を自由なる国家の社会に復帰せしむべきであると主張した。インド、パキстан両国は、アジアの水準からみれば高度の文明と経済をもっている8千万日本人は世界平和の維持にとって重要な要因であると述べた。英と加は、日本の将来は現実的に取扱うべきであるという態度をとった。南アフリカは、日本の再軍備について何らの見解も述べなかつた。

会議の討議は、台湾にもふれた。意見の一致をみなかつた。インドと英は、カイロ宣言を堅持すべきであるとし、中共を承認していない連邦諸国は米国の提案を支持するものが多かつた。」

なお、11日オーストラリア外相スペンダーが、特に声明を発して、「オーストラリアは、日本の国際社会加入を阻止しようとは思わないが、武装した侵略日本の復活を防止する適当な処置を規定せず、また日本の再軍備能力に制限を課さない講和条約には反対する。」といつておることを指摘しておかねばならぬ。

英連邦首相会議は、12日閉会に際して、宣言を発表した。宣言の冒頭には「日独両国との講和問題解決を促進すべきこと」がうたつてある。(どうかそういう方向へ、英連邦諸国よ、努力してくれよといいたくなる。)

4. 国民政府の対米回答

国民政府スポークスマンは、1月6日、国府が米国の覚書に対する回答を国務省に手交したことを確認した。回答の内容は、次のようなものといわれる(6日台北UP)。

- (1) 台湾の将来はカイロ、ヤルタ、ポツダム諸宣言ではつきりと決定されており、いかなる他の国も台湾に国府の見解に反するような主権を樹立する道義的権利はない。
- (2) 日本に対し寛大な講和を許そうという既定の政策に変化ない。しかし、このことは、国府が公式に賠償要求をとりさげることは意味しないが、賠償要求を強く主張することはしないであろう。
- (3) 日本が必要な場合自衛のため再武装する権利については文句をつけない。
- (4) 日米間に米軍の日本駐在継続を認める個別協定を結ぶことに反対しない。
- (5) 講和条約は、できる限りすみやかに締結することに賛成する。
- (6) 中共政府は、いかなる問題についても、法的、道義的権利をもっていない。
- (7) 澎湖島は、常に台湾省の一部であり、台湾に関する見解は、当然同島にも適用される。

5. ダレス特派大使訪日発表

1月11日国務省はダレス顧問が大統領の命によつて対日講和の実現の手段についてマ元帥並びに日本政府首脳部と検討のため対日講和使節団の団長として大使の資格

で近く日本を訪れるであろうと発表した（11日ワシントンAFP、AP等）。

この発表があるまで、いろいろな米国の動きが報道された。50年末には、朝鮮の戦況の悪化に伴うて国務、国防両省の間に再び講和促進に関して意見の対立があると伝えられ（12月27日ワシントンUP）、1月8日のニュースウィーク誌も講和促進の最大の障害は、クレムリンではなく、むしろ朝鮮に対する主要基地としての日本の保持に重点をおこうとする（すなわち現状のまま占領管理して日本を利用すべしとする）国防省であると書いたほどであった。11日のダレス特派大使訪日の発表は、このような対立に解答を与えたものである。11日のAP電は、「この発表は朝鮮で国連軍が敗退している時機に、なお且つ対日講和交渉を推進すべきかどうかをめぐって米国政府部内に存した不安の一時期が終つたことを明らかにしたものだ。」国防省の一部と国務省との間に見解の対立があつたことを述べた後で、「統合参謀本部員もついに国務省の見解に同意し、8日アチソン国務、マーシャル国防両長官を交えて開かれた会合で両省間に最終的決定をみ、ダレス顧問の日本派遣を勧告、11日大統領によって承認されたといっている。

6. 条約の方式に関する報道

1月1日ダレス顧問は、(1)アメリカと他の極東委員会構成国との間の交渉は、今もなお続けられている。条約の内容や手続についてはまだ何も決定していない。(2)ソ連の妨害を受けない一つの方法として対日戦参加諸国との間に一連の個別的条約を結ぶことを検討中である。が、それは、アメリカ政府の公式政策ではなく、単なる手続上の方式として考えられているものである。と述べて、同じ内容の平和条約を2国間で結んで行く方式をとつて、ソ連や中共を除外するか、せぬかについての難問を回避しようとの案があることを示した（1日レークサクセスAP）。これに関して、アメリカの新聞報道は、たびたび、個別条約支持を伝えていて、1月1日のニューヨーク・タイムスは、米政府は全面講和の構想をすてて個別講和を推しすすめることに決定したとまで報じたが、これは翌2日国務省スポークスマンによって強く否定された（2日ワシントンAP）。

この否定にもかかわらず、その後、アメリカからの報道は、アメリカ当局の方で個別的条約の方式を考慮しているというが多い。（1月6日ワシントン坂井特派員、10日ワシントン坂井特派員、10日ワシントンUP、11日ワシントン中村特派

（286）

員、11日ワシントンAP、12日ワシントンUP、12日ワシントンAP、13日ワシントンAP、13日ワシントン坂井特派員。）そして、どちらになるかは、ダレス特派大使の訪日の後、アメリカ政府の腹はきまろうといっているが、個別条約の可能性が大きい方へ、最近は、なつていつている。

7. 安全保障に関する報道

アメリカからの報道で、安全保障に関連するものを追うて、並べてみると、次のようになる。

- (1) 7日ワシントン坂井特派員は、ダレス氏は訪日の際講和条約と同時に実施される、日本の安全保障と日本をめぐる国際平和の確保のため日米両国が平等の立場で締結する共同防衛協定案について協議するだろう。
- (2) 7日ワシントンUPは、タフト上院議員がラジオ・インタビューで、「米国は朝鮮から撤兵して日本と台湾を結ぶ防衛線に後退すべきだ。もし米国が海、空軍を提供するならば、日本は自己の長期的防衛のため地上軍の大部分を進んで出すことになるものと信じている。」といったと伝えた。
- (3) 10日ワシントン坂井特派員「……日本が米国と……講和を締結したら、その効力発生と同時に、占領は打ち切りとなり日本が中共又は国府と個別的条約を結ぶことは自由になる。占領が終つてから日本の安全を守るための日米相互防衛協定を相談するのではなく、真空状態の期間がないように前もって話し合い講和実現と同時に共同防衛協定の効力を発生するように考慮されよう。講和実現とともに現在の総司令部の機構は軍事に関するもののみが共同防衛任務のことを取扱うことになり、その他の機関は全部なくなる。相互協定で日本に留まる米軍の費用は英国に派遣されているのと同じように、米国防省の予算でまかなうことになろう。米軍が共同防衛のため使用する施設その他の費用を両国でどう分担するかは両政府間の話合できめられ、日本の復興を妨げないよう最も合理的にきめられよう。
- (4) 11日ワシントンAP「……米国の政策のうち確実な点は、米国が締約国となる講和条約は、極東における共産主義の拡大に対する防壁として、さらに日本列島自体の保護者として米軍が日本に駐在できるような安全保障協定を伴わなければならないということである。」
- (5) 11日ワシントン中村特派員「ダレス氏の渡日は、軍事当局者を同行する点で、

（287）

前回の渡日とは、大いに趣を異にしており、日本の安全保障に関連し、再軍備問題が総司令部当局及び日本政府との間に具体的に打診されるのではないかとみられている。」

- (6) 12日ワシントンUP「米国の官邸筋では、日本の小地上部隊を将来国連憲章の規定のもとで、大規模な地域軍に編入する可能性を検討している。この問題については、まだ、最終的決定は下されていない。これは、日本の再武装を行う前に、日本の憲法をある程度改正し、同時に、連合諸国の全般的同意をうる必要があるため非常に急を要する問題とは考えられていないからである。」

日本の再軍備とドイツの再軍備は、類似の問題とは考えることはできない。日本は、島国であり、日本を侵略から守るためには、主として海、空軍に依存し、地上部隊は制限されたものですむからである。もよりの基地にある米国の海、空軍を太平洋における米国の最前線維持と日本の防衛に利用することができる。」

- (7) 12日ワシントン中村特派員「ワシントン外交界では、「再軍備問題など日本にとって駆引の道具ができてい」とみるむきもある。このことは、西独の例もあり、米政府をして講和に慎重ならしめているひとつの原因になっている。」

吉田首相のさきの東京における外人記者会見を「再軍備には無条件には応じられない」との意味に米国ではとっており、吉田首相が再軍備に絶対に反対であるとは国務省当局でもみていない。」

- (8) 13日ワシントンAP「日本の再武装問題に関して米関係当局者は、少数の日本人居隊を国連軍に編入するとか、あるいは、目下西ドイツとの間に交渉中であるような地域的防衛軍へ統合するという構想もだが、別に決定にはいたらず、この問題は、日本が国連に加入するまでは持ちこしとなろうと言明している。」

- (9) 13日ワシントン坂井特派員「大統領特使として近く渡日するダレス大使は、12日上院外交委員会の民主党コナリー委員長、ジョージ議員、共和党のワイリー、スミス議員4氏と秘密会議を行った。講和条約も相互防衛協定も上院の協賛をうる必要があるので、ダレス大使から政府の両案の概要を説明し、両党の支持を求めたのに対し、4委員は詳細にわたる質問の後、十分な了解を与えダレス大使を激励した模様である。」

- (10) 15日ワシントンAFP「.....ダレス特使が東京にいつてまずとりあげなけれ

(288)

ばならないものに日本の再軍備問題がある。マ元帥は、このほど、平和条約が締結されたあかつきには、日本は、再軍備さるべきだとの見解をのべた。マ元帥のような有力な人物の意見は当然ワシントンを初め世界各国の首都で大きな反響をよんだ。実際マ元帥の声明は忠実にホワイト・ハウスの見解を反映したものである。したがって、マ元帥とダレス大使の会談では、初めに、この問題がとりあげられるだろう。

ワシントン消息筋によると、米国は、日米同盟条約の問題に関してドイツの10個師団創設を提案した50年9月の禍を繰り返えしたくないと切望している。だから、日本は日本人が承認する程度においてのみ再軍備されることになる。これが、現在の米政府の考えである。.....

日本の地理的立場と戦略的価値から考えて、日本は世界戦争において中立を維持することはできないという点が指摘されている。したがって、日米間の平和条約には附帯条項として日本を防衛するため、米国が日本に海空軍基地をもち、米軍を駐在させる権利をもつような相互援助条約をどうしても伴わねばならぬと考えられている。米国の専門家は、この代価を払うことによつてのみ、日本は独立と主権を再び獲得できると述べている。」

要するに、平和条約と同時に日米間に共同防衛条約を締結して米軍の日本駐留を実現したいということは判然とでておる。日本の再軍備については、慎重な態度であつて、マ元帥以外に、責任ある地位にある人から積極的な再軍備論が公式に表明されたことは、まだない。慎重考究中という感触をうけるのである。

(附記)

安全保障問題に関する政党の態度

講和問題が進展してき、それにつれ、米国の考え方がはつきりしてくるにつれ、日本でもこの問題についての考え方が具体的になつてきた。政府当路者や個人の見解は、別として、ここには、各政党の態度について、メモしておくことにする。それも、安全保障に関する分だけである。材料は、新聞報道であるから、あるいは、正確でないところがあるかも知れない。

1. 参院緑風会

1月5日朝日の報道によると、次のような案が考えられておるといふ。

(289)

「国連に加入し国連による安全保障を望むが、過渡的には米国の駐兵または日米協定によつて安全を確保する。極東情勢の実情によつては国連の要請があれば国連加入国の義務として再武装するが、これも日本の財政では警察予備隊を強化する程度となろう。海上保安隊は弱体であるから日本政府の裁量の下で規模と質を強化したい。」

2. 民 主 党

18日の読売によると、民主党は、ダレス特派使節に対して、次のような要請をするという。

「(3)自主的自衛力の整備強化

他力本願のみで日本の防衛を全うすることは不可能であり、またいたずらに他力本願で外力のみ頼つて平和を維持しようとする国民はやがて独立心を失ひ国家を維持する能力をも喪失するおそれあるものと認め、内外よりする秩序の破壊行動に対し自衛しうる警察力をすみやかに整備強化することを希望し、連合諸国も軍国主義の抬頭を危惧するごとき妄想を一てきして、進んでこれに協力せんことを希望する。

自衛のため基本精神として(1)祖国を自ら護る。(2)国際機関参加の場合安全措置に関する権利も主張するが義務も履行するという決意を国民の中に浸透させ、当面の対策として内乱の予防、鎮圧に動員可能な一切の心的、物的防衛力を……結集整備する。(として10項目をあげているが、そのうちには、国家非常事態宣言法の制定とか、警察予備隊を20万程度に増員すること、民間特設防衛隊法を制定すること、国家に国家安全保障委員会を設定することなどをあげている。)

(4) 国際連合憲章による安全保障の確保

すみやかに日本の国連加入が許容せられる日を待望するとともに憲章のワク内において東亜の平和を維持する地域的集団安全保障制度が確立せられるならば、これに参加して積極的に協力する。」

3. 社 会 党

17日の読売によると、社会党の方針は、次のようである。……

- (2) われわれは、講和後の安全保障については、日本が非武装平和の憲法を守りつつ国連の集団保障によつて独立を全うし得ることを要望する。従つて、われわれは、

(290)

再武装したくない。また特定国との軍事協定(軍事基地の提供をふくめた)によつて安全を保障する方式に賛成しない。われわれは卒直にいつて東西の武装対立に加わらないで、自主的中立が守りたい。しかし、同時にわれわれは、暴力革命や国際侵略に反対し国連の平和と秩序への努力に賛成し、また、独立国として自衛の本然の権利があることを知っている。しかしながら前述のように国連に加入が認められて、その集団保障によつて侵略から保障されることを要望する。」

4. 自 由 党

19日の読売によると、同党の立場は、次のようである。

「安全保障問題

国連加入による集団的安全保障を根本とし、わが国の負うべき正当な責務はこれを忠実に実行するものである。わが国は、いまだ国連には未加入であるが、朝鮮動乱の例にみれば、わが国は事実集団保障をうけている状況にある。よつて、国連未加入のまま、しかも、講和条約が未締結のままでも国連よりの要請によつてわが国に課せられる義務があればこれを忠実に実行するものである。

また、情勢の緊迫により、国際共産主義の指示による国内暴動が生じた場合われわれとしてはこれに処する対策をもたねばならぬ、この種暴動を防ぐに足る国内治安及び海上保安力の整備強化の必要を主張する。」

要するに、政党の方針として報道されておところは、

イ、安全保障については国連憲章による集団保障によることとし、これに積極的に協力する。……という点では、大体一致しておる。

社会党のみは、特定国との軍事協定はいやであり、東西の武装対立に対して中立でありたいというている。

ロ、再武装については、これを好まない。そして、自衛能力の整備、すなわち、国内治安維持力の拡充強化でゆきたいというところで、大体一致しておる。不思議と大きなではいりがないといえるのである。

緑風会のみが、ややある方式の再軍備ようなものをのぞかしておるだけである。

以 上

(291)

付録 26 D作業 ダレス氏訪日に関する件

—1950. 12. 27—

別添第1 対日講和7原則にたいする所見

別添第2 日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案

別添第3 安全保障のための日米協力に関する提案

別添第4 自立体制の早急整備に関する事項

ダレス氏訪日に関する件

25. 12. 27

米国は、最近における世界情勢の重大化にともない、民主陣営の防衛体制を急速に整備することに全力を傾注しつつある。その場合、日本がその重要な一環となるべきは、自明のことに属する。他面、いわゆる多数講和も早急に実現することは困難な状況にあり、米国は、講和をまたずして日本の強化と日米関係の緊密化を強力に推進するための現実的方策を求めていることは、確実である。又、西ドイツの例にかんがみるも、日本の自衛能力の急速なる強化（窮局における再武装を含む）を強く要望していることまた確実である。

よつて、この際、ダレス顧問に対しては、左の趣旨によつて処置するものとする。

(1) 日本は、共産主義を排し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力せんと
の確い決意を有する。共産勢力の国際的侵攻の現状下にあつて、安全保障の問題は日本にとつても最大関心事であり、民主国家とともにあくまで共産勢力に対する防衛に
当り日本自らも能う限りの力を致さねばならないことを充分自覚している。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係の緊密化をはかるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を与えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそつて民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の途である（別添第1「対日講和7原則に対する所見」参照）。

(2) しかし、いわゆる多数講和の実現には、なお相当の時日を要し、しかも、日本の強

(292)

化は、1日もゆるがせにすることができない次第であるから、日本としては、米国1
国とだけでも、平和条約を締結した場合と実質上同様の関係を設定し（別添第2「日
米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案」参照）、
その上で日米両国間に安全保障のための取極を締結するようにしたい（別添第3「安
全保障のための日米協力に関する提案」参照）。

(3) 現下の国際情勢にかんがみ、右のような措置と並行して、ただ今からでも実効的に
日本を強化して行くために、できるだけことを着実に実行に移して行く必要がある
（別添第4「自立体制の早急整備に関する事項」参照）。

(4) 日本の再武装については、前述の安全保障に関する取極と表裏をなすものとして、
日本が完全な自主性を回復した上で、他の民主諸国との関係も考慮して決せらるべき
問題である。

別添第1

対日講和7原則に対する所見

本年11月24日公表の米国国務省が、日本国との戦争状態を終結させるのに適する
ものとして、その構想する条約型式についてなした一般的ステイメントにもられてあ
る7項目は、原則として結構である。日本はこの原則に従つて1日も早く1国とでも多
くの国と講和が成立することを希望する。但し次の点については、日本として深甚な関
心をもつ次第であるから米国において再考されることを熱望する。

(1) 安全保障問題

日本の安全保障の第1の前提は、いうまでもなく、自から自己の国土をあくまでも
防衛せんとする強烈なる意欲が日本国民の間に自発的にわき起ることである。覚書の
4においては、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の
施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在するこ
と」が考慮されている。しかしむしろわれわれは平等のパートナーとして安全保障の
ため協力関係に立つことを希望する。

安全保障のための協定は平和条約とは別個のものとし、平和条約では撤兵について
規定し、撤兵の期間内に別に安全保障に関する協定を締結する方法が望ましい。けだ
し、安全保障のための協定は、本来平和条約とはその性質を異にするものであり平和

(293)

条約中に規定さるべき事柄ではないからである。

(2) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書3によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。われわれは米国の軍事上の必要については十分にこれを理解し、いかようにでもその要求に応ずる用意がある。しかしながら、これら諸島が日本から分離されることは国民感情のたえがたいところである。この点再考されんことを希望する。

以上(1)及び(2)に述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立して行く上に重大な関係をもつ事項であり、その解決如何によつては、この緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に与えることになるであろう。

このような考慮からすれば、覚書3及び4は日本国民の意思を無視して日本国に駐兵し、又は、沖縄及び小笠原諸島の帰属を決定する趣旨ではないということをできるだけ早い機会に宣明せられることがきわめて望ましい。

別添第2

日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための提案

日米両国は、極東における国際情勢に対応するため両国間に平等の立場において緊密なる協力関係を設定する必要がある。これがためにはその前提として、平和条約の締結が最も望ましいところである。従つて、平和条約締結のための努力は、継続されなければならない。しかし、極東の情勢は重大であつて、平和条約の成立をまつを許さぬものがある。

よつて、米国は、客観的条件の許す最大限度において、日本国を自主独立の地位に復帰させ、且つ、日米両国は、最大限の協力関係を設定することを決意する。

要 綱

両国は、次の措置をとることに合意する。

1 戦争状態の終了

両国は、両国間に存する戦争状態の終了を宣言する。

2 外交関係及び領事関係の設定

両国は、外交関係及び領事関係を再開するため必要な措置を直ちにとる。

3 日米間条約の復活

両国は、太平洋戦争前に存在した両国間の条約を復活するため直ちに交渉する。

(294)

4 最恵国待遇

新たに通商条約が締結されるまで、両国は、通常の例外に従うことを条件として、通商航海上の事項について相互に最恵国待遇を与える。

5 占領の終了

米国は、日米両国に関する限り、この協定の実施とともに、日本国に駐在する合衆国軍隊が日本国に対して占領軍として駐在することを終止することを声明する。

6 経済協力

極東の平和及び安全の確立のためには同地域における経済の安定と繁栄とが必須の条件であるが故に、両国は、この経済の安定と繁栄のために協力する。

米国は対日経済援助について好意的に措置する。

7 他の連合国との関係

米国は、他の連合国がこの協定と同様の原則に従つて日本との関係を設定するよう努力する。

8 平和条約との関係

この協定は、平和条約ができれば、それによつて代られる。

(以上)

別添第3

安全保障のための日米協力に関する提案

日米両国は、次の原則の上に日本地域における平和と安全を確立することによつて世界の平和と安全の増進に寄与すべきである。

1 両国は、すべての国民及び政府とともに平和に生きようとする願望を再確認し、それがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の原則に従つて維持し増進されるよう衷心から希望する。

2 両国は、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、国際連合が連合の加盟国でない国の平和と安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。

3 日本国民は、平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものである。日本は、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求して、戦争を放棄し軍備を保持しないこととした。合衆国は、かような国が安全に生存しう

(295)

るような世界を招来することが、国際連合の窮局の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、迅速且つ有効に阻止されなければならないとの確信を有する。

- 4 極東における平和と安全とは共産軍の侵略行為によつて重大な危険にさらされておる。極東における平和と安全を回復し、且つ、確立するためには、平和愛好の民主国の強固な協力と迅速な行動とが必要である。

要 綱

両国は、これがため、次のことに合意する。

1 合衆国の責務

合衆国は、日本の平和と安全を確保するため日本と共同の責に任ずる。

国際連合が日本に対する侵略の行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに必要な一切の措置をとる。

2 日本国の責務

日本国は、自国の安全と生存を守るために固有の自衛権を完全に有することを声明する。

日本国は、日本国に対する侵略を排除するためにとられる合衆国の行動に、可能なる一切の援助及び協力をなす。

3 連国憲章第51条の適用

上述したところは、国際連合憲章第51条の適用を妨げるものでない。(すなわち、日本国に対する武力攻撃が発生した場合には、日米両国は、自衛権を発動して所要の対抗措置をとることができる。)

4 合衆国軍の駐在

日本国は、合衆国の軍隊が上述の共同責務を果すため日本国領域内に常駐することに同意する。

合衆国軍隊の駐在のために日本国が提供する場所及び施設並びに駐在する軍隊の兵力は、両国によつて組織される委員会(後出)で定める。

5 協議事項

両国は、締約国の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。

(296)

6 経 費

日本国に駐在する合衆国の軍隊のための経費は、合衆国の負担とする。

日本国が提供する場所及び施設又は役務についての経費は、委員会(後出)の決定するところに従つて両国が分担する。

7 軍隊の特権的地位

日本国に常駐する合衆国の軍隊は、平時外国に駐在する一国の軍隊が国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。この原則の適用について将来の紛争を避けるため、委員会(後出)は直ちに特権及び免除並びに合衆国軍隊の駐在に伴う各般の事項について、具体的な準則を取りきめなければならない。

8 補 償

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、合衆国はその軍隊又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、公正な補償をなすものとする。

これがため、両国は、両国の代表よりなる共同の調査及び補償額査定のための機関を設け委員会(後出)の下におく。

9 委 員 会

両国は、この協定の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設ける。委員会は、いつでも迅速に会合しうるように組織する。委員会は、必要とする補助機関を設置することができる。

両国は、委員会の決定を遵行する。

10 期 間

(この協力関係は、10年程度の期間について協定する。いかなる場合にも、平和条約が成立した場合には再検討することとする。)

(以上)

別添第4

自立体制の早急整備に関する事項

講和条約の締結、「日米両国間に戦争状態を終了し緊密なる協力関係の基礎を設定するための取極」ができる以前においても、即時日本の自立体制を実質的に強化すること

(297)

は現在の国際情勢の要請するところである。即ち具体的には防衛力の強化、日本国民の自主的気はくの振起、米国との緊密関係の一層の増進が必要である。これがためには、ただ今から自主権の恢復がされねばならない。

1 警察力の強化

(1) 警察予備隊及び海上保安隊の強化

警察予備隊及び海上保安隊を強化して国内及び海上の治安確保に遺憾なきを期す必要がある。

これがため、

イ 武装並びに人的強化（殊に重火器、船艇の増強）

ロ 米軍の干渉を最少限度に止め、自主的積極性をもたしめること。

ハ 米国の武器援助

を必要とする。

(2) 警察制度の改正

警察制度を改正して警察の一元的運用を可能とすることが望ましい。少くとも自治体警察を府県単位として警察力の効率を発揮せしめることが必要である。

2 自主権の恢復

イ 日本政府（国会と裁判所を含む）との交渉はできる限り事実上外交接衝の性質を有するものとし、一本のチャンネルでやることとする。（各セクションが、各省等と個々に接衝干渉することをやめる。）

ロ 民政部の廃止等占領行政機構を縮少する。

ハ 健全なる民意の暢達を阻害するような言論、指導統制を差控える。

ニ 通商協定締結権の日本への委譲など事実上諸外国と直接交渉をなすことを容認する。（正規の在外公館を設けるを含む）

ホ 占領行政として既に設けられた諸制度について、日本政府の判断によりこれを事態に即応するように運用し又は改正し得ることを認める。（事業者団体法、労働基準法等）

3 経済援助

イ 国際情勢の緊迫化並びに各国の戦時経済体制への移行に伴う日本の原料と食糧の確保困難化に対処するため米国は日本に協力を与える。（船腹の拡充を含む）

ロ 財政的援助

日本の経済自立を促進するため経済援助（技術援助を含む）を与え、又警察力拡充等に伴う財政支出増加に対応し財政援助を与える。

付録 27 D作業（訂正版） ダレス顧問訪日に関する件

—1951. 1. 5—

別添1 対日講和7原則に対する所見

別添2 安全保障のための日米協力に関する提案

別添3 再武装に関する所見

ダレス顧問訪日に関する件

1951. 1. 5

米国は、最近の世界情勢の重大化にともない、民主陣営の防衛体制を急速に整備することに全力を傾注しつつある。その場合、日本がその重要な一環となるべきは、自明のことに属する。他面、いわゆる多数講和は早急に実現すること困難な情況にあり、米国は、多数講和の成立をまたずして日本の強化と日米関係の緊密化を強力に推進するための現実的方策を求めていることは、確実である。又、西ドイツの例にかんがみるも、日本の自衛能力の急速なる強化（窮局における再武装を含む）を強く要望していることまた確実である。

上述のごとき情勢の下において、この際、ダレス顧問に対しては、左の趣旨によつて処置するを妥当なりと思量する。

(1) 日本は、共産主義を排し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する確い決意を有する。共産勢力の国際的侵攻の現状下にあつて、安全保障の問題は日本にとつても最大関心事であり、民主国家とともに、あくまで共産勢力に対する防衛に当り、日本自らも能う限りの力を致さねばならないことを充分自覚している。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係の緊密化をはかるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を与えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそつて民主諸国との講和

を急速に実現せしめることが最善の途である（別添第1「対日講和7原則に対する所見」参照）。

- (2) しかし、不幸にしていわゆる多数講和の実現に対する米国の努力が急速に実を結ばずなお相当の時日を要するがごとき場合には、日本の強化と日米関係の緊密化は、1日もゆるがせにすることができない次第であるから、日本としては、米国1国とだけでも、平和条約を締結して両国間に確固たる協力関係の基礎をきずき、爾後両国相携えて同様の関係が日本と他の民主諸国との間にも設定されるよう努力をつづけることと致したい。

しかる上で、米国において希望されるにおいては、極東の安全保障のための取極を両国間に締結することに異存はない（別添第2「安全保障のための日米協力に関する提案」参照）。

- (3) 日本の再武装については、前述の安全保障に関する取極と表裏をなすものであつて、日本が完全なる自主性を回復した上で、日本人によつて自主的に決定されるべき問題であると考え。しこうして、当面の問題として再武装に関し所見を求められるならば、それは日本の希望しないところであると答えざるを得ない（別添第3「再武装に関する所見」参照）。

別添1

対日講和7原則に対する所見

日本政府は、1950年11月24日の国務省公表によつて、対日講和について米国政府において構想せられる条約型式の基礎をなす7項目を正確に知悉するを得た。対日講和を推進するため不断の努力をおしまれない米国政府の果敢な提案に対して感謝の念を禁じ得ない。このいわゆる対日講和7原則のうち次のふたつの点については、日本として深甚な関心をもつ次第であつて、その見解は左に開陳するとおりである。米国において再考されることを熱望する。上述するところを留保して、日本は、米国の提案の線にそうて1日も早く1国とでも多くの国と講和が成立することを希望するものである。

(1) 安全保障問題

1国の安全保障の第1の前提は、いうまでもなく、国民みづからが自己の国を平和と安全のうちに保持しようとする強烈な愛国心が国民の間に自発的にわき起り且つ存

在することである。覚書の4においては、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在すること」が考慮されている。一国の施設と他国の軍隊との間の協力によつてその国の安全保障が完全なるを得ようとは考えられない。平等のパートナーとして国と国との間に安全保障のための協力関係が成立することによつて、初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の所期の目的は達成しうであらう。

安全保障のための取極は、平和条約とは別個のものでなければならない。平和条約では撤兵を規定しなければならない。そして、撤兵の期間内に、もし所望されるならば、別に安全保障に関する取極を締結する方法が望ましいのである。けだし、安全保障のための取極は、本来平和条約とはその性質を異にするものであり、平和条約のうちに規定さるべき事柄ではないからである。

(2) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書3によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。われわれは、米国の軍事上の必要については十分にこれを理解し、いかにでもその要求に応ずる用意がある。しかしながら、これら諸島が日本から分離されることは、国民感情のたえがたいところである。この点再考されんことを希望する。（もし信託統治に付せざるを得ざる場合においては、その地域を軍事上必要とせらるる最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態の解消するときはこれらの諸島が再び日本に復帰せしめらるべきことを何らかの形において明らかにせらるるよう希望する。）

千島は、ヤルタ協定によつてソ連に引渡されることとなつており、また、現実にソ連の占領するところとなつておる。米国が、その7原則において、ヤルタ協定にかかわらず千島の最終的地位の決定を終局的には国際連合総会の決定によらんことを提案せられたことは欣幸にたえない。千島に対する日本の国民感情は、沖縄、小笠原に対するそれにまさるともおとるところはない。米国がこの千島に対する日本の国民感情をとくと考慮されて最後まで日本人の熱望の達成に尽力されるよう懇請してやまない。

以上(1)及び(2)に述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立してゆく上に重大な関係をもつ事項であり、その解決いかんによつては、この緊密関係の樹立を阻害するための

好個の口実を共産陣営に与えることになるであろう。

このような考慮からすれば、覚書 3 及び 4 は日本国民の意思を無視して日本国に駐兵し、又は、沖縄及び小笠原諸島の帰属を決定する趣旨ではないということをできるだけ早い機会に宣明せられることがきわめて望ましい。

別添 2

安全保障のための日米協力に関する提案

日米両国は、次の原則の上に日本地域における平和と安全を確立することによつて世界の平和と安全の増進に寄与すべきである。

- 1 両国は、すべての国民及び政府とともに平和に生きようとする願望を再確認し、それがため、国際の平和と安全とが国際連合憲章の原則に従つて維持し増進されるよう衷心から希望する。
- 2 両国は、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、国際連合が連合の加盟国でない国の平和と安全についても憲章によつて責務を有することに留意する。
- 3 日本国民は、平和愛好諸国の公正と信義に信頼してその安全と生存とを保持しようとするものである。日本は、正義と秩序とを基調とする国際平和を誠実に希求して、戦争を放棄し軍備を保持しないこととした。合衆国は、かような国が安全に生存しようとする世界を招来することが、国際連合の窮局の目標であることを確信し、また、かような国に対する侵略は、迅速且つ有効に阻止されなければならないとの確信を有する。
- 4 極東における平和と安全とは共産軍の侵略行為によつて重大な危険にさらされている。極東における平和と安全を回復し、且つ、確立するためには、平和愛好の民主国が国連憲章の原則の下に強固な協力と迅速な行動にいくことが必要である。

要 綱

両国は、これがため、次のような安全保障のための協力をなすこととする。

1 合衆国の責務

合衆国は、日本の平和と安全が太平洋地域とくに合衆国の平和と安全と不可分の関係にあることを認める。合衆国は、日本の平和と安全とを確保するため日本と共同の責に任ずる。

(302)

国際連合が日本国に対する侵略の行為の存在を決定したときは、合衆国は侵略を排除するため直ちに必要な一切の措置をとる。

2 日本国の責務

日本は、自国の安全と生存を守るために固有の自衛権を完全に有することを声明する。

日本は、日本に対する侵略を排除するためにとられる合衆国の行動に、可能なる一切の援助及び協力をなす。

3 国連憲章第 5 1 条の適用

上述したところは、国際連合憲章第 5 1 条の適用を妨げるものでない。(すなわち、日本国に対する武力攻撃が発生した場合には、両国は、自衛権を発動して所要の対抗措置をとることができる。)

4 合衆国軍の駐在

日本は、合衆国の軍隊が上述の共同責務を果すため日本国領域内に常駐することに同意する。

合衆国軍隊の駐在のために日本が提供する場所及び施設並びに駐在する軍隊の兵力は、事の性質上公表に適しないので、委員会(後出)で定めることとする。

5 協 議 条 項

両国は、締約国の領土の保全、政治的独立又は安全が脅かされていると認めるときはいつでも、協議する。

6 経 費

日本に駐在する合衆国の軍隊のための経費は、合衆国の負担とする。

日本が提供する場所及び施設又は役務についての経費は、委員会(後出)の決定するところに従つて両国が分担する。

7 軍隊の特権的地位

日本に常駐する合衆国の軍隊は、平時外国に駐在する一国の軍隊が国際法上通常享有する特権及び免除を享有する。この原則の適用について将来の紛争を避けるため、委員会(後出)は直ちに特権及び免除並びに合衆国軍隊の駐在に伴う各般の事項について、具体的な準則を取りきめなければならない。

(303)

8 補 償

両国の友好関係を促進し且つ維持するために、合衆国はその軍隊又はこれに属する個人の行為により日本国民の身体財産に対して損害が発生した場合には、公正な補償をなすものとする。

これがため、両国は、両国の代表よりなる共同の調査及び補償額査定のための機関を設け委員会（後出）の下におく。

9 委 員 会

両国は、この協定の実施に関する事項を審議するため、両国の同数の代表をもつて構成する委員会を設ける。委員会は、いつでも迅速に会合しうるように組織する。委員会は、必要とする補助機関を設置することができる。

両国は、委員会の決定を遵行する。

10 期 間

（この協力関係は、10年程度の期間について協定する。期間中といえども、国際連合によつて日本の安全が確実に保障されるようになったと両国が認める場合には、この協定は終了する。）

別添3

再武装に関する所見

1 日本は、遠い将来はいざ知らず、当面の問題として、再武装することを欲しない。

けだし、

(i) 日本人は、太平洋戦争のにがい経験で、心底から戦争を嫌悪している。軍隊をもつことは、やがて、日本を戦争にまきこむことである。戦争と軍備の放棄のうちに日本の平和と世界の平和とを求める日本人の気持は真剣なものである。これが、日本人の多数の偽らざる心境である。

(ii) 日本は、再武装をなす余裕もち合わせない。戦争の結果、領土の4割を失い、残された国土には軍備の根幹ともいふべき鉄鋼資源もなければ石油資源もない。アルミ資源もない。かような国家が近代戦に役立ちうるような軍備をもとうとする事には無理がある。

(iii) 今日日本の1番必要とするものは経済の自立であり、それに伴う民生の安定である。日本の経済は、戦後5年半にしてある程度回復しておる。これすら、米国から

(304)

の経済援助に負うところ多大である。いまだ基礎のぜい弱な日本経済に対して、いま、再武装の負担が加えられるならば、日本経済は、立ちどころに、その重圧の下に崩壊し民生は貧弱化し、そこに、共産陣営の好個の狙である社会不安が醸成されるであろう。国の安全保障のためと称せられる再武装は、逆に、国の安全を破壊にみちびく危険すら包蔵している。

(iv) 日本は、戦争によつて、数少からぬ極東諸国を苦しみ近隣諸国に脅威を加えた。これら諸国の日本の再侵略に対する危惧は、日本人からみればなんらの根拠もありえないのだが、蔽としていまだに存在している。これらの国民の対日危惧を解き、且つ、これらの国民に新日本が平和愛好の民主国家に本当になりきつて理解してもらうためにも、国の安全保障を、再武装以外の方途において発見しなければならぬと信ずる。

かような次第で、日本としては、再武装は当面考慮の外におかるべきものであると確信する。

2 日本は、再武装を希望しない。しかし国家たる以上国の自衛の能力は完全に有しており、また有すべきものであると思考する。この意味において、日本は、国内の治安の維持について、完全に独力をもつて対処しうる手段を保有せんことを熱望するものである。これがため、警察予備隊の人員の増強と装備の補強（少くとも軽戦車級の武器を常有せしめたい）及び海上保安隊の人員の増強と装備の補強（少くとも水雷艇級の船艇と偵察用航空機を使用せしめたい）とを早急に実現するとともに警察全般にわたつてその一元的活動を可能ならしむよう制度の抜本的改正をなす必要を痛感する次第である。

上述のような完全なる国内治安確保の手段を有する限り、国の安全を内部よりおびやかし、しかる上に、その国を自己薬籠中のものとなさんとす共産陣営の常套手段は、遂に、日本に対して行使される機会はないであろうと信ずる。

3 軍備なくして、いかにして対外安全を保障しうるのであるか。国際連合が、その設立当期待されていたように運営される時代がくれば、この問題は、解消する。わが憲法が戦争と軍備の放棄を国の根本制度として採択したときも、そのような国際社会の確立せんことを希求し、且つ、その確立に寄与せんとして、これをなした次第は、憲法の前文と第9条の明言するとおりである。不幸にして、現実の国際情勢は、国際

(305)

社会がかような段階に到達するのになお遺きを思わしめるものがある。かかる故にこそ、日本は、平和条約とは別個に、米国との間に日本地域の平和と安全の保障のための両国間の協力体制について明瞭な了解を遂げ、もつて、国連憲章による一般的保障を補強するに異議なき次第である。（しかして、この関係において、日本は、ある地域において侵略行為が行われるればそれに対して直ちに制裁措置が加えられるような制度を確立する方向に安全保障の途を発見しようとすると同時にある地域において（日本のような）戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限によつて相互の間に安心感と信頼感とを強固にする方向に安全保障の途を発見せんとする考案をもあわせて考慮にいれられんことを提言したい。）

- 4 最後に、世界の情勢について日本は的確な判断を下すべき立場にない。もし米国の見解によれば、情勢きわめて重大にして、上述するところの日本の提言のみによつて対処するを得ず、即刻なんらかの米国軍又は国連軍の補強のための措置が必要であり、それがために、日本の協力を必要とせらるるがごとき事情ありとするならば、米国なり国際連合が日本人（但しあくまで個人の自由意思によらねばならない）をその軍隊の組員として使用されることは日本の国法上不都合なところなく政府としてもあえてこれに異存なきことを附言しておきたい。

付録 28 D 作業（再訂版）

—1951. 1. 19—

1 要 領

1. 日本は、共産主義勢力に対抗し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する。日本を、民主陣営の一員として実質的に強化するためには、日本に完全なる自主性を回復せしめなければならない。これがため、まず講和条約を締結すべきこと。
2. 講和実現に対する米国の努力が急速に実を結ばず、なお、相当の時日を要する場合には、まず米国一国とだけでも平和条約を締結すること。

条約の内容については、米国の7原則に沿うもので結構である。但し、安全保障と領土とについて、米国の再考をわずらわしたいこと。すなわち、前者については、安全保障のための協力体制はインポーズされることなく平等なパートナー

（306）

として、平和条約とは別個に成立せしむべきこと。後者については、日本の本来の領土である沖縄、小笠原諸島及び千島の分離が国民感情のたえがたいところであること。

3. 日本の再武装は、当面の問題としては、これを希望しないこと。

げだし、

(1)日本人は、そのにがい経験で戦争を心底から嫌悪し、(2)近隣諸国中にも日本の再侵略に対する危惧は蔽として存在し、日本の内部的にもかような危惧の増大をさける十分な理由があり、(3)特に、今日、日本の最も必要とし、且つ、国家安全の基礎ともいうべきは経済自立であつて、再軍備はこの日本経済の再建を崩壊せしめるからであること。

しかし、国内の治安の維持のため、警察予備隊及び海上保安隊の増強は是非とも必要であること。

4. 軍備なくして、対外安全を保障し得べきやとの反問に対しては、国連による一般的保障を補強するための協力体制を設立することに、上述のように、異議がない。のみならず、共産陣営と同じく民主陣営も、神経戦と滲透戦術によつて共産陣営に積極的に対抗すべきであり、また、ある地域における戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限のごとき措置によつて、相互の間の安心感を強固にする考案のごときも考慮の価値あるべきを指摘すること。

2 再訂版 本文

1. 日本は、あくまで共産主義勢力に対抗し、民主国家とともに世界の平和と安全の維持に協力する決意である。

日本を民主陣営の一員として実質的に強化し、日米関係を緊密ならしめるためには、日本に完全なる自主性を回復せしめ、民主陣営の対等の一員としての地位を与えることが先決問題である。そのためには、米国提案の趣旨にそつて民主諸国との講和を急速に実現せしめることが最善の途である。

2. しかし、講和実現に対する米国の努力が急速に実を結ばずなお相当の時日を要する場合には、日本の強化と日米関係の緊密化は、一日もゆるがせにすべからざるをもつて、日本としては、先ず米国一国とだけでも、平和条約を締結することを希望する。

条約の内容については、いわゆる7原則において、政治上も経済上も、日本に

（307）

対して何ら特別の制限を加えざるべきことを明らかにされたことは感謝に耐えない。但し次のふたつの点については、米国において再考されることを希望する。

(1) 安全保障問題

覚書の4においては、「日本国区域における国際の平和と安全の維持のために、日本国の施設と合衆国の及びおそらくはその他の軍隊との間に継続的協力的責任が存在すること」が考慮されている。日本は、日本国区域における国際の平和と安全が、国際連合の原則に従つて維持せられることを希望し、これがため米国が不断の努力を継続されることを希望する。しこうして、覚書に予想せらるるとき協力体制については、平等のパートナーとしての国と国との間における安全保障のための協力関係として、平和条約とは別個に成立することを希望する。けだし、かくして初めて、国家防衛の熱意は国民の間に生起し安全保障の所期の目的は達成しうるからである。

(2) 領土問題

沖縄、小笠原諸島は、覚書3によれば米国の信託統治の下に置かれることが提案されている。米国の軍事上の必要については、いかようにでもこれに応ずる用意がある。しかしながら、これら日本の本来の領土である諸島が分離されることは、国民感情のたえがたいところである。(もし信託統治に付せざるを得ざる場合においては、その地域を軍事上必要とせらるる最小限にとどめ、日本を共同施政者とし、また、信託統治を必要とする事態の解消するときはこれらの諸島が再び日本に復帰せしめらるべきことを何らかの形において明らかにせらるるよう希望する。)

覚書3において、千島の最終的地位の決定を終局的には国際連合総会の決定によらんことを提案せられたことは欣幸にたえない。千島に対する日本の国民感情は、沖縄、小笠原に対するそれにまさるともおとるところはない。米国がこの千島に対する日本の国民感情をとくと考慮されて最後まで日本人の熱望の達成に尽力されるよう懇請してやまない。

以上(1)及び(2)に述べた点は、今後両国の緊密関係を樹立してゆく上に重大な関係をもつ事項であり、その解決いかんによつては、この緊密関係の樹立を阻害するための好個の口実を共産陣営に与えることになるであろう。

3. 日本の再武装については、当面の問題としてはこれを希望しない。

けだし、

(1) 日本人は、太平洋戦争のにがい経験で、心底から戦争を嫌悪している。戦争の放棄と軍備の撤廃のうちに日本の平和と世界の平和とを求める日本人の気持は真剣なものである。

(2) 今日日本の一番必要とするものは経済の自立であり民生の安定である。日本の経済は、戦後5年半にしてある程度回復しておる。これすら、米国からの経済援助に負うところ多大である。いまだ基礎ぜい弱であつて、しかも近代的軍備に必要な基礎的資源を欠如する日本経済に対して、いま、再武装の負担が加えられるならば、日本経済は、立ちどころに、その重圧の下に崩壊し民生は貧窮化し、そこに共産陣営の好個の狙である社会不安が醸成されるであろう。国の安全保障のための再武装は、逆に、国の安全を内部から危殆ならしめるであろう。今日、日本の安全は武装よりも民生の安定にかかるとはるかに大である。

(3) 近隣諸国の日本の再侵略に対する危惧は、厳として存在している。日本は、これらの国民の対日危惧を解かなければならない。のみならず、卒直に言えば、内部的にも、かかる外部における危惧を増大させるようなことを避くべき十分な理由がある。従つて、われわれは、国の安全保障を再武装以外の方途において発見しなければならない。

しかし国家たる以上当然国内の治安の維持について、完全に独力をもつて対処する手段を保有すべきである。これがため、警察予備隊及び海上保安隊の人員の増強と装備の補強とを早急に実現するとともに警察全般にわたつてその一元的活動を可能ならしむるよう制度の抜本的改正をなす必要を痛感する。

4. 軍備なくして、いかにして対外安全を保障しうるのであろうか。国際連合が、その設立当期待されていたように運営される時代がくれば、この問題は解消する。しかし、現実の国際情勢は、国際社会がかような段階に到達するの日なお遠きを思わしめるものがある。かかる故にこそ、日本は、前述のように、平和条約とは別個に、日本国区域の平和と安全の保障のための協力体制を設立し、もつて、国連憲章による一般的保障を補強するに異議なき次第である。しかし、これのみが極東地域における共産

陣営の進出に対する対抗策ではあるまい。

現に共産陣営が民主陣営に対して行っているような神経戦と滲透戦術を民主陣営も共産陣営に対して積極的に行うべきではあるまいか。また、ある地域において侵略行為が行われるればそれに対して直ちに制裁措置が加えられるような制度を確立すると同時にある地域において戦争と軍備の放棄、または、軍備の制限によつて相互の間に安心感と信頼感とを強固にする方式によつて安全保障の途を発見せんとする考案も考慮の価値があるであろう。

付録 29 安全保障についての問題点

—1951. 1. 24—

合衆国の対日講和7原則提案以来安全保障について各種の報道がある。これらの報道について次のような問題がある。

1. 米国では、「日本が自衛できるようになるまで」米国（その他の国も加わるかも知れない）と日本との間に共同防衛的な取極の下に米軍（その他の国の軍も加わるかも知れない）が日本に駐留することにしたい腹案だと報じられている。

「日本が自衛できるようになるまで」とすると、永久駐兵の結果を招来する可能性もある。

また、この表現には、日本に再軍備さしたい意向ももられているようにうけとれる。かような漠然とした期限をつけることは、問題である。

2. 安全保障の取極の内容のひとつとして日本に一定限度の軍備をもつことを許し且つ日本がその限度を守っているかどうかを確かめるための監視を規定しようとの考えがある。英連邦にこの傾向が強い。

監視付の制限軍備をもつということは、自主独立国にとつて問題である。同じく民主陣営の盟邦として日本を迎えるゆえんでもない。

3. 太平洋同盟のような集団保障方式を取り結び、そのうちに、「日本が侵略行為にでる場合には他の加盟国は協力して日本に当るべき」ことを明らかにしようとの考案もでている。

民主陣営の共産陣営に対抗するための安全保障取極（具体的にいえば米国のソ連に

(310)

対抗するための安全保障取極である。）のうちに、盟邦の盟邦に対する侵略の可能性を予見し、これに対し実力行使の義務を定めるような方式が、問題とされていることは、日本の安全保障のための駐屯軍が日本の侵略に対する監視軍に性質を一変しうることを意味するものであつて、日本として承服しかねるところである。

付録 30 米国が沖縄、小笠原諸島の信託統治を固執する場合の措置

—1951. 1. 26—

沖縄及び小笠原諸島が信託統治にされる場合、国民感情を最も刺戟する点は、これら諸島が永久に日本の手を離れるのではないかという点である。

これを緩和するためには左の措置が考えられる。

- (1) 信託統治に期限を付すること。

実例として旧伊太利植民地ソマリランドの信託統治期間は10年とされ、その後は独立することになつてゐる。かように、信託統治に年限をつけることが一番望ましい。

それがむずかしい場合には、「これらの諸島を信託統治にすることを必要ならしめる事態が存続する期間」信託統治に付することとし、かかる必要の解消した場合には、憲章第76条（信託統治の基本目的を定めている）（ろ）の規定に従つて、「住民の自由に表明した意思」に従つてこれら諸島の最終的地位を決定すべきことを信託統治協定において明白にする。これは、憲章の規定に合致するところであつて、法理上の困難はない。

これに加えて、信託統治にする必要の解消したる暁には合衆国がこれらの諸島を日本に返還する考えであるとの保障を協定外の文書で取り付けられれば、万全である。

- (2) 日本を共同施政者（ジョイント・オーソリティ）とすること。

信託統治地域に対して共同施政者を設けている実例は、ナウル島に対する英、豪及びニュージーランドの共同施政がある。また、旧敵国を施政者とした例は、伊のソマリランドに対する施政がある。日本が合衆国とともにこれらの諸島の共同施政者となれば、諸島の帰属についても、諸島の行政についても、島民に対する権能についても、合衆国と同等の地位にたつこととなり、わが国民感情を満足せしむるに足ろう。

(311)

(共同施政者という観念は、国務省係官が言及した事実がある。)

なお、島民の国籍については、憲章に定める信託統治制度の関係から、施政国の国籍も取得せず、また、国際連合の国籍も取得せず、また旧領有国の国籍も保有せず、どの国の国籍もない特殊の地位にあつて（先例によると信託統治地域の市民権を有するとされておる。）施政国が地域外において外交上及び事実上の保護を与えることになつておる。従つて、これらの諸島の住民に対する日本国籍の保有を要請することは困難である。

上述の2点の外、信託統治に関して左記の事項について考慮を求むべきである。

- (1) これら諸島と日本本土との関係をできるだけ従来通りとすること。なかんずく、双方住民の交通移住は自由とし、関税上も日本の一部として認められること。
- (2) 従来小笠原諸島、硫黄島の住民であつて、戦争中（日本によつて）及び終戦後（米国によつて）日本本土に引揚させられているものについて、原島に復帰を許されること。

資料 1 基地貸与協定の分類 (1949. 11. 26 条約局)

米比軍事基地協定	米英租借地協定	グリーンランド防衛に関する米丁協定	旅順口に関する中ソ協定	フィンランド平和条約中のソ連に対する基地租借条項
(1947年3月14日署名)	(1941年3月27日署名)	(1941年4月9日署名)	(1945年8月14日署名の中ソ友好及び同盟条約の補足協定)	(1947年2月10日署名)
(附属書として1940年9月2日署名の米国務長官、英国大使間の交換公文あり。)				
協定の目的	米国の安全及び西半球の防衛。(交換公文)	デンマーク領たるグリーンランドの防衛並に西半球特にアメリカ大陸の平和及び安全の維持。(前文)	両国の安全強化及び日本の再侵略防止。(第1項)	
租借地域の範囲	米側は、英側から次の海空軍基地を租借する。 (1)常時使用する基地。(陸海空軍基地及び兵た ん等15ヶ所) 米側は、比側から次の海空軍基地を租借する。 (1)ニューファウン ドランド、バ ミューン、 ジャマイカ、サ ンタ	米側は、英側から次の海空軍基地を租借する。 (1)ニューファウン ドランド、バ ミューン、 ジャマイカ、サ ンタ	中ソ両国は、旅順口を海軍基地として共同に利用する。但し、基地防衛は、ソ側が引受け る(第1項及び第4項)	ソ連は、ボルカ ラ ウ ッ ド地区を海軍基地として租借する。(第4条)